

# 徳島県事前復興計画策定ガイドライン

令和7年3月

徳 島 県

# 目次

はじめに.....	1
1. ガイドラインの目的.....	1
2. ガイドラインの位置付け.....	2
(1) 上位関連計画等との関係.....	2
(2) 対象とする災害.....	3
3. ガイドラインの構成.....	4
第1章 事前復興計画について.....	5
1. 事前復興計画の役割等.....	5
(1) 事前復興計画の役割.....	5
(2) 事前復興計画の構成.....	6
2. 事前復興計画の策定により期待される効果.....	8
第2章 徳島県で想定されている災害.....	9
1. 徳島県で想定されている災害.....	9
(1) 南海トラフ巨大地震.....	9
(2) 中央構造線・活断層地震.....	10
(3) 様々な災害リスク.....	11
2. 沿岸市町の被害特性.....	12
(1) 津波による甚大な被害のおそれのある地域.....	12
(2) 公共公益施設、民間施設等の浸水被害のおそれ.....	13
3. 内陸市町村の被害特性.....	14
(1) 震災による甚大な被害のおそれ.....	14
(2) 水害による甚大な被害のおそれ.....	15
第3章 事前復興計画における基本的な考え方.....	16
1. 徳島県における事前復興の基本的な考え方.....	16
(1) 基本的な考え方.....	16
(2) 事前復興の基本理念と基本方針.....	16
2. 事前復興まちづくりの検討における基本的な考え方.....	19
(1) 事前復興まちづくりの検討が必要な地域.....	19
(2) 前提となる津波浸水想定.....	21
(3) 復興土地利用の考え方.....	24
(4) 津波浸水深等に応じた復興パターン.....	26
(5) 地形等に応じた復興パターン.....	28

第4章 市町村における事前復興計画策定の進め方.....	37
1. 市町村の事前復興計画の位置付け等.....	37
(1) 市町村の事前復興計画の位置付け.....	37
(2) 事前復興計画の構成と記載項目.....	38
2. 検討の手順と体制等.....	40
(1) 検討の手順と体制.....	40
(2) 事前復興計画のとりまとめ方法.....	46
3. 復興ビジョンの検討.....	47
(1) 復興ビジョンの構成と概要.....	47
(2) 構成ごとの検討方法等.....	48
4. 事前復興まちづくり計画の検討.....	63
(1) 事前復興まちづくり計画の構成と概要.....	63
(2) 構成ごとの検討方法等.....	64
5. 復興プロセスの検討.....	71
(1) 復興プロセスの概要.....	71
(2) 復興プロセスの整理項目.....	72
(3) 復興プロセスの作成.....	73
6. 復興事前準備の推進.....	97
(1) 復興事前準備の検討.....	97
(2) 復興事前準備の推進.....	98
第5章 事前復興計画の運用.....	105
1. 定期的な見直し.....	105
2. 大規模災害発生後の運用.....	106
参考資料.....	107
■徳島県事前復興計画策定ガイドライン検討会.....	108

---

# はじめに

## 1. ガイドラインの目的

南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震が発生した際には、本県では、甚大な被害が想定されている。

大規模災害が発生した際には、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、国は必要があると認めるときに「復興基本方針」を定め、県にて大規模災害からの復興のための施策に関する基本方針（以下、「県復興方針」という。）を、市町村にて復興計画を作成することができることと規定されている。

しかしながら、被災市町村では、応急・復旧に加えて、避難所の運営や罹災証明の発行等に、多大な時間と人手を要し、復興計画の策定に速やかに着手できない状況に陥ることも想定される。

東日本大震災においても、復興計画の策定に当たり、

- ・大規模災害発生後のまちづくりは想定していなかったため、新たな考え方でまちづくりを検討する必要に迫られた
- ・行政機能の被災とあわせて、情報や人材、技術的ノウハウが不足し、計画策定の進め方が課題となった
- ・計画策定の遅れとあわせて、復興事業や仮設住宅用地の確保が難航、住民との合意形成が進まないこと等による復興の長期化が生じた
- ・復興の長期化等を起因に、人口減少・高齢化の傾向の加速化、地域の衰退等につながる地域もみられた

等の課題がみられており、復興計画の策定に向けた事前準備は重要な取組といえる。

そのような中、国では、「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」（平成30年7月）や「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」（令和5年7月）等を策定し、地方公共団体における復興の体制や手順、目標の事前検討等の復興事前準備の取組を促している。

また、本県においても、「徳島県震災復興都市計画指針」（平成30年3月）や「徳島県復興指針」（令和元年12月）を策定し、県及び県内市町村の事前復興に関する取組の後押しを行ってきた。令和6年8月には、「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画」と「徳島県国土強靱化地域計画」、「徳島県復興指針」の3計画を統合した「徳島県国土強靱化・レジリエンス推進計画」を策定し、市町村の事前復興の取組や事前復興計画の策定を促すこととしている。

本ガイドラインは、このような背景を踏まえつつ、徳島県内の市町村における具体的かつ実践的な事前復興計画の策定を後押しするものとして作成するものである。

## 2. ガイドラインの位置付け

### (1) 上位関連計画等との関係

本県では、被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と総称し、これまで様々な取組を進めてきた。平成30年3月には、「徳島県震災復興都市計画指針」を策定し、都市の迅速な復興のため、平時より取り組んでおくべき事項をとりまとめた。

令和元年度には「迅速な復旧・復興に向けた手順」や「事前に取り組むべき事項」をまとめた「徳島県復興指針」を策定するとともに、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に、震災対策の基本施策として「事前復興」を位置づけた。

また、令和6年8月には、「徳島県復興指針」と他の防災関連計画を統合した「徳島県国土強靱化・レジリエンス推進計画」を策定し、「事前復興」を基本理念の一つに掲げ、これまでの取組を引き継ぐとともに、さらなる推進を図ることとしている。

本ガイドラインは、これらの取組を踏まえつつ、市町村における「事前復興計画」の策定を促し、被災後の迅速かつ円滑な復旧及び復興を図るため策定するものである。

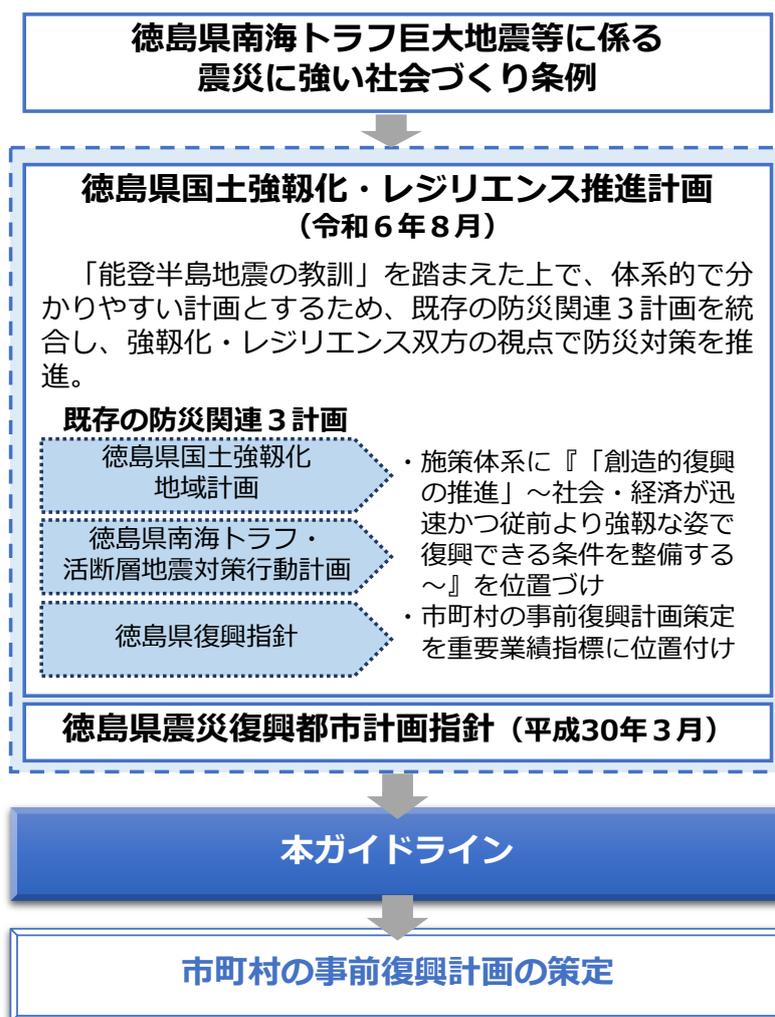


図 ガイドラインの位置付け

## (2) 対象とする災害

本県では、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震により、甚大な被害が想定されている。

本ガイドラインは、本県が備えを進める二つの巨大地震である、「南海トラフ巨大地震」及び「中央構造線・活断層地震」を主な想定災害とする。

なお、津波被害が想定されていない中山間地域等においても、地震に伴う火災や家屋倒壊、大規模な土砂災害・洪水、地域の孤立等のおそれがあり、事前復興の取組は重要である。

### 3. ガイドラインの構成

国の「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」や他の都道府県の指針・手引き等を参考にしつつ、

- ・市町村の事前復興計画策定を促進する
- ・市町村の担当者が使いやすい
- ・徳島県内の地域特性等に適している
- ・計画策定により事前復興の取組が加速する

という基本的な考え方にに基づき、以下のような構成案とした。

#### ■構成

役割	項目	概要
事前復興計画策定の必要性	はじめに	本ガイドラインの目的を示すとともに、上位・関連計画との関係や対象とする災害を整理している。
	第1章 事前復興計画について	市町村が作成する事前復興計画の役割や構成、事前復興計画を策定することにより期待される効果を整理している。
	第2章 徳島県で想定されている災害	徳島県で想定されている大規模災害として、南海トラフ巨大地震及び中央構造線・活断層地震等の被害想定を整理している。
計画策定に当たった基本的な考え方	第3章 事前復興計画の策定における基本的な考え方	徳島県における事前復興計画の策定における基本的な考え方を示している。 また、大規模災害が発生した際の復興まちづくりにおける基本的な考え方として、土地利用や地形等に応じた復興パターンを整理している。
計画策定の進め方と事前準備	第4章 市町村における事前復興計画策定の進め方	市町村が作成する事前復興計画の上位・関連計画との関係を示すとともに、「復興ビジョン」、「事前復興まちづくり計画」、「復興プロセス」に記載する項目等の一例を示している。それぞれの検討の手順や体制、とりまとめ方法、それぞれの構成に応じた検討方法等を整理している。 また、事前復興計画の検討を通じて、今、できることを復興事前準備として、取り組むべき施策・事業の検討を行うことを示している。
	第5章 事前復興計画の運用	事前復興計画の見直しや大規模災害発生後の運用について整理している。
	参考資料	事前復興計画の策定や復興事前準備に活用可能な補助事業等を整理している。

# 第1章 事前復興計画について

## 1. 事前復興計画の役割等

### (1) 事前復興計画の役割

「徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画」では、事前復興を以下のように位置付けている。

被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と総称し、「準備する事前復興」と「実践する事前復興」から構成される。

#### ■準備する事前復興

被災後の対応では復興が大幅に遅れる事項や要因解決に向けた取組

- ・ 事前に取り組むべき事項に係るマニュアル作成や対応方針等の作成
- ・ 様々な台帳等の整備や地籍調査による権利関係の把握 など

#### ■実践する事前復興

被災しない状態を実現する施設整備や復興に向けた訓練等

- ・ 高台移転や堤防整備
- ・ 策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニング など

市町村が策定する「事前復興計画」は、大規模災害発生後の迅速かつ円滑な復興計画の策定や復興事業の推進に向けた「準備する事前復興」の役割を担うとともに、市町村における「実践する事前復興」の推進に向けた道標等となるものである。

また、事前復興計画は、被災者一人ひとりの復興を支援する「被災者復興」の指針であると同時に、被災地において地域の関係者と行政の合意に基づき取り組む「被災地の復興地域づくり」の指針となるものでもある。

そのため、本ガイドラインで策定を促す「事前復興計画」は、以下のような役割を担うものと定義する。

- ・ 大規模災害発生後に策定を行う「復興計画」の基礎となるもの
- ・ 大規模災害発生後の「各種の復興事業等」の速やかな実施につながり、「迅速かつ円滑な復興の実現」に向けた備えとなるもの
- ・ 市町村における事前復興の取組（「準備する事前復興」と「実践する事前復興」）推進における指針となり、「安全・安心な暮らしの実現や地域の維持・活性化等」に寄与するもの

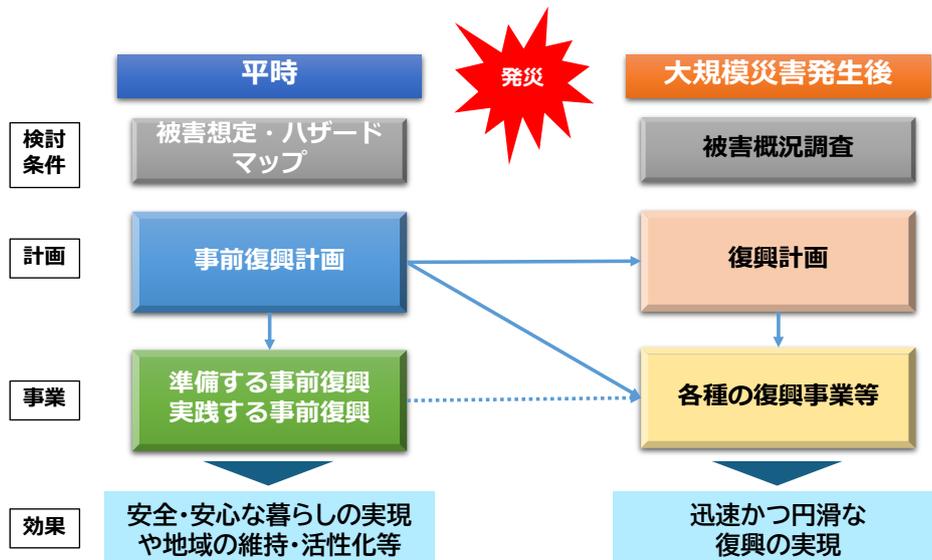


図 事前復興計画の役割

## (2) 事前復興計画の構成

事前復興計画の役割を踏まえ、市町村が作成する事前復興計画の構成を、「復興ビジョン」、「事前復興まちづくり計画」、「復興プロセス」に分類し、以下のように位置付ける。

### ■市町村が作成する事前復興計画の構成

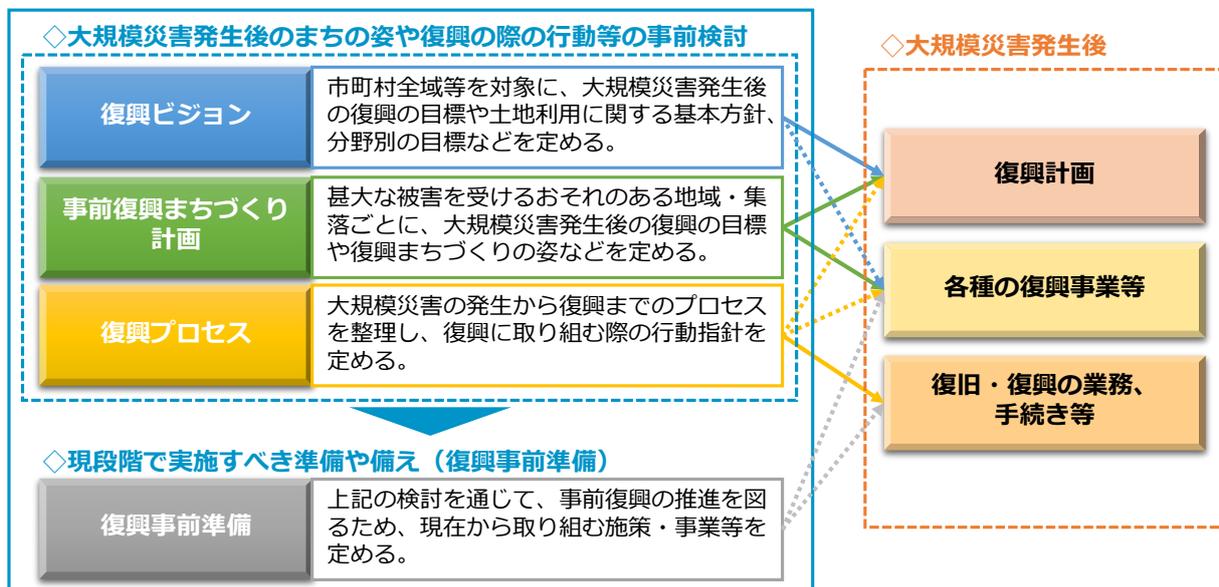


図 市町村が作成する事前復興計画の構成

復興ビジョンは市町村全域を対象に作成するのに対し、事前復興まちづくり計画は地域・集落ごとに検討を行うものであり、市町村で1つ以上の「事前復興まちづくり計画」を作成することとなる。

行政区画が広い市町村や市街地・集落が点在する場合は、複数の「事前復興まちづくり計画」を作成することとなるが、モデル的な市街地・集落を選定すること、複数年度に分けて計画を作成するなどの対応を行う。

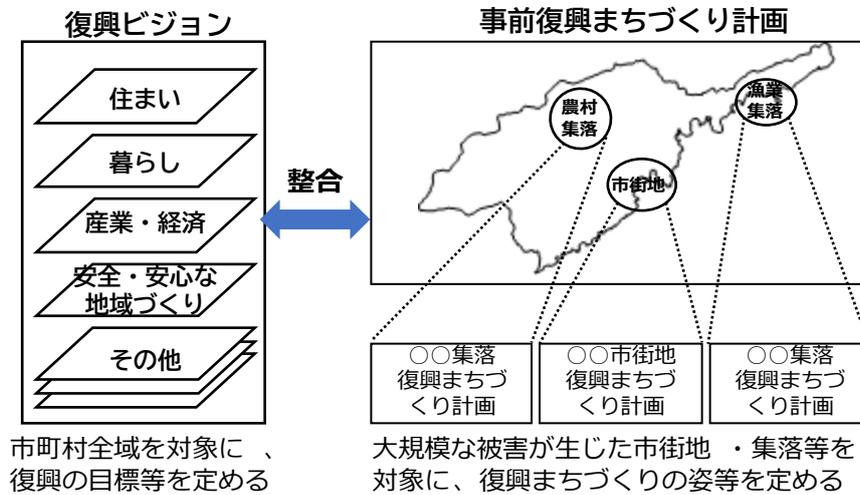


図 復興ビジョンと事前復興まちづくり計画のイメージ

国では、「復興事前準備」の位置付けとして、「防災・減災対策」の関係を含めて以下のように示している。

事前復興計画は、「復興事前準備」の取組に該当し、大規模な災害による甚大な被害が起こることを想定し、どのような手順で、どのようなまちづくりを目指していくのかを検討するものである。

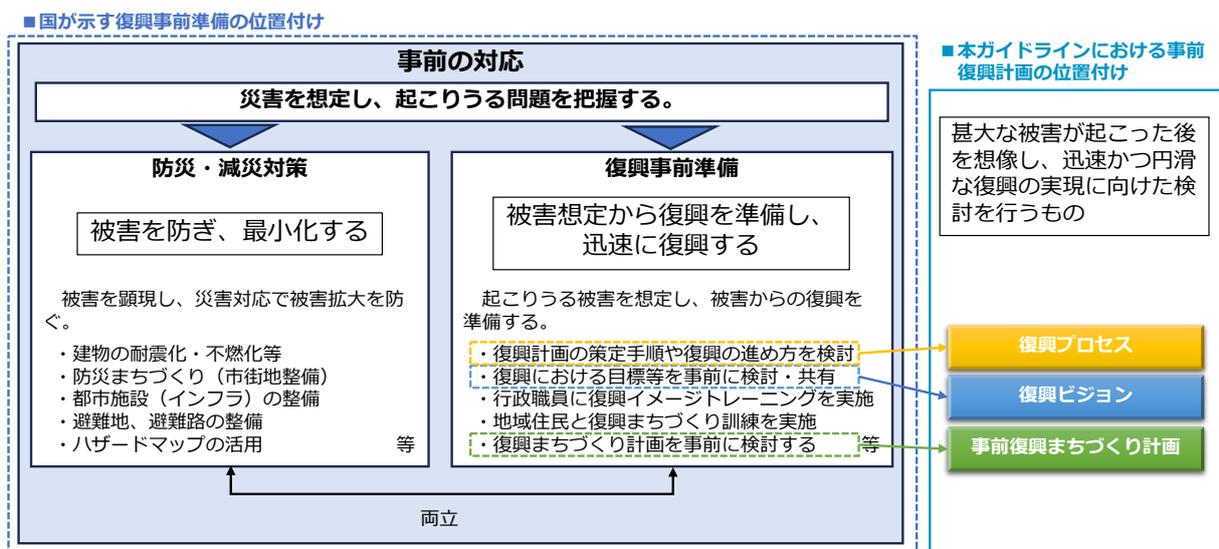


図 防災・減災対策と復興事前準備、事前復興計画の位置付け

（参照：事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（国土交通省 2023年7月）をもとに加筆）

## 2. 事前復興計画の策定により期待される効果

事前復興計画の策定により期待される効果として、以下のようなことが挙げられる。

- ①復興までの期間短縮：事前復興計画を策定しておくことで、復興計画の早期作成が図られるとともに、円滑な復興事業の推進が図られる。
- ②創造的復興の実現：平時に復興後の姿等を検討しておくことで、より適切な復興の選択肢を検討することが可能となり、復興まちづくりの質の向上・適切化が図られる。
- ③平時における事前復興の推進：事前復興計画を策定しておくことで、平時から防災・減災対策との両立のもと事前復興の推進が図られ、地方創生や大規模災害時の被害軽減等に寄与する。

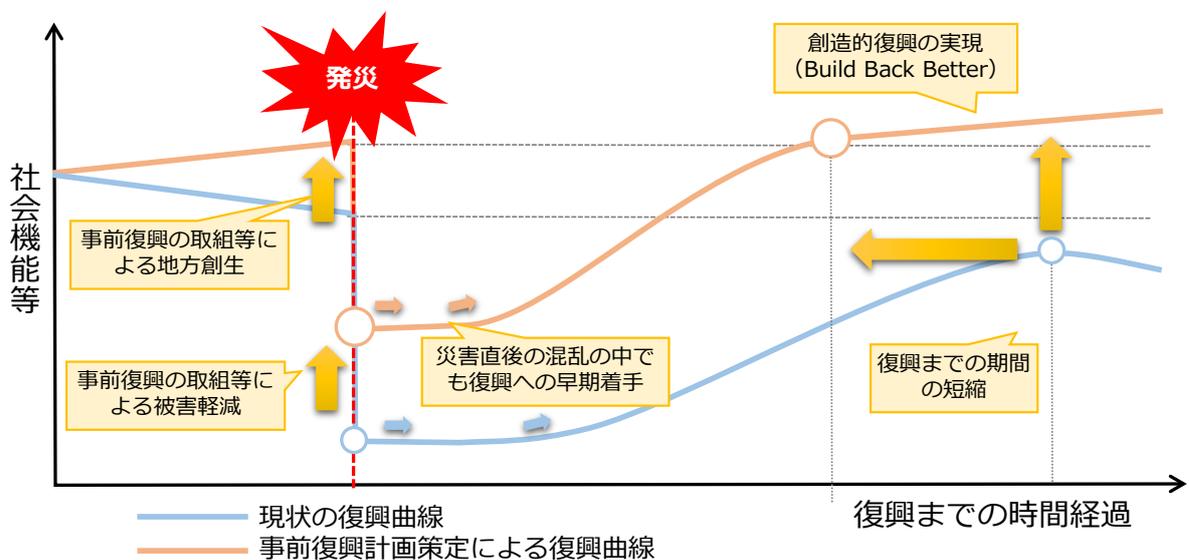


図 事前復興計画の策定による効果イメージ

## 第2章 徳島県で想定されている災害

### 1. 徳島県で想定されている災害

#### (1) 南海トラフ巨大地震

本県は、有史以来幾度となく南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けている。昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から約80年が経過しており、今後30年以内に南海トラフ沿いの大規模地震が発生する確率は80%程度と言われている。

南海トラフ巨大地震が発生した際には、地震の揺れ・津波等により、甚大な被害が生じるおそれがある。

#### 徳島県 南海トラフ巨大地震 想定結果(第一次) H25.7.31公表

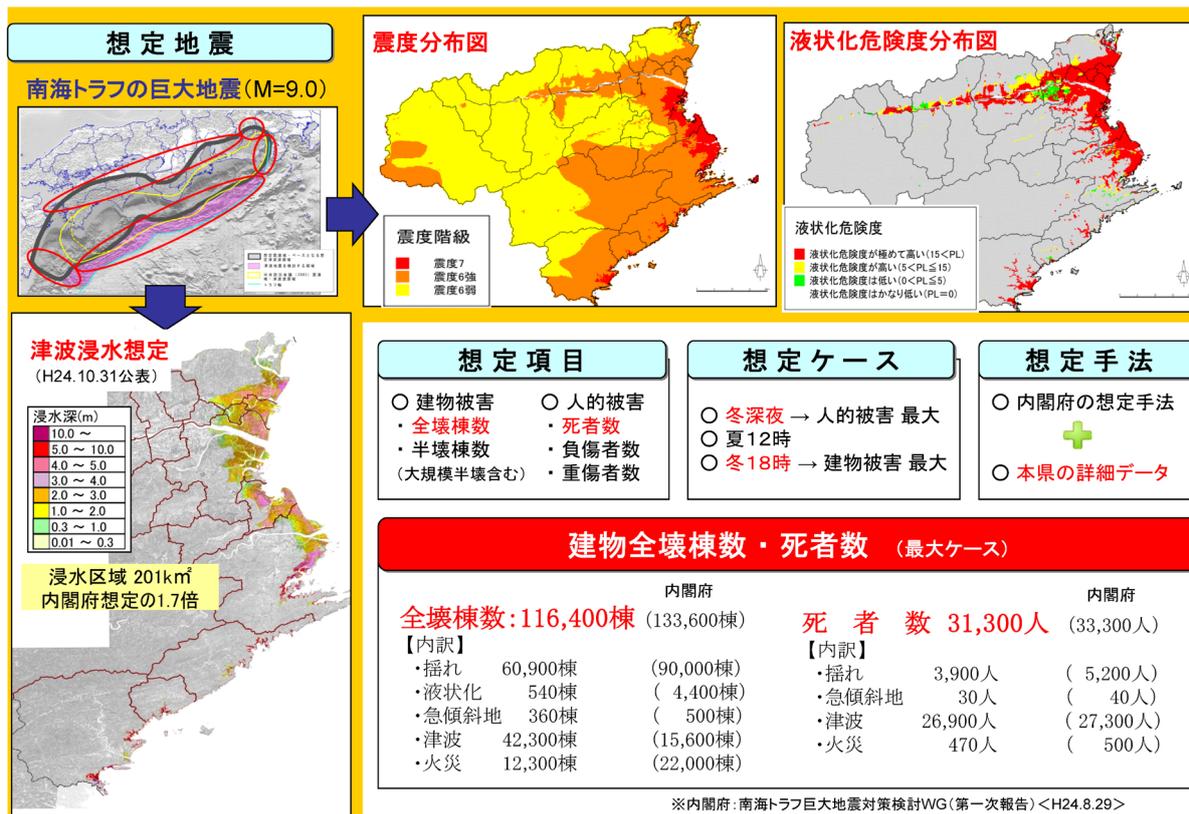


図 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定

## (2) 中央構造線・活断層地震

本県は、讃岐山脈南縁部に国内有数の断層帯である「中央構造線断層帯」が縦断しており、ここを震源とする直下型地震が発生すれば吉野川北岸を中心として甚大な被害が予想されている。

### 徳島県中央構造線・活断層地震 被害想定概要

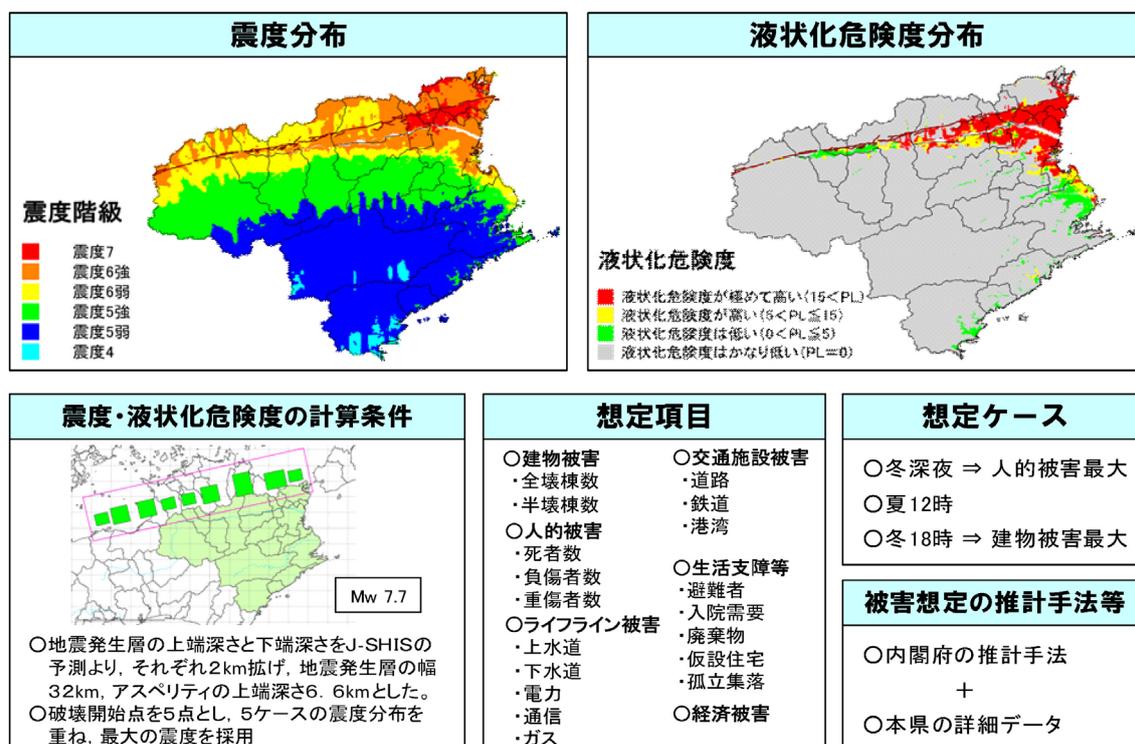


図 徳島県中央構造線・活断層地震被害想定

### (3) 様々な災害リスク

本県は、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震による建物倒壊・火災・津波等の被害をはじめ、洪水・内水、土砂災害、高潮、ため池等の様々な災害リスクを有している。市街地・集落のほとんどが、何らかの災害ハザードを有し、いわば、災害に対して安全な地域は限られた状況にあると言える。

なお、災害ハザードの状況は、「徳島県総合地図提供システム」や「重なるハザードマップ（国土交通省、国土地理院）」で確認することができる。



図 徳島県総合地図提供システム（参照 URL : <https://maps.pref.tokushima.lg.jp/>）

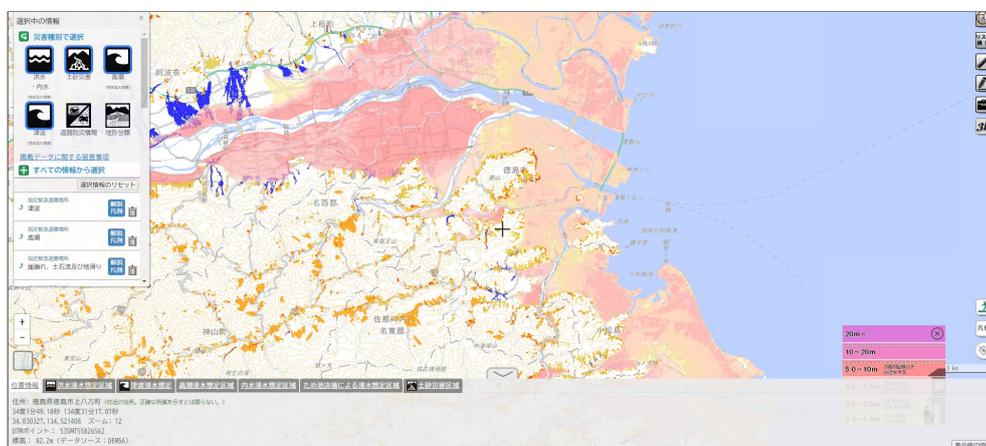


図 重なるハザードマップ（国土交通省、国土地理院）  
（参照 URL : <https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>）

## 2. 沿岸市町の被害特性

沿岸市町では、南海トラフ巨大地震に伴う津波により、甚大な被害の発生が懸念されている。津波による被害特性把握のための分析の一例として、沿岸市町を対象に「津波による甚大な被害のおそれのある地域」と「公共公益施設、民間施設等の浸水被害のおそれ」を示す。

### (1) 津波による甚大な被害のおそれのある地域

地域区分に応じた特性を把握するために、国勢調査の小地域ごとに、津波浸水想定区域に含まれる建物比率を算出した。

結果をみると、徳島市、小松島市、松茂町等で、2 m以上の浸水深<sup>\*</sup>が想定される区域に含まれる建物比率が8割を超えている地域が多くなっており、甚大な被害が生じる可能性がある。

※「東日本大震災による被災現況調査結果について（第1次報告）」（平成23年8月）では、浸水深2.0 mで建物被害に大きな差があることが示されている。

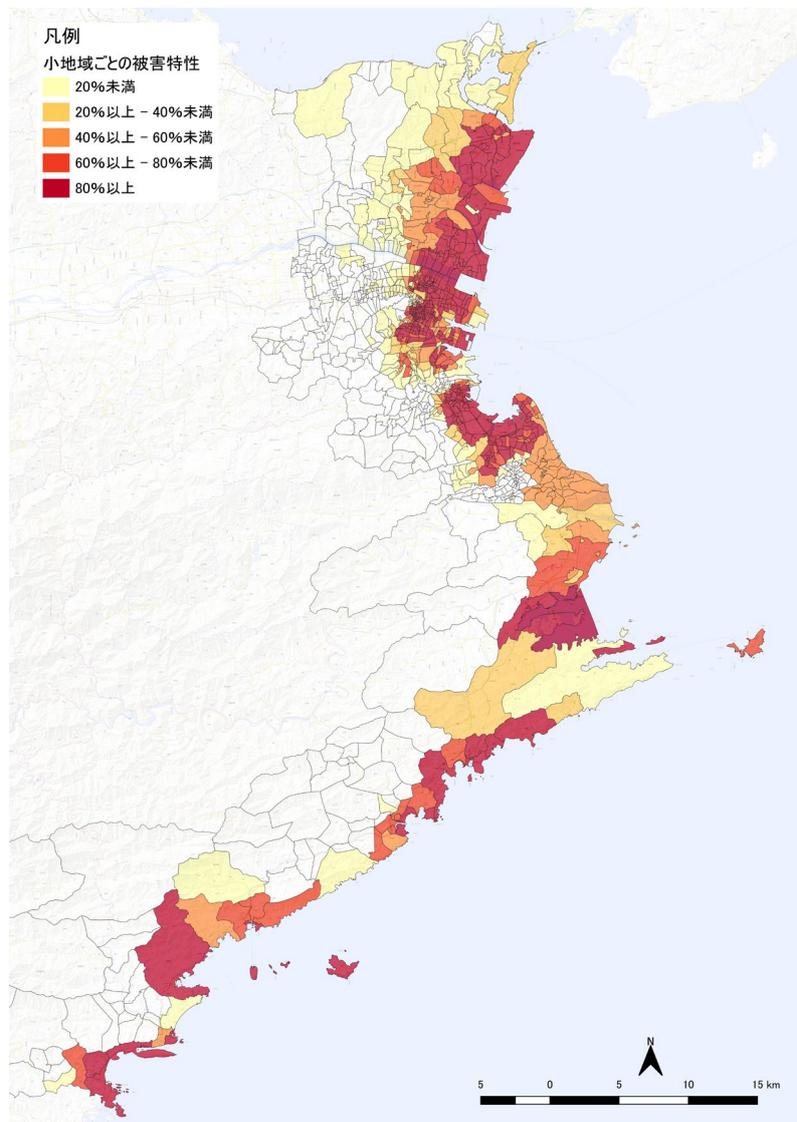


図 小地域ごとの津波災害警戒区域（浸水深2 m以上）に含まれる建物比率

## (2) 公共公益施設、民間施設等の浸水被害のおそれ

沿岸市町の公共施設と津波災害警戒区域の重ね合わせ図を作成すると、多くの施設が津波による被害を受ける可能性を有していることがわかる。また、県民の日常生活を支える医療施設や福祉施設、交通施設、産業施設等も甚大な被害を受ける可能性を有している。

以下に、重ね合わせ図の一例として、小松島市と牟岐町の作成事例を示す。

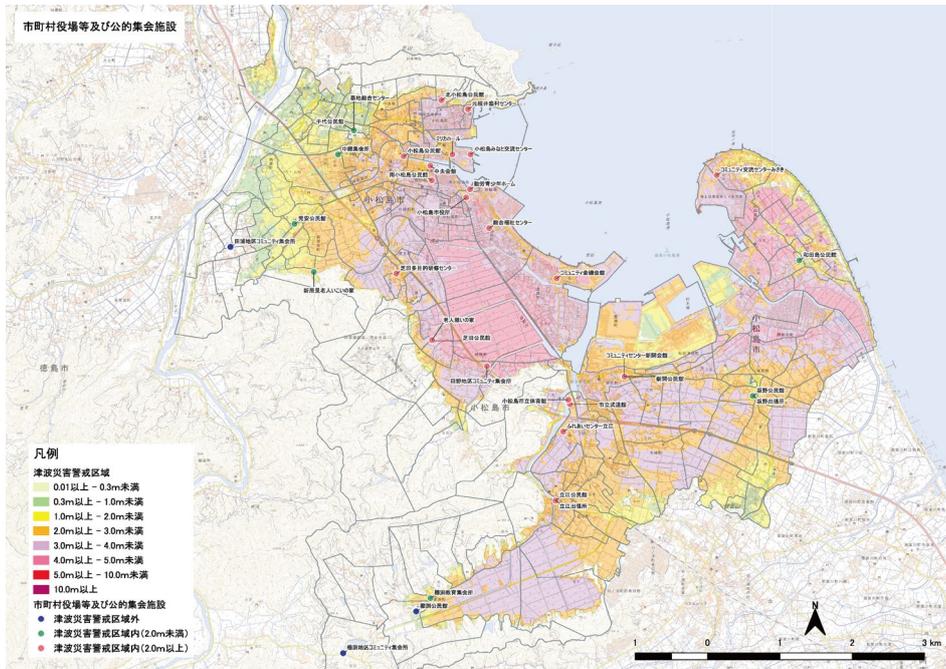


図 公共施設等の立地と津波災害警戒区域（小松島市の分析事例）

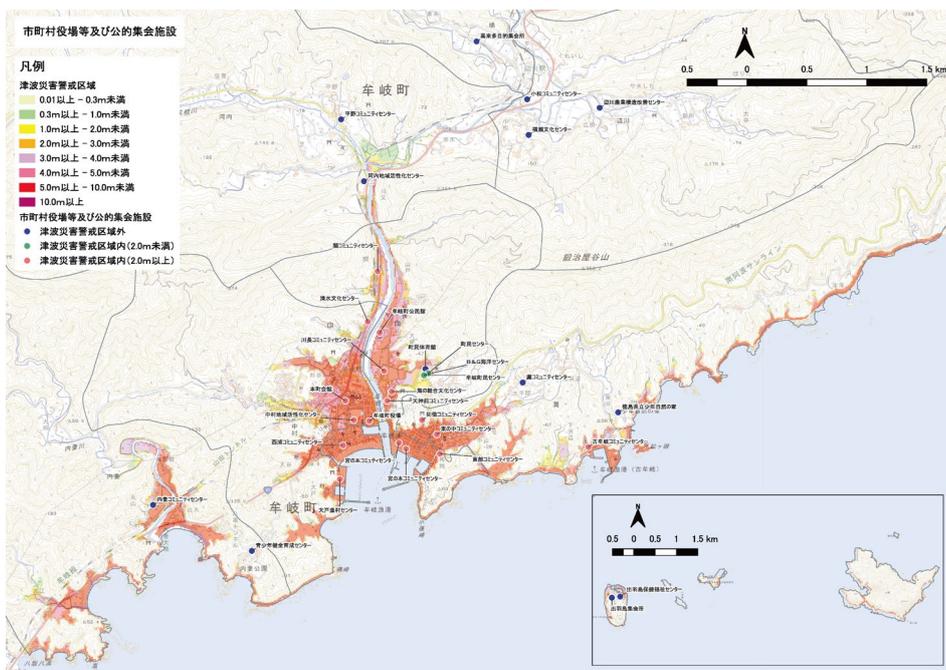


図 公共施設等の立地と津波災害警戒区域（牟岐町の分析事例）

### 3. 内陸市町村の被害特性

#### (1) 震災による甚大な被害のおそれ

内陸の市町村においても、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震が発生した際には、揺れによる建物倒壊や地震火災、土砂災害の被害等の災害リスクを有している。

中央構造線・活断層地震による被害特性把握のための分析の一例として、上板町における震度分布と人口・公共施設の重ね合わせ図を示す。

活断層警戒（推奨）区域上にも人口や家屋の立地がみられるとともに、震度7以上の揺れが想定されている範囲に、多くの人口・公共施設が立地している。

また、山裾には土砂災害警戒区域が広がり、揺れに伴う土砂災害等が発生した際には、甚大な被害が生じる可能性がある。

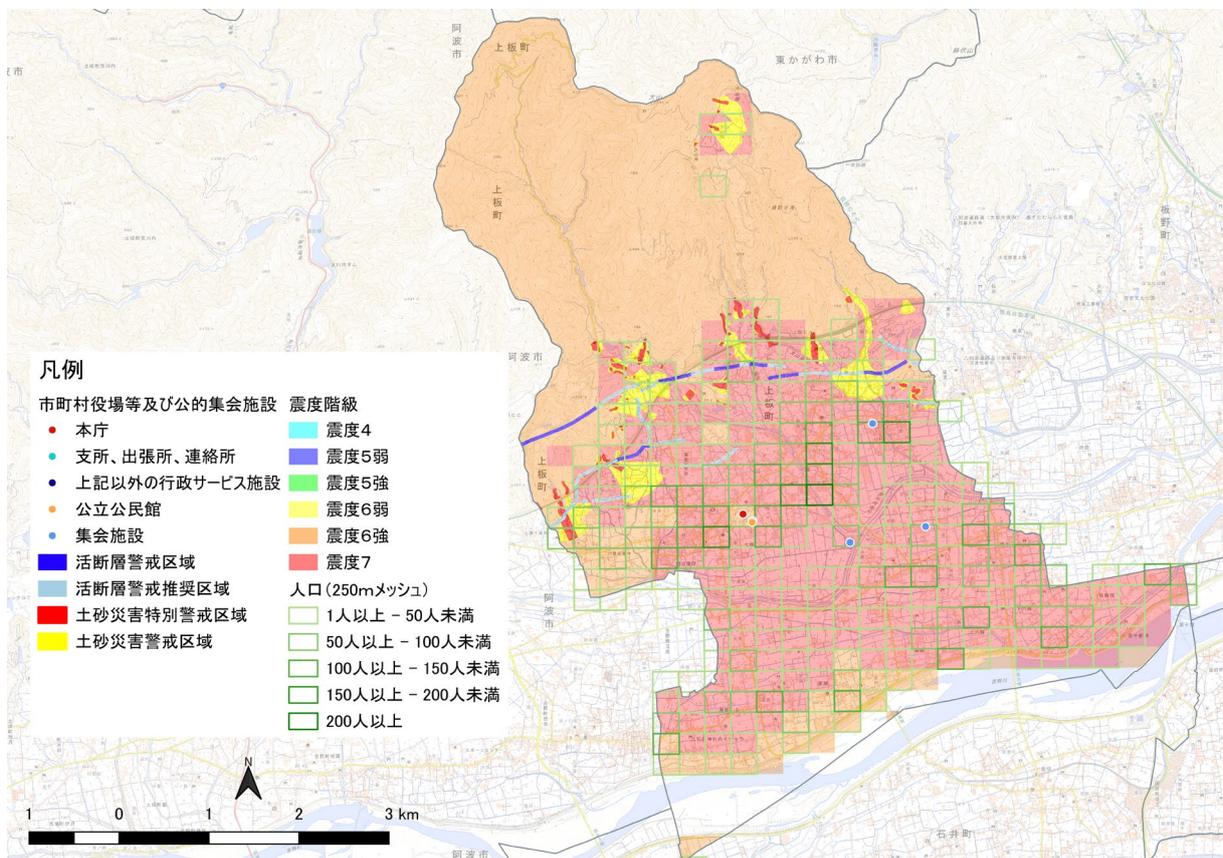


図 中央構造線・活断層地震の震度分布と人口・公共施設等の分布（上板町の分析事例）

## (2) 水害による甚大な被害のおそれ

本県の河川は、四国山地北側の吉野川、南側的那賀川を代表とした一級河川をはじめ、四国山地を東流して太平洋に注ぐ勝浦川や海部川など多くの二級河川がある。

これらの河川において想定される最大規模の降雨による洪水浸水想定区域は、平地部の広範囲に広がっている。

洪水による被害特性把握のための分析の一例として、吉野川市における吉野川洪水浸水想定区域（想定最大規模）と人口・公共施設の重ね合わせ図を示す。

平地部の人口・公共施設が集中している地域に、浸水深5 m以上の区域が広がるなど、甚大な被害が生じる可能性がある。

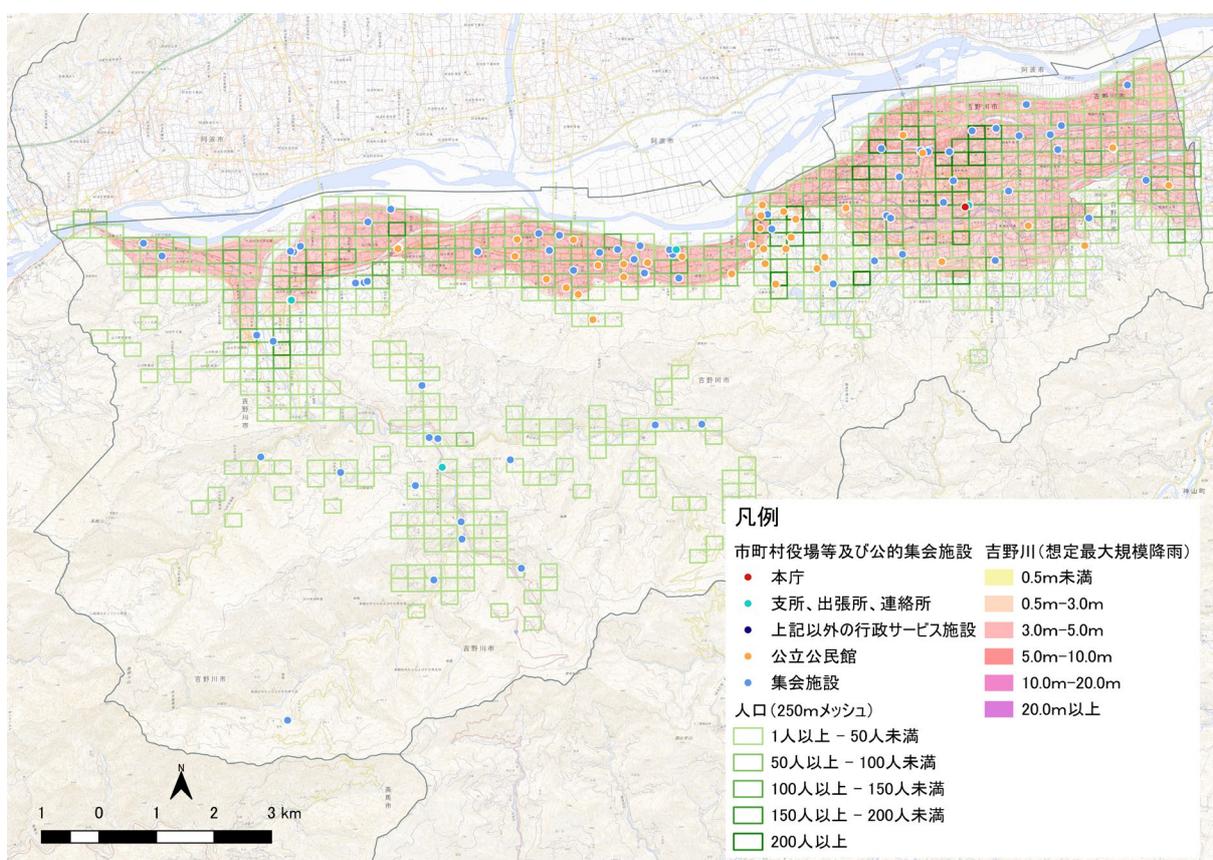


図 吉野川洪水浸水想定区域（想定最大規模）と人口・公共施設等の分布（吉野川市の分析事例）

## 第3章 事前復興計画における基本的な考え方

### 1. 徳島県における事前復興の基本的な考え方

#### (1) 基本的な考え方

徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画では、基本理念として、以下を定めている。

いかなる大規模災害が発生しようとも、「県民の生命・財産」を守り抜くため、

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 徳島県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化【強靱化の推進】が図られる
- ④ 迅速な復旧・復興【レジリエンスの強化】を可能にする
- ⑤ 平時から被災後の復興に向けた事前の準備・実践【事前復興の推進】に取り組むことにより、未来に引き継げる「災害に強いとくしま」を実現する。

事前復興計画の検討においても、この基本理念を念頭に置き、「いかなる大規模災害が発生しようとも、未来に引き継げる「災害に強いとくしま」の実現」を図るものとする。

#### (2) 事前復興の基本理念と基本方針

徳島県では、令和元年12月に「徳島県復興指針」を策定し、復興の基本理念等を定めた。この計画は、現在、徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画に位置付けられているが、以下のような基本的な考え方を改めて整理する。

##### ①復興の基本理念

###### (1) 地方創生の視点を持った創造的「事前復興」の推進

現在の課題を踏まえ、将来のあり方までを見据えた「持続可能な地域づくり」

###### (2) 自助・共助・公助の連携

多様な主体で参画し、「総動」で取り組む「最後の一人まで」の生活再建

###### (3) 地域コミュニティの維持・再生・育成

地域の担い手による「人とのつながり」を活かした地域社会の復興

## ②被災者と被災地の事前復興の基本方針

事前復興計画には、被災者復興（被災者一人ひとりの復興を支援する取組）と、被災地復興（被災地の復興まちづくりを推進する取組）の視点がある。

事前復興計画は、被災者復興として罹災証明を発行した全ての被災者が、自ら決定し取り組む「すまいの再建」、「暮らしの再建」、「産業・経済（仕事）の復興」に対する取組の基本方針であるとともに、被災地復興として被害が集中的に発生した被災地で復旧ではなく復興（Build back better）として被災者とともに進める「安全・安心な地域づくり」の取組の基本方針となるものでもある。

なお、被災地復興が必要となった被災地に住み、経済活動をしてきた被災者にとっては、被災地復興の推進とともに、一人ひとりの被災者復興を展開する基本方針となる。

## ③分野別の復興方針

被災者復興と被災地復興の観点から、「すまいの再建」、「暮らしの再建」、「産業・経済の復興」、「安全・安心な地域づくり」の4つの分野における復興方針を以下のように定める。

被災者復興の視点では、仕事のある場所ですまいを再建する、すまいの場所の暮らしやすさを求めることとなり、それぞれの分野の整合を図った方針を検討することが重要である。

### (1) すまいの再建

大規模災害が発生したとしても、住み続けたいまちとして選ばれるため、災害発生から復興までの段階に応じた適切なすまいの確保を図る。

そのため、応急仮設住宅等の「緊急の住宅確保」、公営住宅の供給や再建等の「恒久住宅の供給・再建」等について、住民の意向を踏まえながら適切な対策に取り組む。

### (2) 暮らしの再建

大規模災害が発生したとしても、日々の生活を取り戻し、県民一人ひとりが暮らしやすいまちづくりの実現を目指す。

そのため、被災者の生活を支えるための「雇用の維持・確保」や「被災者への経済的支援」に取り組むとともに、医療、保健、福祉、子育て、教育等の「公的サービス等の回復」を速やかに図る。また、地域コミュニティや地域対応力の充実・強化として、「地域社会の維持・再生・育成」に取り組む。

### (3) 産業・経済の復興

まちを再建し、そこで住み続けるためには、「働く場がある」ことが重要であり、早期の産業・経済の再生を目指す。特に、応急期（仮住まい期）になると、応急仮設住宅の入居者においても光熱費や食費などは自己負担となり、自立の生活が求められる。地域での就業機会が回復できなければ被災者の流出を招くおそれがあることから、被災者の雇用を早期に回復し、収入機

会の確保を図る。

また、すまいと生業が密接した農林漁業については、担い手不足等の現在抱えている課題も踏まえつつ、持続可能な産業基盤の再建等を図る。

そのため、被災事業者の再建のための「情報収集・提供・相談」に取り組み、再建資金の貸付や産業基盤の再建等を通じて「中小企業の再建」や「農林漁業の再建」を促す。

#### (4) 安全・安心な地域づくり

将来にわたって、被害を繰り返すことのない、人命を守ることを最優先としたまちの姿を実現する。

そのため、災害復旧や土砂災害対策等の「公共土木施設等の災害復旧」や、道路・ライフライン施設等の「社会基盤施設の復興」を速やかに進めるとともに、県民の命を守るための「安全・安心な市街地・公共施設整備」に取り組む。

## 2. 事前復興まちづくりの検討における基本的な考え方

大規模災害発生後の復興まちづくり等を参考に、事前復興まちづくりの検討における基本的な考え方として、以下の項目を整理する。

- (1) 事前復興まちづくりの検討が必要な地域
- (2) 前提となる津波浸水想定
- (3) 土地利用の考え方
- (4) 地形等に応じた復興パターン

### (1) 事前復興まちづくりの検討が必要な地域

事前復興まちづくりは、甚大な被害を受けるおそれのある地域・集落ごとに、大規模災害発生後の復興まちづくりの姿などを検討するものである。

甚大な被害を引き起こし、復興まちづくりが必要となった災害としては、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめとした大規模地震による揺れや津波、液状化等にとどまらず、能登半島地震で生じた火災や土砂災害、道路の寸断による孤立等がある。

本県で想定される災害を顧みると、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震、吉野川をはじめとした洪水、山裾に広がる土砂災害警戒区域などが、県民のすまいの場で広範囲に広がっている。また、火災による被害は、どこにあっても発生する可能性がある。

これらを踏まえると、あらゆる地域・集落において、甚大な被害を受け、まちを大きく改変する復興まちづくりに取り組む必要性が生じる可能性があると言える。

そのため、県内各市町村が地域の被災状況等に応じて、現地再建や移転による再建等のどのような復興に取り組むかを検討しておくことが重要である。

### 参考：地域特性に応じた事前復興まちづくりの検討

地域特性と災害種別の組み合わせに応じて、事前復興まちづくりの検討が必要なパターンの整理の一例を以下に示す。

なお、復興パターンは、個々の地域の状況や災害の規模（被災状況）等に応じて異なるため、参考として示すものである。

#### ■地域特性の区分

- ①都市地域：用途地域が指定されている市街地
- ②農村地域：優良農地で水田・畑地の農業を主たる生業とする地域
- ③漁村地域：漁港・漁業を主たる生業とする地域
- ④山間地域：山間集落の地域

表 地域特性と災害種別に応じた事前復興まちづくりの検討の組み合わせ

	倒壊	津波	火災	液状化	洪水	崖崩れ	土石流	孤立
都市地域	○	●	●	○	●	△		
農村地域	○	●	◎	○	●			
漁村地域	○	●	◎		○	○	□	●
山間地域	○		◎		○	●	●	●

- ：地域改造型復興まちづくり（集落移転や土地区画整理事業等の面整備事業により抜本的な改造型の復興を予定する地区。）の検討が必要な組み合わせ（Build back better）
- ：現地修復型復興まちづくり（既存のまちの存続を基本とした復興まちづくり）の検討が必要な組み合わせ
- ◎：地域改造型又は現地修復型復興まちづくりのどちらかの検討が必要な組み合わせ
- △：宅地造成地等の擁壁や法面の被害等からの復興まちづくりの検討が必要な組み合わせ
- ：リアス地形などでの土石流からの復興まちづくりの検討が必要な組み合わせ

参照：第3回 徳島県事前復興計画策定ガイドライン検討会 中林委員の提出資料より

## (2) 前提となる津波浸水想定

### ①L1津波とL2津波

東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」にて、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要があると示した。

一つは、住民避難を柱として総合的防災対策を構築するうえで想定する「最大クラスの津波（L2津波）」で、もう一つは、海岸堤防などの構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する「比較的発生頻度の高い津波（L1津波）」である。

#### 【二つのレベルの津波】

##### 最大クラスの津波（L2津波）

###### ○津波レベル

- ・発生頻度は極めて低い。発生すれば甚大な被害をもたらす。

###### ○対策の基本的な考え方（減災）

- ・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民避難を軸としたソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な対策。

###### ○対策内容

- ・率先避難の啓発（津波防災教育、自主防災組織との連携 等）
- ・避難施設（津波避難タワーの整備、津波避難ビルの指定、避難路 等）
- ・津波防護施設の指定（道路高上げ 等）

##### 比較的発生頻度の高い津波（L1津波＝設計津波）

###### ○津波レベル

- ・数十年から百数十年の頻度で発生する。最大クラスの津波に比べて、津波高は低いものの大きな被害をもたらす。

###### ○対策の基本的な考え方（防災）

- ・人命・財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備。

###### ○対策内容

- ・施設整備（液状化対策、海岸保全施設整備 等）

図 津波対策の考え方（参照：徳島県海岸保全基本計画より抜粋）

**参考：L1津波に対応した防潮堤等の整備**

東日本大震災の被災地域では、L1津波に対応した防潮堤等の整備が進められている。



図 東日本大震災の復興における堤防整備の事例

徳島県では、海岸保全基本計画に基づき、L1津波対応の防潮堤の整備等が進められている。

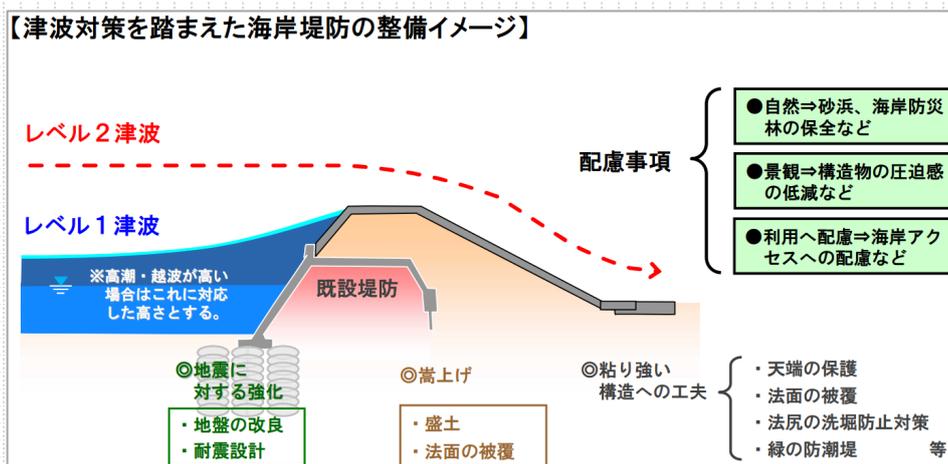


図 津波対策の考え方（参照：徳島県海岸保全基本計画より抜粋）



図 日和佐海岸 戎地区における防潮堤整備（整備中）

## ②事前復興まちづくりの検討において対象とする津波

次に発生する南海トラフ地震の規模は誰にもわからないことから、事前復興計画の策定においては、「L2津波が発生したとしても県民の命を守るためのまちづくり」を基本に検討を行うものとする。

また、事前復興まちづくり計画における災害発生後の復興へ向けたまちづくりの姿の検討を行う際には、被災の規模に応じた複数パターンを検討することが望まれる。ただし、複数パターンの検討を同時に行うことは、計画策定の負担になることから、それぞれの市町村の被害想定や地域特性等を踏まえて、L2津波による被災を前提とした検討を先行して進めるなどの方法が考えられる。

## ③津波浸水想定を踏まえた事前復興計画の検討

事前復興計画におけるL1津波及びL2津波への対応の考え方を以下に整理する。

### ■ L1津波対応

- ・ L1津波対応の防潮堤等の整備促進による被害の低減を目指す。
- ・ 防潮堤等の整備とあわせて、現地での市街地整備（かさ上げ、避難路やオープンスペースの確保等）を検討する。

### ■ L2津波対応

- ・ L2津波が発生したとしても、命を守ることを前提に、確実な避難が実現できるまちづくりを目指す。
- ・ L1津波に対応した防潮堤等を超えてくる津波に対して、避難行動要支援者等が利用する施設や災害発生後においても重要な施設等が被害を受ける可能性がある場合は、安全な場所への事前の移転等を検討する。
- ・ 沿岸部において甚大な被害を受ける可能性が高い地域においては、防災集団移転促進事業等を活用した事前の移転等を検討する。
- ・ L2津波により被災した後を想定し、高台移転の候補地などの復興まちづくりを検討する。

### (3) 復興土地利用の考え方

#### ①沿岸地域の津波からの復興土地利用の考え方

##### ■安全・安心なすまいの確保

復興の土地利用の考え方として、被災した地域を復興する「現地復興」と、被災した地域又は著しく危険を有する地域からより安全な地域に移転する「移転復興」がある。

命を守ることを最優先とした安全・安心なすまいの確保に向け、津波による浸水被害が想定される地域においては、現地でのかさ上げ、高台や災害リスクのない地域等への移転を検討する。

本県の特長として、平野部の大部分に津波浸水想定区域が広がり、高台や災害リスクのない移転先等を確保することが困難な場合が想定される。そのような地域では、災害リスクを有することに関する住民合意のもと、避難経路や避難場所等の整備による確実な避難が実現できる復興まちづくりの検討も考えられる。また、津波浸水想定区域内の建築物の建築では、構造に工夫を行う（例えば、浸水深に応じて居室を制限する、浸水対策として低層階をピロティ形式とする等）ことを位置づけるなど、安全・安心なすまいの確保に向けた多様な対策を検討する。

なお、防災集団移転促進事業における移転元地は、災害危険区域の指定が必要となることに留意が必要である。

##### ■居住の制限の検討

将来にわたって安全・安心なすまいの確保を図るため、津波によって被害を受けることが想定される区域は、災害危険区域の指定等により住居の用に供する建築物の制限の実施を検討する。

災害危険区域は、危険の著しい区域を市町村が条例で定めるものであり、住宅再建を行う場所や方法等に大きな影響を与える。特に、本県の地形特性や浸水リスクを踏まえると、安全・安心なすまいとなる土地の確保が困難な市町村があることから、防潮堤の整備や多重防御のまちづくりのあり方等を含めて、住民等への周知や意向把握を行いながら、市町村や地域の状況に応じた検討を行う。

### 参考：災害危険区域の指定（岩手県山田町の事例）

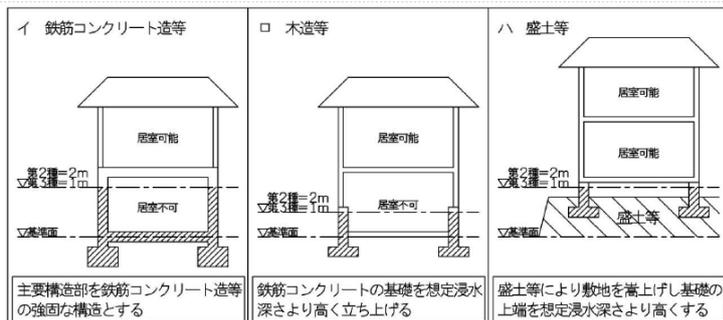
レベル2津波によるシミュレーションを行った結果、浸水が想定される国道45号沿線の区域を建築基準法第39条に基づき、災害危険区域として指定した。

災害危険区域を第1種・第2種・第3種の3種類に区分して、浸水が想定される高さについては、住居の用に供する建築物の建築を制限している。

○対象となる建物：一戸建ての住宅、併用住宅、  
長屋、共同住宅、寄宿舎など

○対象とならない建物：事務所、店舗、工場、倉庫、ホテル、旅館、病院など

区分	浸水深(シミュレーション結果)
第1種	想定される浸水深さが2m以上の区域
第2種	想定される津波深さが1m以上2m未満の区域
第3種	想定される津波深さが1m未満の区域



※基準面：敷地が接する道路の中心線のうち最も低い位置  
※想定浸水高さ：第2種＝基準面より2m、第3種＝基準面より1m

図 建築制限の例外となる構造方法などの基準  
(参照：山田町 HP)



図 災害危険区域の指定（山田地区）  
(参照：山田町 HP)

## ②地震動による揺れや地震火災等からの復興土地利用の考え方

地震動による大規模な建物倒壊、地震火災や土砂災害、大規模洪水等が懸念される地域における復興まちづくりの土地利用は、現地での復興を基本とする。

ただし、著しく危険な地域（再度被害を受ける可能性がある地域、土砂災害特別警戒区域や浸水深が著しく深い場所等）や度重なる水害・土砂災害等の被害を受けている地域等は、防災集団移転促進事業やがけ地近接等危険住宅移転事業等を活用し、安全な場所への移転を検討する。

## (4) 津波浸水深等に応じた復興パターン

### ①復興パターン

東日本大震災の復興まちづくりにおいて活用された復興事業のパターン等を踏まえ、復興まちづくりにおける復興パターンを以下のように整理する。

		防潮堤等	移転元地の居住制限	概要
現地復興	現地再建	整備	居住制限は行わない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ L1 津波対応の防潮堤の整備等により、L2 津波に対しても安全が確保された地域における現地でのすまいの再建。</li> <li>・ 津波浸水が想定される際には、確実な避難を前提に、建築物の構造への工夫や個別盛土等の対策を検討。</li> </ul>
	かさ上げ再建	整備	一部、居住制限を伴う場合もあり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ L1 津波対応の防潮堤の整備等により、L2 津波浸水被害の低減を図ったうえでかさ上げ整備を行い、浸水被害を受けない地域でのすまいの再建。</li> <li>・ 安全が確保できない範囲は、居住制限地域の指定を検討。</li> </ul>
移転復興	高台移転	整備	居住制限を想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ L1 津波対応の防潮堤の整備等により、津波浸水被害の低減を図ったうえで、背後地に高台等を造成し、浸水被害を受けない地域でのすまいの再建。</li> <li>・ 防災集団移転促進事業の活用が想定され、移転元地は災害危険区域に指定。</li> </ul>
	新市街地整備	移転元地の状況で判断	居住制限を想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甚大な被害が想定されるエリアのすまいや都市機能等が一体となって、安全な場所へ移転を行い新たな市街地を形成する再建。</li> <li>・ 防災集団移転促進事業の活用が想定され、移転元地は災害危険区域に指定。</li> </ul>



図 復興パターンのイメージ

## ②津波浸水深等に応じた復興パターン

復興パターンの選定に当たっては、住民の安全・安心なすまいを確保するため、津波浸水想定に応じた検討を行うことが考えられる。

以下に、東日本大震災で活用された復興事業等を参考とした復興パターン選定フローの一例を示すが、周辺の地形条件や都市機能の立地状況、地域住民の意向等を踏まえて選定する。

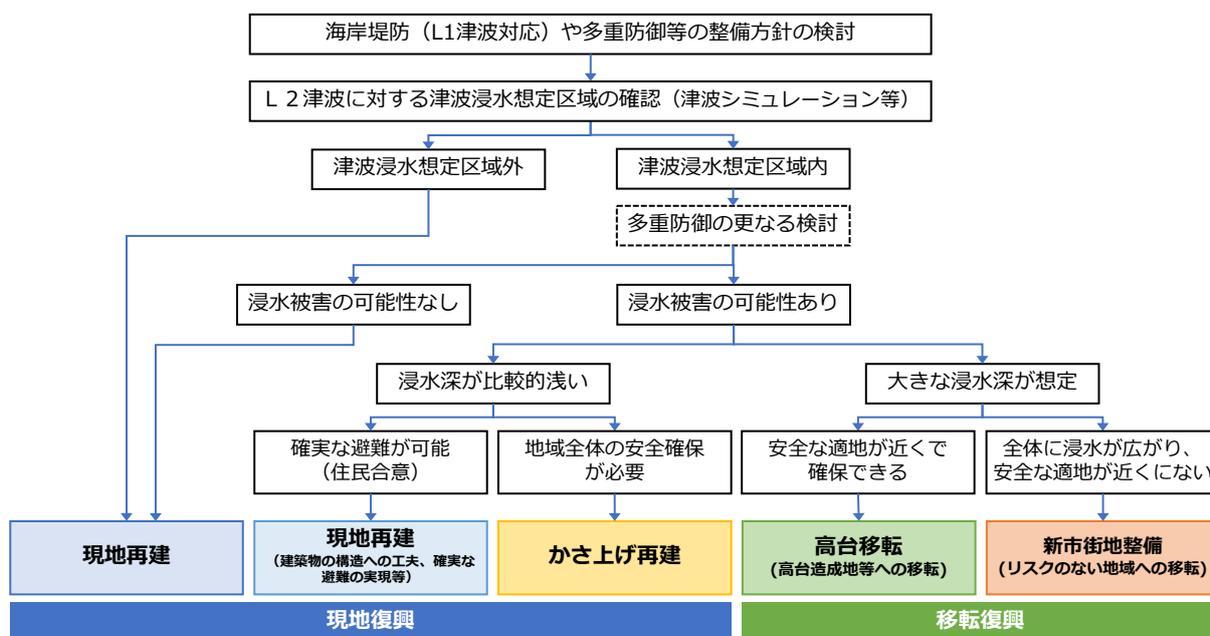


図 復興パターンの選定フロー（一例）

## (5) 地形等に応じた復興パターン

本県の地域特性や被害特性等を踏まえ、以下のような復興パターンを基本に、地域・集落ごとの復興まちづくり計画等の検討を行うこととなる。

なお、能登半島地震等における火災や土砂災害等による面的な被害の発生等を踏まえ、津波被害のない市街地等における復興パターンも整理する。

表 徳島県における復興パターン

パターン		代表的な地形	浸水深の想定 (L1津波対応後)	市街地・集落の復興パターン
沿岸地域 (津波)	①都市機能等が立地する市街地等	平野部	小～大	・現地再建やかさ上げ、新市街地整備等
	②背後に山地が迫り、限られた平野部に立地する市街地や集落等	背後に山地が迫る平野部	小～中	・かさ上げや高台移転等
	③リアス海岸に立地する市街地・漁村集落等	リアス海岸	中～大	・かさ上げや高台移転等
	④行政区域の大部分に被害が想定される平野部	平野部	小～中	・現地再建やかさ上げ等
	⑤一部の区域に被害が想定される平野部	平野部	小	・現地再建やかさ上げ、リスクのない地域への移転等
県内全域 (倒壊、火災、洪水)	⑥地震動による倒壊や地震火災等のおそれがある地域	県内全域	—	・現地再建やリスクのない地域への移転等
	⑦河川洪水による甚大な被害のおそれがある地域	県内全域	—	・現地再建やリスクのない地域への移転等
中山間地域 (土砂災害)	⑧土砂災害等のおそれのある集落・中山間地域等	中山間地域	—	・現地再建やリスクのない地域への移転等

## パターン①：都市機能等が立地する市街地等

代表的な地形	浸水深の想定 (L1 津波対応後)	市街地・集落の復興パターン
平野部	小～大	・現地再建やかさ上げ、新市街地整備等

### ■現状

比較的広い平野部に都市機能等が立地した市街地等が形成されている。南海トラフ巨大地震による津波が発生した場合、津波浸水想定区域が広範囲に広がる。住家や各種施設等が甚大な被害を受けるおそれがある。



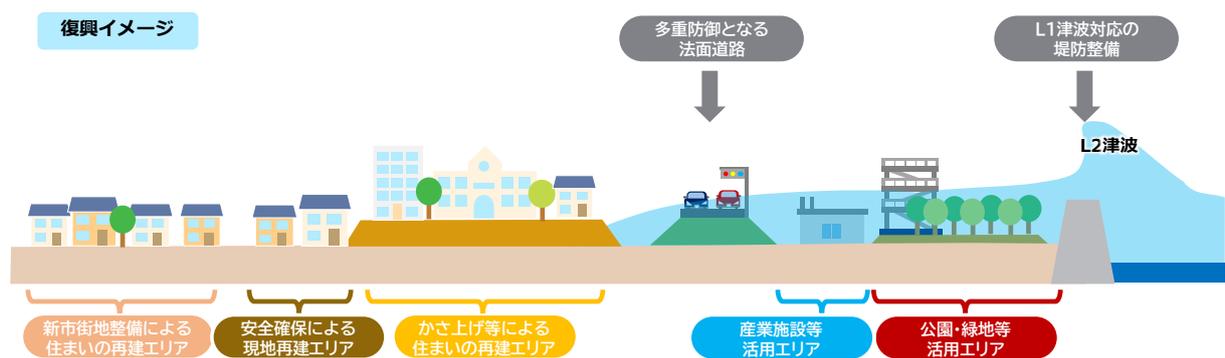
### ■復興まちづくりのイメージ

命を守ることを最優先として、L1 津波対応の防潮堤の整備をはじめ、多重防御等の取組を行う。

かさ上げ等による安全の確保や津波浸水想定区域外への移転等により、市街地やすまいの再建を行う。

L1 津波対応の防潮堤整備を行ったとしても、津波浸水による被害が懸念される区域は、居住の制限等を行い、公園・緑地や産業施設等として活用する。

海岸沿いでは、確実な避難の条件整備として、津波避難タワーや津波避難ビル等の確保を行う。



パターン②：背後に山地が迫り、限られた平野部に立地する市街地や集落等

代表的な地形	浸水深の想定 (L1 津波対応後)	市街地・集落の復興パターン
背後に山地が迫る平野部	小～中	・かさ上げや高台移転等

■現状

背後に山地が迫り、限られた平野部に市街地や集落等が立地している。南海トラフ巨大地震による津波が発生した場合、山裾まで津波浸水想定区域が広がり、市街地・集落が壊滅的な被害を受けるおそれがある。



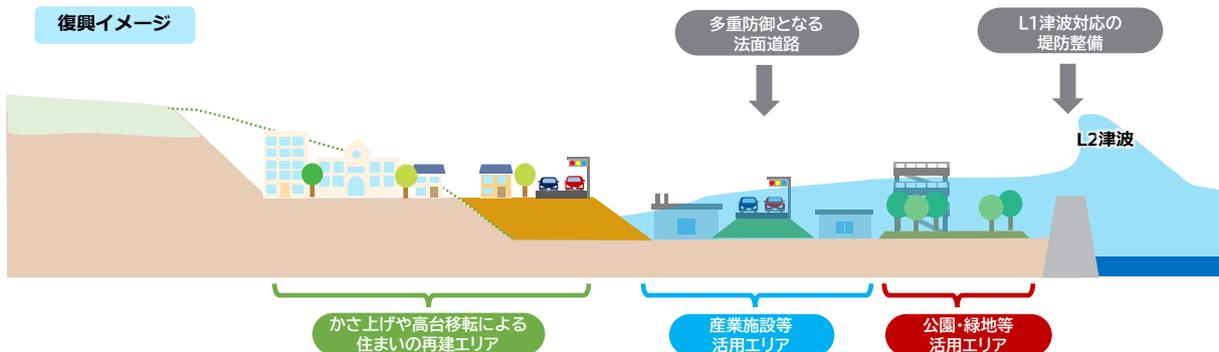
■復興まちづくりのイメージ

命を守ることを最優先として、L1 津波対応の防潮堤の整備をはじめ、多重防御等の取組を行う。

山裾の適地での造成やかさ上げ等による安全性を確保した上で、市街地や集落、すまいの再建を行う。

L1 津波対応の防潮堤整備を行ったとしても、津波浸水による被害が懸念される区域は、居住の制限等を行い、公園・緑地や産業施設等として活用する。

海岸沿いでは、確実な避難の条件整備として、津波避難タワーや津波避難ビル等の確保を行う。



### パターン③：リアス海岸に立地する市街地・漁村集落等

代表的な地形	浸水深の想定 (L1 津波対応後)	市街地・集落の復興パターン
リアス海岸	中～大	・かさ上げや高台移転等

#### ■現状

背後に山地が迫り、限られた平野部に市街地や集落等が立地している。南海トラフ巨大地震による津波が発生した場合、地形状況から大きな津波浸水深になりやすく、市街地・集落が壊滅的な被害を受けるおそれがある。また、漁村集落等では、密集した市街地が形成されており、建物倒壊や地震火災などに対して高いリスクを有している。

#### 現状



#### ■復興まちづくりのイメージ

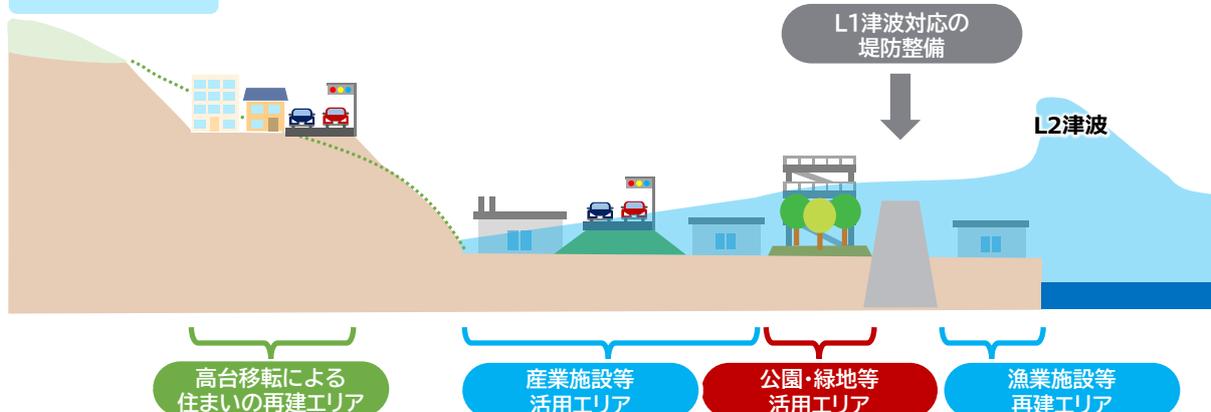
命を守ることを最優先として、L1 津波対応の防潮堤の整備をはじめ、多重防御等の取組を行う。

山裾の適地での造成等による安全性を確保した上で、市街地や集落、すまいの再建を行う。

L1 津波対応の防潮堤整備を行ったとしても、津波浸水による被害が懸念される区域は、居住の制限等を行い、公園・緑地や産業施設等として活用する。

海岸沿いでは、確実な避難の条件整備として、津波避難タワーや津波避難ビル等の確保を行う。

#### 復興イメージ



#### パターン④：行政区域の大部分に被害が想定される平野部

代表的な地形	浸水深の想定 (L1 津波対応後)	市街地・集落の復興パターン
平野部	小～中	・現地再建やかさ上げ等

#### ■現状

比較的広い平野部に都市機能等が立地した市街地等が形成されている。南海トラフ巨大地震による津波が発生した場合、津波浸水想定区域が広範囲に広がる。海岸からの津波だけでなく、河川を遡上した津波による被害も生じ、住家や各種施設等が甚大な被害を受けるおそれがある。

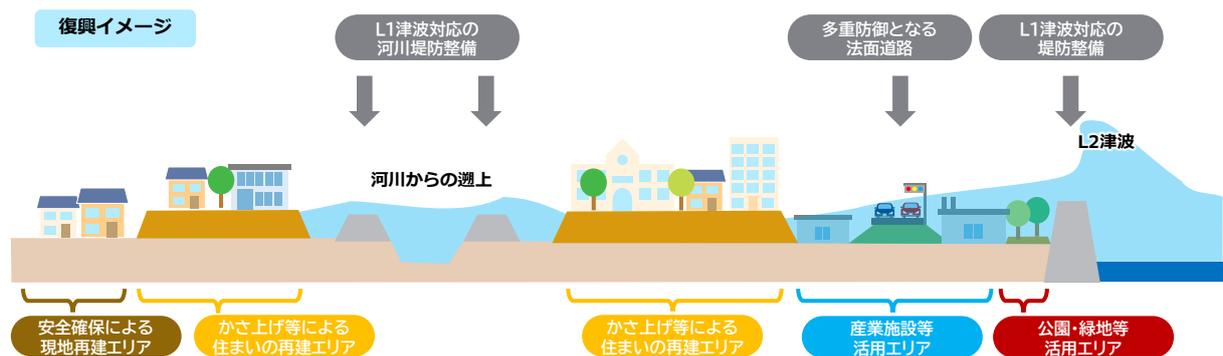


#### ■復興まちづくりのイメージ

命を守ることを最優先として、L1 津波対応の防潮堤の整備をはじめ、多重防御等の取組を行う。

高台移転等の候補地となる土地は限られており、かさ上げ等による安全の確保や津波浸水想定区域外での現地再建等により、市街地やすまいの再建を行う。

L1 津波対応の防潮堤等の整備を行ったとしても、津波浸水による被害が懸念される区域は、居住の制限等を行い、公園・緑地や産業施設等として活用する。



## パターン⑤：一部の区域に被害が想定される平野部

代表的な地形	浸水深の想定 (L1 津波対応後)	市街地・集落の復興パターン
平野部	小	・現地再建やかさ上げ、リスクのない地域への移転等

### ■現状

比較的広い平野部に都市機能等が立地した市街地等が形成されている。南海トラフ巨大地震による津波が発生した場合、行政区域の一部に津波浸水想定区域が広がる。住家や各種施設等が甚大な被害を受けるおそれがある。



### ■復興まちづくりのイメージ

命を守ることを最優先として、L1 津波対応の防潮堤の整備をはじめ、多重防御等の取組を行う。

かさ上げ等による安全性を確保した上で、市街地やすまいの再建を行う。現地において、安全な住まいが確保できない場合は、被害が生じていない安全な地域の空家・空地等を活用した再建を行う。

L1 津波対応の防潮堤整備を行ったとしても、津波浸水による被害が懸念される区域は、居住の制限等を行い、公園・緑地や産業施設等として活用する。



パターン⑥：地震動による倒壊や地震火災等により甚大な被害のおそれがある地域

代表的な地形	浸水深の想定 (L1 津波対応後)	市街地・集落の復興パターン
県内全域	—	・現地再建やリスクのない地域への移転等

■現状

県内のあらゆる箇所で生じる可能性がある被害として、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震等により、地震動による建物倒壊や地震火災等が生じるおそれがある。

また、道路の法面崩壊や橋梁等の破損、液状化等の発生により、集落・地域の孤立が懸念される。



■復興まちづくりのイメージ

現地での再建を基本とし、すまい等の再建を行う。

都市基盤等が未整備の市街地で、面的な被害を受けた際には、土地区画整備事業等による区画の整形や都市基盤の整備、オープンスペース等の確保により、災害に強いまちづくりの形成を図る。

中山間地域等では、現地での再建が基本となるが、人口減少や高齢化が著しい地域等においては、集落としての維持等を図るため、集落の移転等も検討する。

なお、広域かつ甚大な南海トラフ巨大地震等の特性を踏まえると、沿岸地域が壊滅的な被害を受けた際には、沿岸住民の受け入れ先を担うことも見据える。



パターン⑦：河川洪水による甚大な被害のおそれがある地域

代表的な地形	浸水深の想定 (L1 津波対応後)	市街地・集落の復興パターン
県内全域	—	・現地再建やリスクのない地域への移転等

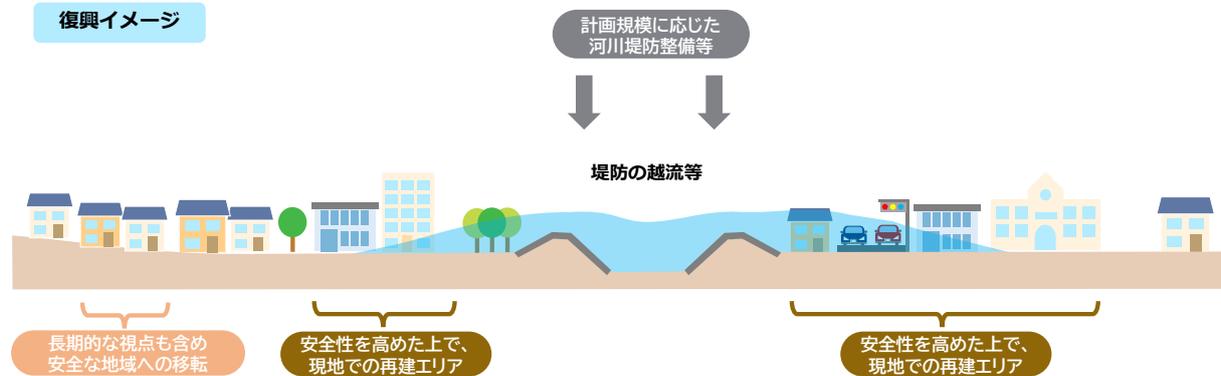
■現状

県内のあらゆる箇所で生じる可能性がある被害として、河川洪水等による被害が生じるおそれがある。



■復興まちづくりのイメージ

河川堤防の整備等により安全を確保した上で現地再建を図る。また、繰り返し被害が発生したり、甚大な被害が生じる危険性が高い区域は、安全な地域・集落等への移転によりすまいを再建する。



パターン⑧：土砂災害により甚大な被害のおそれのある集落・中山間地域等

代表的な地形	浸水深の想定 (L1 津波対応後)	市街地・集落の復興パターン
主に、中山間地域	—	・現地再建やリスクのない地域への移転等

■現状

県内のあらゆる箇所で生じる可能性がある被害として、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震、又は、大雨等により、土砂災害等が生じるおそれがある。

また、道路の法面崩壊や橋梁等の破損、液状化等の発生により、集落・地域の孤立が懸念される。



■復興まちづくりのイメージ

土砂災害対策等により安全を確保した上で現地再建を図る。また、危険性が高い区域は、がけ地近接等危険住宅移転事業等を活用し、安全な地域・集落等への移転によりすまいを再建する。

孤立が発生する中山間地域等の人口減少・高齢化が進む集落等においては、将来の人口動向や生業の維持等の観点から集落の持続的発展を鑑み、集団的な移転も検討する。

なお、広域かつ甚大な南海トラフ巨大地震等の特性を踏まえると、沿岸地域が壊滅的な被害を受けた際には、沿岸住民の受け入れ先を担うことも見据える。



# 第4章 市町村における事前復興計画策定の進め方

## 1. 市町村の事前復興計画の位置付け等

### (1) 市町村の事前復興計画の位置付け

市町村が策定する「事前復興計画」は、大規模災害発生後に「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、市町村が作成することができる「復興計画」の基礎となる。

また、既存の計画との整合を図り、復興への備えに取り組み、事前復興の推進を図るための指針となる。

なお、事前復興計画は、単独で作成するパターンと関連計画に位置付けるパターンが考えられる。特に、復興ビジョンと事前復興まちづくり計画は、都市計画マスタープランや立地適正化計画等の法定計画に記載することで、まちづくり計画と整合を図った計画とすることができるとともに、定期的な見直しを行うことが可能となる等の利点がある。

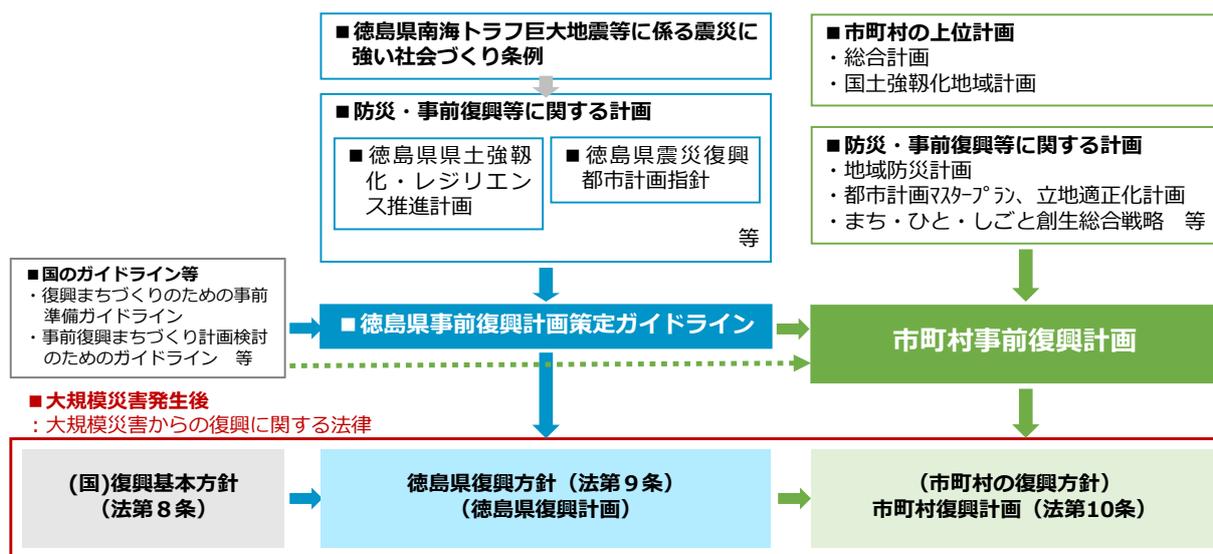


図 市町村の事前復興計画の位置付け

## (2) 事前復興計画の構成と記載項目

市町村が作成する事前復興計画は、「復興ビジョン」、「事前復興まちづくり計画」、「復興プロセス」の構成を基本とする。

それぞれの計画は、大規模災害時において、復興計画や復興事業等の計画作成、復興業務等の円滑な実施に寄与するものとなる。

	復興ビジョン	事前復興まちづくり計画	復興プロセス	
復興対象区域	市町村全域又は被災地域全体	大規模な被害が想定される地域・集落	市町村全域 (主に、庁内対応)	
法的位置付け	大規模災害からの復興に関する法律			
復興時の位置づけ	復興計画	復興計画、復興事業	復興業務、復興スケジュール	
復興推進体制	復興推進本部 (※災害対策本部とは別) / 本部事務局			
事前復興計画				
計画分野構成	総論	◎	—	○
	すまいの再建	○	○	○
	くらしの再建	○	○	○
	産業・経済の復興	○	○	○
	安全・安心な地域づくり	○	○	○
事前復興策定体制	各計画分野の主管部局で検討			

◎：記載が必須な事項

○：記載が望まれる事項

大規模災害発生後の復興計画の策定においては、市町村全体の「復興計画（復興ビジョン）」を踏まえて、各地域の「復興まちづくり計画」が策定されることが一般的である。

事前復興計画では、「事前復興まちづくり計画」を先行して検討し、各地域の復興まちづくりの土地利用や方向性を踏まえた上で、それに即した市町村における「復興ビジョン」として、すまいやくらし、産業・経済、安全・安心な地域等のとりまとめを行うことも考えられる。

計画の記載項目等の一例を以下に示す。市町村の特性等を踏まえて、必要な事項の選択や追加等を行う。

項目	復興ビジョン	事前復興まちづくり計画	復興プロセス
対象範囲	・市町村全域又は被災地域全体	・大規模な被害が想定される地域・集落（※面的な復興の取組が必要になると想定されるエリアごとに複数作成）	・市町村全域（主に、庁内対応）
位置付け	・「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく復興計画の基礎となる	・具体的な地域・集落の復興のあり方を定めておくことで、大規模災害が発生した際の復興まちづくりの基礎となる	・大規模災害が発生した際に、市町村職員が復興業務・復興対応等に取り組むための行動指針となる
記載項目(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対象区域</li> <li>■想定する災害</li> <li>■対象区域の現状や課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口の現状及び将来の見通し</li> <li>・産業、土地利用等の基礎的データの整理</li> <li>・災害リスクの整理</li> <li>・事前復興に関する課題の整理</li> </ul> </li> <li>■復興の目標（ビジョン）</li> <li>■土地利用に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興まちづくりの都市構造</li> <li>・居住エリア設定の考え方（＝災害危険区域の指定の方針等）</li> </ul> </li> <li>■分野別（すまいの再建、暮らしの再建、産業・経済の復興、安全・安心な地域づくり）の復興方針と施策</li> <li>■復興体制</li> <li>■目標を実現するために必要な施策・事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興事前準備として取り組むべき施策・事業の検討</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対象区域</li> <li>■想定する災害</li> <li>■対象区域の現状や課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口の現状及び将来の見通し</li> <li>・地域の特徴的な産業や資源の整理</li> <li>・災害リスクと復興まちづくりの規模の見通し</li> <li>・事前復興に関する課題の整理</li> </ul> </li> <li>■対象地域における復興の目標</li> <li>■復興まちづくりの基本方針</li> <li>■復興イメージ <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の具体的な復興パターン <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 具体的な施設配置や居住エリアの設定</li> <li>➢ 断面イメージ</li> </ul> </li> <li>・復興において活用する事業の想定</li> </ul> </li> <li>■分野別の復興方針と施策</li> <li>■目標を実現するために必要な施策・事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興事前準備として取り組むべき施策・事業の検討</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■想定する災害</li> <li>■復興推進体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興業務・復興対応等に取り組む体制（自治体・住民・事業者等）</li> </ul> </li> <li>■復興へ向けた条件整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興に関する応急対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 被害状況等の把握、災害廃棄物等の処理</li> </ul> </li> <li>・計画的復興へ向けた条件整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 復興体制の整備、復興計画の策定、広報・財源確保</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■復興へ向けた分野別のプロセス <ul style="list-style-type: none"> <li>・分野別（すまいの再建、暮らしの再建、産業・経済の復興、安全・安心な地域づくり）の復興の流れの整理</li> <li>・自治体・住民・事業者等の役割分担の明確化</li> </ul> </li> <li>■事前復興として必要な施策・事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興事前準備として取り組むべき施策・事業の検討</li> </ul> </li> </ul>
策定体制等	・学識者や住民代表者等の参画を得ながら検討することが望ましい	・それぞれの地域・集落の具体的な復興のあり方を検討するものであり、住民参画による検討を行う	・主に行政内部での検討 ・学識者や復興に携わった職員のアドバイス等を受けることが効果的

はじめに

事前復興計画について 第1章

想定されている災害 第2章 徳島県で

における基本的な考え方 第3章 事前復興計画

事前復興計画策定の進め方 第4章 市町村における

事前復興計画の運用 第5章

参考資料

## 2. 検討の手順と体制等

### (1) 検討の手順と体制

事前復興計画の策定を行うに当たり、庁内において事前復興計画の必要性の理解を得るとともに、検討体制やスケジュール等を定める。

事前復興計画策定が進まない理由として、「人手が足りない」「予算が確保できない」という意見の他、「検討の進め方が分からない」という意見が多くみられた。このため、検討の手順と体制等について示す。

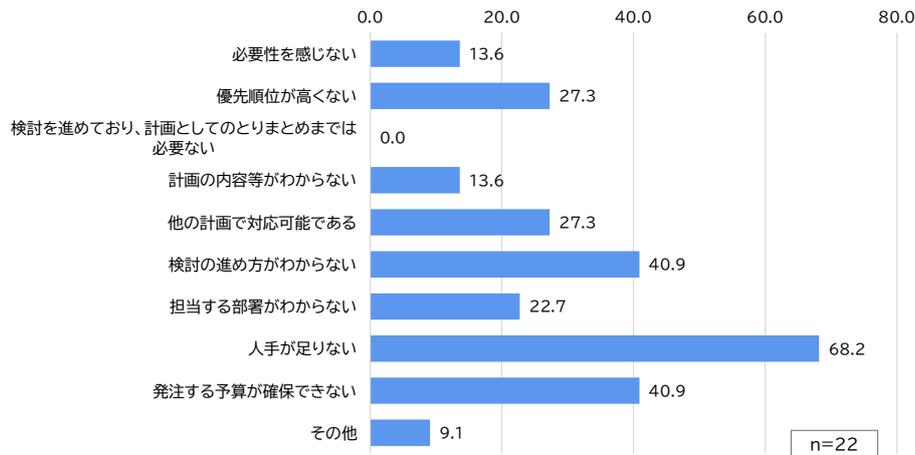


図 事前復興計画策定が進まない理由  
(ガイドラインの検討に向けたアンケート結果より)

事前復興計画策定の着手までの検討フローの一例を以下に示す。

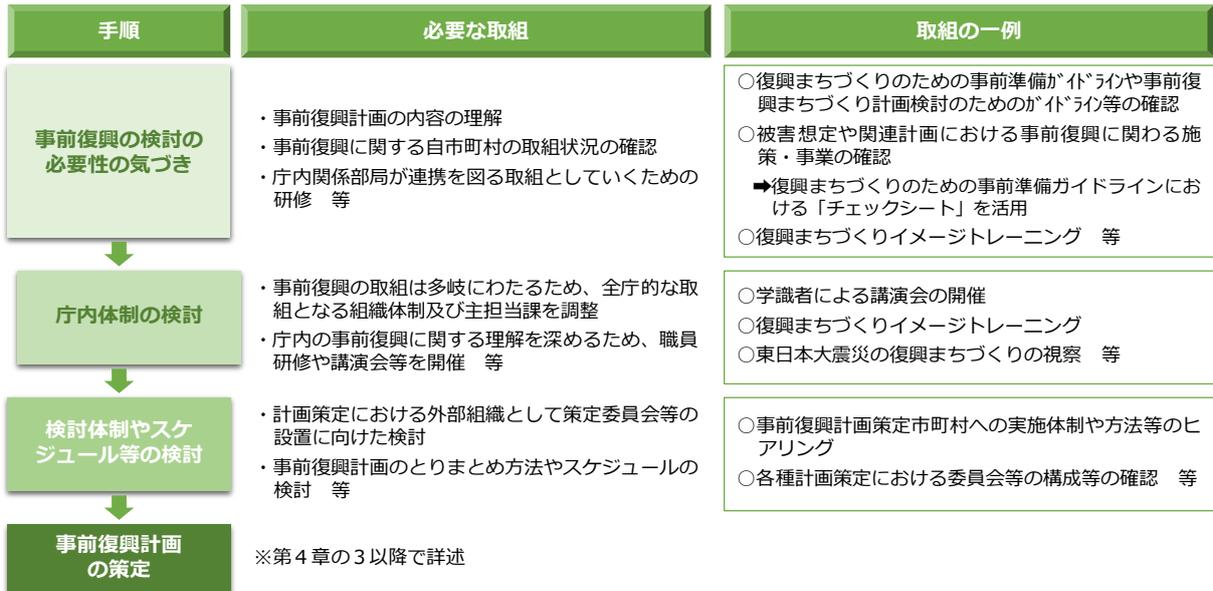


図 事前復興計画策定の着手までの検討フロー (一例)

## ①事前復興検討の必要性の気づき

事前復興計画は、多岐の分野にわたることから、職員一人ひとりの事前復興に関する意識等を高めていく必要がある。

自市町村における事前復興に関する取組等を確認するとともに、庁内関係部署の職員が参加する復興まちづくりイメージトレーニングや学識者による講演会等の開催を検討する。

### 参考：復興まちづくりイメージトレーニング

復興まちづくりイメージトレーニングは、ある地域を選び被災状況や被災世帯の状況を具体的に想定した上で、被災世帯ごとの「生活再建シナリオ」とまちづくりの観点からの「市街地復興シナリオ」の2つをそれぞれ作成した上で比較し、復興シナリオの実現可能性や問題点についてワークショップを中心とした手法により、検討するものである。

様々な部署の職員で、復興まちづくりの課題を共有し、「復旧・復興に向けての仮住まいとなる応急仮設住宅」等のテーマを設定し、復興まちづくりイメージトレーニング等を実施することで、事前復興に関する理解を深める等の効果が期待される。

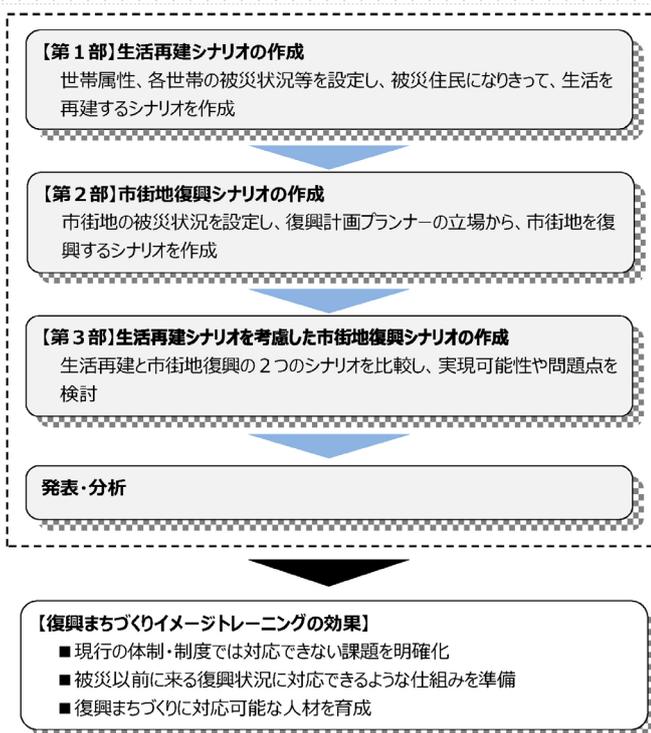


図 復興まちづくりイメージトレーニングの流れと効果  
(参照：復興まちづくりイメージトレーニングの手引き)



図 復興まちづくりイメージトレーニングの開催状況（徳島県）

## ②庁内体制の検討

事前復興の取組は、多岐にわたるため、危機管理や建設・都市計画に係る部署のみならず、全庁的な取組としていくことが重要である。

事前復興について、職員一人ひとりが“自分事化”するために、プロジェクトチーム（PT）の設置をはじめ、研修会や復興イメージトレーニング、職員ワークショップ等の機会を確保し、事前復興に関する職員の意識高揚や庁内連携の強化等に努める。

また、事前に計画策定に関する関係部署の調整等を行う庁内組織の設置を図る。

## ③検討体制やスケジュール等の検討

事前復興の取組は、被災後の復興推進体制の下で、事前に検討することが基本となる。

また、事前復興の取組は、庁内だけでの対応ではなく、地域住民や関係機関等との連携が不可欠であり、事前復興計画の策定段階から、多様な主体の参画を促すことが重要である。

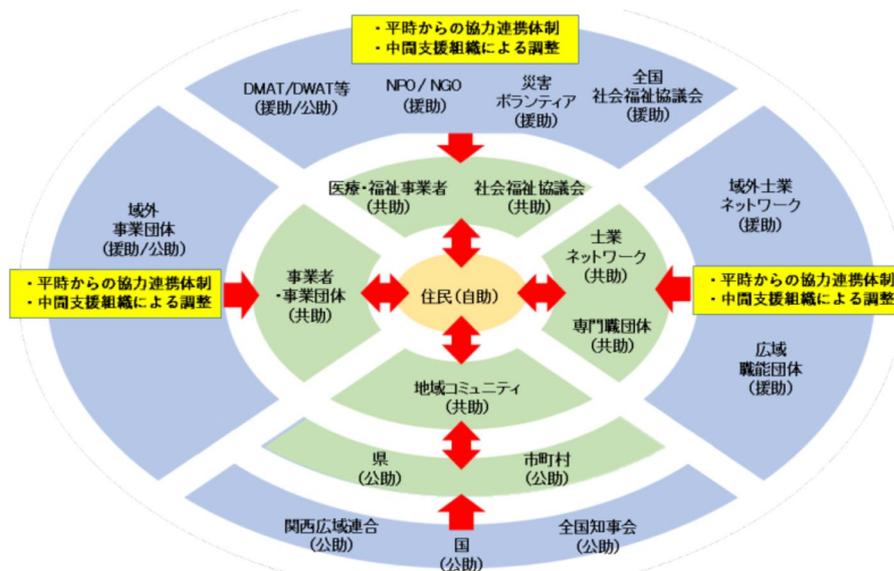


図 復興におけるそれぞれの主体と外部支援者等との関係イメージ  
(参照：徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画)

## ア) 策定委員会等の設置

多様な意向や専門的な知見等を反映するため、学識者や地域の代表者等から構成される策定委員会等の設置を行う。

大規模災害発生後に、速やかな復興計画の策定につなげていくため、策定委員会の構成員は、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく「復興協議会」を見据えた組織とすることが効果的である。

(参考：法第11条に示された復興協議会の構成員)

- ・ 特定被災市町村の長
- ・ 特定被災都道府県の知事
- ・ 国の関係行政機関の長
- ・ その他被災市町村長等が必要と認める者
- ・ 学識経験を有する者（国土の利用及び土地利用、都市計画、農林水産等）

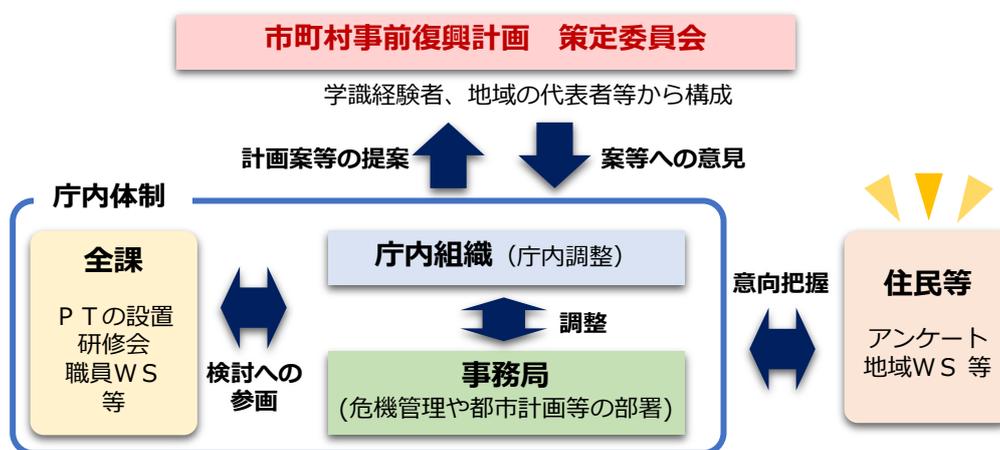


図 事前復興計画の検討体制イメージ

## イ) 住民参画

事前復興計画（特に、事前復興まちづくり計画）の策定に当たっては、復興まちづくりの当事者となる地域住民の意向を踏まえながら検討を進めていくことが重要である。

アンケートや地域ワークショップの開催、定期的な情報発信等の多様な住民参画機会を設ける。

なお、大規模災害時には、自市町村以外への広域避難を行う被災者も想定され、住民の意向把握が困難になるおそれがある。すまいや生活再建等に関する事前の意向把握や広域避難を行った被災者の意向把握の方法等を検討しておくことが重要となる。

## ウ) 業務発注

事前復興計画の策定に当たり、一部業務の外部発注を行うことが考えられる。

なお、業務委託等の費用をおさえるため、復興ビジョンと事前復興まちづくり計画の発注を行い、復興プロセスは市内で検討を行うなどの対応が考えられる。

また、大学等との連携を図り、地域ワークショップの運営等の協力を得る等の工夫が考えられる。

**参考：事前復興センサス（アンケート調査の一例）**

「南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針」では、住民が被災した場合に、希望する居住の条件等の意向を予め把握することで、事前復興計画の検討を適切に進めることや、復興事前準備として取り組むべき施策・事業等の検討に向けた基礎データとして、「事前復興センサス」を行うことが提案されている。

事前復興センサスにより、現時点ではあるが、住民のすまいの再建に関する意向を把握することで、応急仮設住宅の必要戸数や復興まちづくり事業の規模等について、根拠を持って検討することが可能となる。

【想定】今年のある日、南海トラフ地震（マグニチュード8クラス）が発生しました。激しい揺れと大津波があなたがお住いの地区を襲い、あなたとご家族は住まいと生活を失いました。そのため、この日からの数年間、あなたは避難所の生活（1～2ヶ月間）、仮住まいの生活（2～5年間）、そして新たな住まいの再建に取り組むことになりました。そのような大災害に直面したとき、あなたがお考えの再建までの道のりを選択してお答えください。【あなた=家長または家族の生活を支えている方】

**被災前（現在）の生活** [記入、または各々選択]

**被災後の生活** ※期間はおよその期間です

**あなたは今住居や生活の場を失う（まちが壊滅）**

**避難所の生活** 1～2ヶ月間

**仮住まいの生活** 2～5年間

**新たな住まい（生活）の再建** 3～10年後

1. ご家族の居住地を教えてください。  
〒 \_\_\_\_\_ 市・町 \_\_\_\_\_

2. あなたの年齢と性別を教えてください。  
（世帯主または家族の生活を支えている方）  
\_\_\_\_\_ 歳 □ 男性 □ 女性

3. 世帯人数は何人ですか？  
\_\_\_\_\_ 人

4. あなた（またはご夫婦）の家族構成はどれですか？〔一つ選択〕  
□ 親とあなた □ あなたと子供  
□ 親とあなたと子供 □ 4世代  
□ 夫婦のみ □ 単身 □ その他

5. あなたのお子さんは何人ですか？  
乳・幼児（人） 小学生（人）  
中学生（人） 高校生（人）  
大学生等・社会人（人）

6. ご家族の自動車保有数は何台ですか？  
\_\_\_\_\_ 台

7. あなたの職業は何ですか？〔一つ選択〕  
□ 会社員（正社員） □ 会社員（契約）  
□ 公務員（市・町） □ 公務員（国・県）  
□ 農業関係 □ 漁業関係 □ 自営業  
□ 無職 □ 年金生活 □ その他

8. お住いの場所はどこのような地形ですか？  
□ 海岸近くの低平地 □ 離れた低平地  
□ 海岸近くの高台 □ 台地・盆地  
□ 山中の高台・斜面地 □ その他

9. どのような住宅にお住まいですか？  
□ 持家と持土地（一戸建て等）  
□ 持家・借地（アパート、マンション等）  
□ 借家・賃貸（一戸建て、長屋建て）  
□ 借家・賃貸（アパート、マンション）  
□ 公営住宅 □ 社宅・公務員住宅 □ その他

10. 住んで何年経ちますか？  
約 \_\_\_\_\_ 年

11. 以前どちらに住んでいましたか？  
□ 同じ町内 □ 違う町内（同じ市町）  
□ 違う市町（県内） □ 違う市町（県外）

12. 今後の予定をお聞かせください。  
□ このままずっと住む  
□ 数年住んで市町内の施設へ移る  
□ 数年住んで市町内で家を建てる  
□ 数年住んで市町外の施設へ移る  
□ 数年住んで市町外で家を建てる

13. 地震保険に入っていますか？  
□ 入っている □ 入っていない  
□ 以前は入っていた □ 今後入りたい

以下の設問は、東日本大震災における実際の復興事業等をもとにお尋ねします。あなたが、選択すると思われる避難から新たな住まいの再建までの方法をご回答ください。

**被災後の生活** 1～2ヶ月間 2～5年間 10年後

**あなたは今住居や生活の場を失う（まちが壊滅）**

**避難所の生活** 14-1. 避難する地区  
□ 地域内（お住いの市町）  
□ 地域外（他の市町）  
□ その他

14-2. 避難するところ  
□ 避難所（公民館、体育館など）  
□ ホテル・旅館  
□ 子供・親・親類・知人宅  
□ その他

**仮住まいの生活** 15-1. 仮に住む地区  
□ 地域内（お住いの市町）  
□ 地域外（他の市町）  
□ その他

15-2. 仮に住むところ  
□ 応急仮設住宅（建設住宅）※1  
□ 応急仮設住宅（借上げ住宅）※2  
□ 子供・親・親類宅  
□ 知人宅  
□ その他

**新たな住まい（生活）の再建** 16-1. 新たな住まいの地区（まち）  
□ 必ず、この地域内で再建する  
□ できれば、この地域内で再建したい  
□ 地域外（他の市町）へ移る  
□ その他

16-2. 新たな住まいの再建 ※危険区域に位置する場合  
□ 自主再建（地域外の土地：所有地、自己取得地）  
□ 自主再建（地域内の未災地：同上）  
□ 賃貸入居（災害公営住宅（戸建）へ移転）※3  
□ 賃貸入居（災害公営住宅（集合）へ移転）※3  
□ 賃貸入居（民間の賃貸住宅へ移転）  
□ 復興事業で再建（高台の造成住宅地へ移転）※4  
□ 復興事業で再建（低平地の嵩上げ地へ移転）※4  
□ 子供・親・親戚等の住居へ移転  
□ その他

17. ご自宅が被災する危険性として何が考えられますか？〔複数選択可〕  
□ 津波浸水による家屋の流失  
□ 強い揺れによる家屋の倒壊  
□ 液状化による家屋の傾斜や損壊  
□ 地震火災による家屋の焼失  
□ 斜面崩壊・かけ崩れによる家屋の損壊  
□ その他の被害  
□ わからない

【解説1】  
※1 応急仮設建設住宅：行政が建設する主にプレハブの住宅。建設まで1～2年程度を要する。家賃無料（光熱費等除く）。  
※2 応急仮設借上げ住宅（みなし仮設住宅）：行政が借上げた民間の賃貸住宅。被災者からも申請できる。地域外でも借上げ可能。家賃補助あり（仮設住宅相当）。  
※3 災害公営住宅：災害で住宅を失った方に、行政が地域内に整備して提供する低廉な家賃の公営住宅。\*専業主婦等の収入、世帯構成により決定される。  
\*入居から3年以上が経過し、収入が高額な方は家賃が増額される。  
\*入居から5年以上が経過し、収入がさらに高額な方は住居の明け渡しが必要。  
※4 防災集団移転促進事業：高層階級事業。災害危険性が強く居住に不適切な危険区域（津波浸水した低地帯など）に立地していた住居を高さ等々集団移転する事業。同区域の土地を嵩上げ（盛り）して用地を区画整理する事業からなる。行政が住宅供給等を担い、そこに住民自身が住宅を建設する。建設費の30～50%を住民が負担する。\*被災者からの申請が必要。  
\*移転先に所有している宅地や借地を買い取ってもらう。  
\*引渡し費用に対して補助金が出る。  
\*移転先での建物損壊などに補助金、ローンの利率に対する補助（が出る）。

図 事前復興センサスの調査票（一例）

## 参考：地域ワークショップの開催（一例）

事前復興まちづくり計画の検討における地域ワークショップの開催計画の一例として、災害発生から復興までの時間経過に応じたテーマを設定することが考えられる。これにより、地域住民が、大規模災害発生後にすまいの場を選択する必要があることの理解を深め、当事者として、地域に住み続けるための条件などを考えるきっかけとしていく。

なお、地域ワークショップでは、多様な世代（子ども、学生、働く世代、高齢者等）の意向を把握することが重要であり、自治会や自主防災組織、消防団、学校、地域の活動団体等との連携を図りながら進めていく。また、子どもと保護者がいっしょに参加できる機会の創出等により、働き手となる世代の意向が適切に把握できるような工夫を行うことが望まれる。

以下に、地域ワークショップの開催計画の一例を示す。

	テーマ	主な内容
第1回 WS	自宅・地域における災害リスクを知り、安全な避難を考える	・自宅・地域における災害リスクを確認する ・避難場所・避難経路を確認し、避難の阻害要因や避難場所の課題の確認
第2回 WS	時間経過に応じた住まいの場を考える	・命が助かった後の行動（避難所等→応急仮設住宅等→住宅の再建等）等を想像する ・建設型応急仮設住宅や住まいの再建の場を考える
第3回 WS	住宅再建・まちづくりについて考える	・地域の宝（災害から守りたいもの、災害があっても取り戻したいもの）を確認する ・自宅・地域の再建方法（住まいの再建とまちの復興）等考える ・地域の宝を守るための復興まちづくりを考える
第4回 WS	事前復興まちづくり計画をとりまとめる	・事前復興まちづくり計画としてのとりまとめを考える ・現段階で実施すべき事項（復興事前準備）や自分・地域ができることについて考える

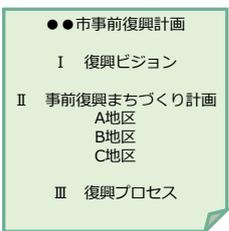
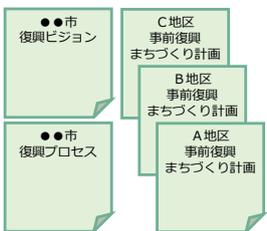
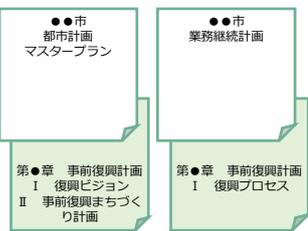


図 事前復興に関する地域ワークショップの開催計画や実施状況（一例）

## (2) 事前復興計画のとりまとめ方法

復興ビジョン、事前復興まちづくり計画、復興プロセスの役割等を踏まえると、基本、復興ビジョンと復興プロセスは一市町村に対して一つの計画となるが、事前復興まちづくり計画は一つ以上の計画となる。

市町村の事前復興計画として、全てを単独でとりまとめる方法やそれぞれを分冊としてとりまとめる方法、関連計画に位置付ける方法などが考えられ、市町村の実情に応じたとりまとめ方法を検討する。

	単独型	分冊型	折り込み型
とりまとめ方法	1冊の計画書としてとりまとめ	復興ビジョン、復興プロセス、事前復興まちづくりをそれぞれ作成（一部、合冊も含む）	既存の計画（都市計画マスタープランや業務継続計画等）に事前復興の章立て等を追加
イメージ			
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の事前復興計画としてわかりやすい整理となる。</li> <li>部分的な見直しが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々に作成や見直し等を行うことが可能となる。</li> <li>事前復興まちづくり計画については、年度ごとにいくつかの地域を作成していくなどの取組が可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連計画に盛り込むことで、まちづくりの目標等との整合を図った検討が可能となる。</li> <li>防災・減災と事前復興を区分して整理する観点が必要となる。</li> <li>法定計画に位置付けることで、定期的な見直しにつながる。</li> </ul>
採用が想定される市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前復興まちづくり計画の対象となる箇所が少ない市町村、復興ビジョンと事前復興まちづくり計画を同時に作成する市町村</li> <li>短期間で集中して事前復興計画の策定を行う市町村</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前復興まちづくり計画の対象となる地域が多い市町村</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで事前復興の検討を進めており、関連する計画に位置付けている市町村</li> </ul>
参考事例	徳島県海陽町、愛媛県西予市 他	和歌山県海南市（ビジョンとまちづくり計画は合冊）、静岡県富士市 他	東京都葛飾区 他

### 3. 復興ビジョンの検討

#### (1) 復興ビジョンの構成と概要

復興ビジョンは、市町村全域又は被災地域全体を対象に、大規模災害発生後の復興の目標や土地利用に関する基本方針、分野別の目標などを定める計画として作成する。

構成	概要
①対象区域	・計画検討の対象区域を明確にする。基本的には、市町村全域又は甚大な被害が想定される地域全体等を対象にする。
②想定する災害	・面的な復興事業等が必要となる甚大な被害が想定される災害として、南海トラフ巨大地震と中央構造線・活断層地震を想定する。
③対象区域の現状や課題	・対象区域における「人口の現状及び将来の見通し」や「産業、土地利用等の基礎的データの整理」等を通じて、地域の現状や課題を整理する。 ・災害ハザードと各種情報（人口分布、都市施設、土地利用等）の重ね合わせ図の作成により、災害リスクを把握する。
④復興の基本理念、目標	・大規模災害が発生した状況を想定した上で、復興に向けた基本理念や目標等を検討する。
⑤土地利用に関する基本方針	・大規模災害が発生した状況を想定した上で、復興まちづくりの都市構造（拠点やエリア、ネットワーク等）を整理する。 ・県民の命を守ることを基本としたすまいの場の確保に向けた考え方を整理する。
⑥分野別の復興方針と施策	・分野別の復興方針として、「すまいの再建」、「暮らしの再建」、「安全・安心な地域づくり」、「産業・経済の復興」等の観点から、大規模災害が発生した状況を想定した上で、復興に向けた方針を整理する。
⑦復興体制	・大規模災害が発生した際の復興計画の策定等を行うための体制等について整理する。
⑧目標を実現するために必要な施策・事業	・上述までの検討を通じて、「大規模災害が発生したとしても、円滑かつ速やかな復興の実現に寄与する取組」や「現在の防災・減災対策等に寄与する取組」等、復興事前準備として取り組むべき施策・事業を整理する。

## (2) 構成ごとの検討方法等

以下に、市町村が作成する復興ビジョンについて、構成ごとに検討方法や留意事項等を示す。

なお、以下に示す検討方法等に応じた「市町村事前復興計画」のひな形を作成しているので、市町村の計画策定に活用していただきたい。

### ①対象区域

計画検討の対象区域を明確にする。基本的には、市町村全域又は甚大な被害が想定される地域全体等を対象にする。

### ②想定する災害

面的な復興事業等が必要となる甚大な被害が想定される災害として、南海トラフ巨大地震と中央構造線・活断層地震を想定する。

#### ■留意事項等

中山間地域等においては、中央構造線・活断層地震等による土砂災害や地震火災等による被害等を想定する。

### ③対象区域の現状や課題

対象区域における「人口の現状及び将来の見通し」や「産業、土地利用等の基礎的データの整理」等を通じて、地域の現状や課題を整理する。

災害ハザードと各種情報(人口分布、都市施設、土地利用等)の重ね合わせ図の作成により、災害リスクを把握する。

#### ア) 人口の現状及び将来の見通し

国勢調査や日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)等のデータを用いて、人口の推移や見通しを整理する。

#### ■留意事項等

全国的な人口減少下において、大規模災害が発生する時期によって、復興まちづくりの規模等が変わる可能性があることが明確になる。

また、復興まちづくりにおいて、市街地におけるコンパクトなまちづくりや小規模集落の集約等を検討する必要があることが明確になる。

## イ) 産業、土地利用等の基礎的データの整理

産業、土地利用、都市基盤、地域資源等の整理を行い、市町村の特性等を整理する。

## ウ) 災害リスクの整理

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定等から、市町村で想定される被害を整理する。

津波災害警戒区域や土砂災害等の災害ハザードと、都市施設の重ね合わせ図等を作成する（右下図イメージ参照）。

### ■留意事項等

災害ハザードと医療や福祉施設、保育・教育施設等との重ね合わせ図を作成することで、幅広い庁内関係部署が検討する必要があることが明確になる。

重ね合わせ図の作成は、GIS等を活用することが想定される。なお、コンサルタントへの業務委託を行わない場合は、防災マップに主要施設をプロットするなどにより対応することが考えられる。

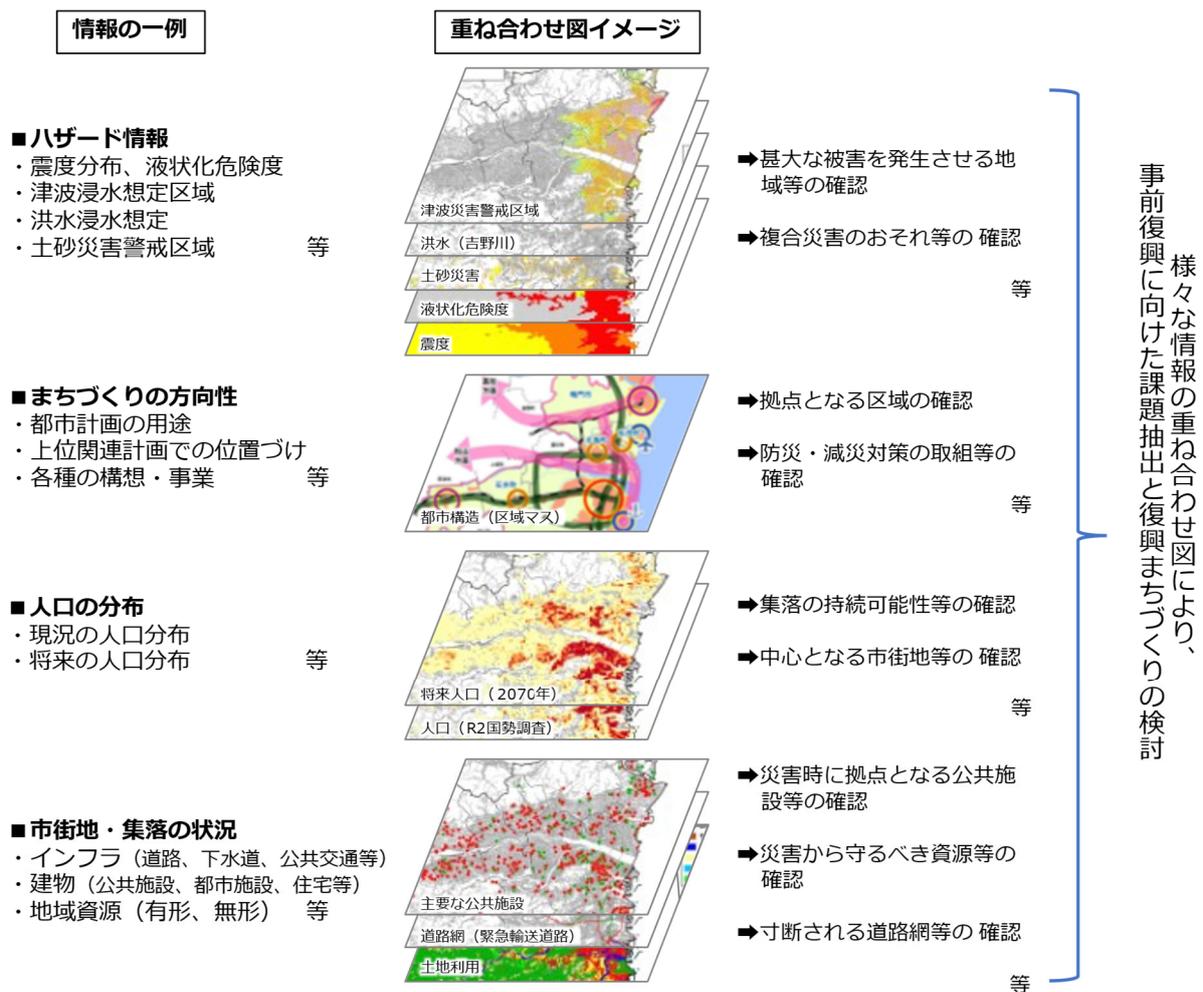


図 重ね合わせ図の作成イメージ

■重ね合わせ図を用いた課題分析の視点（一例）

災害種別	課題分析の視点（一例）
津波、洪水	・甚大な被害が想定される浸水深2 m以上に含まれる地域の確認
揺れ、液状化、火災	・被害の拡大が懸念される住宅が密集した地域の確認
土砂災害	・土砂災害の発生により被害を受ける住宅や都市施設等の確認
孤立	・集落の配置と土砂災害、道路網等の重ね合わせにより、孤立が発生する集落等の確認
複合災害	・複数のハザード情報の重ね合わせにより、複合災害のリスクの確認 ・津波災害発生後等の応急仮設住宅の建設地に関して、洪水や土砂災害のおそれのない地域の確認

なお、沿岸10市町については、津波災害警戒区域と各種都市施設の重ね合わせ図の事例を作成（PDF 及び shp データとして提供）しているので、市町村の計画策定に活用していただきたい。

**参考：GIS研修**

徳島県では、GIS（地理情報システム：Geographic Information System）の活用に向けて「GISを活用した土地利用の確認・検証に係る演習」の研修会を令和5年度に実施している。

GISを活用することで、視覚的な表示や高度な分析等を行うことが可能となる。

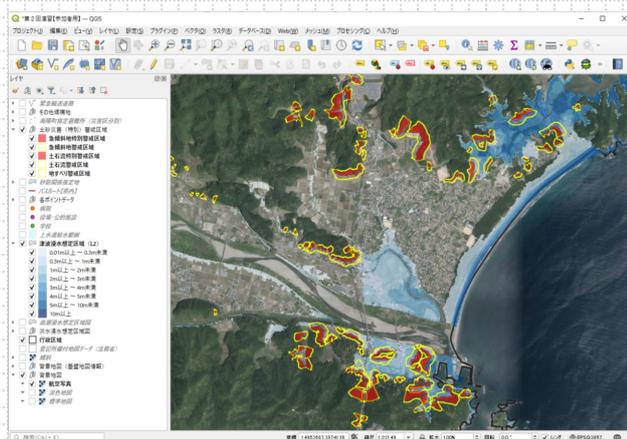


図 GISの活用イメージ（研修資料より）

**工) 復興に向けた課題の整理**

上述までの整理を通して、大規模災害が発生した際のまちの復興において課題となる事項を整理する。

課題の整理に当たっては、「すまいの再建」、「暮らしの再建」、「産業・経済の復興」、「安全・安心な地域づくり」を基本に、市町村の特性等を踏まえた整理を行う。

#### ④復興の基本理念、目標

総合計画や都市計画マスタープラン等の上位・関連計画に位置付けられている基本理念や目標等を踏まえながら、大規模災害が発生した状況を想定した上で、復興に向けた基本理念や目標等を検討する。

##### (基本理念)

- ・ 基本理念、目標等の設定に当たっては、大規模災害により甚大な被害を受けた後の、より良い復興をイメージする力強いフレーズを定める。

##### (基本目標)

- ・ 「すまいの再建」、「暮らしの再建」、「産業・経済の復興」、「安全・安心な地域づくり」の項目を基本に、市町村の実情に応じた施策体系を整理する。

#### ■留意事項等

復興で目指すべき姿として、より良いまちの実現（Build back better）を表現することを意識する。

設定に当たり、住民アンケートや庁内の若手職員からキャッチフレーズを募集するなど、多様な意見を踏まえて検討を行うことが望まれる。

#### 参考：基本理念や目標の検討事例

海陽町事前復興計画では、第2次海陽町総合計画の将来像「笑顔つながる海洋 ～もっとずっと 住み心地の良いまちをめざして」を踏まえて基本理念等を定めている。



図 復興における基本的な考え方（参照：海陽町事前復興計画）

## 参考：基本理念や目標の検討事例（続き）

富士市事前復興計画では、都市計画マスタープランの基本理念を踏まえた復興まちづくりの基本理念を定めている。

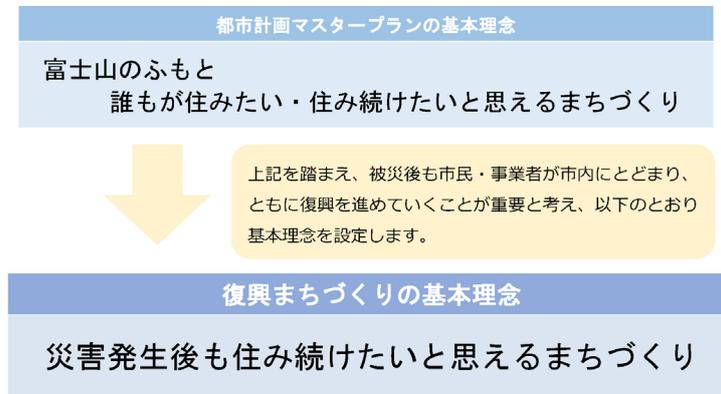


図 復興まちづくりの基本理念（参照：富士市事前復興計画）

能登半島地震により甚大な被害を受けた志賀町では、復興計画の基本理念や将来像を以下のように定めている。

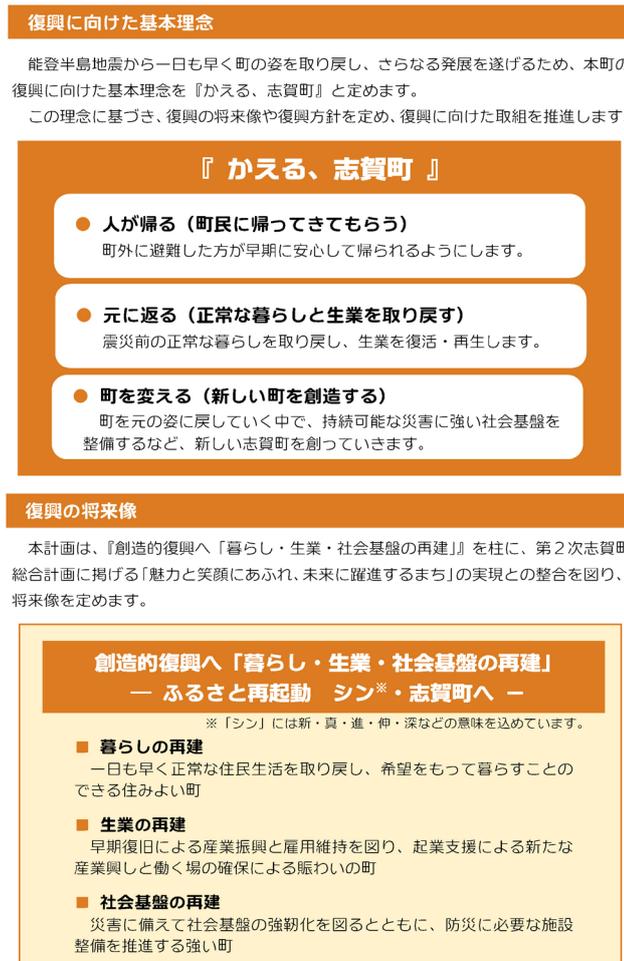


図 復興の理念等（参照：志賀町令和6年能登半島地震復興計画（令和6年7月））

## ⑤土地利用に関する基本方針

大規模災害が発生した状況を想定した上で、復興まちづくりの都市構造(拠点やエリア、ネットワーク等)を整理する。

また、県民の命を守ることを基本としたすまいの場の確保に向けた考え方を整理する。

### ア) 復興まちづくりの都市構造

総合計画や都市計画マスタープラン等の上位・関連計画との整合を図りながら、復興まちづくりの都市構造を検討する。

都市構造図では、災害リスクに配慮しながら、拠点(中心拠点、生活拠点等)やエリア(市街地、商業、工業、居住、田園、自然等)、ネットワーク(道路、公共交通等)を位置付ける。

#### ■留意事項等

大規模な被害が発生した際には、拠点や市街地・居住エリアの現位置での復興は困難になることも想定され、新たな視点での検討を行う。

市町村の広範囲で津波災害警戒区域が広がっている中で、復興まちづくりにおいては、L1津波対応の防潮堤整備やかさ上げ等の対策を行うことを見据える。

災害の規模や被災状況等によって方針等は変わることが想定され、被災の規模に応じた複数パターンを検討することが望ましい。

応急仮設住宅の建設候補地やがれき置き場等の用地等の応急期に活用する土地が、復興まちづくりにて活用する土地と重なりが生じないように、応急期と復興期の復興まちづくりの構造図を作成することが望ましい。

### 参考：都市構造図の検討事例

海陽町事前復興計画では、現状の都市構造を踏まえ、事前復興のための将来都市構造と発災を想定した段階的な復興まちづくりの将来都市構造を示している。

【海陽町将来都市構造図】



図 将来都市構造図 (参照：海陽町事前復興計画)

下田市事前復興計画では、都市計画マスタープランや各地区の津波対策の方針等を踏まえ、復興まちづくりの考え方を整理している。

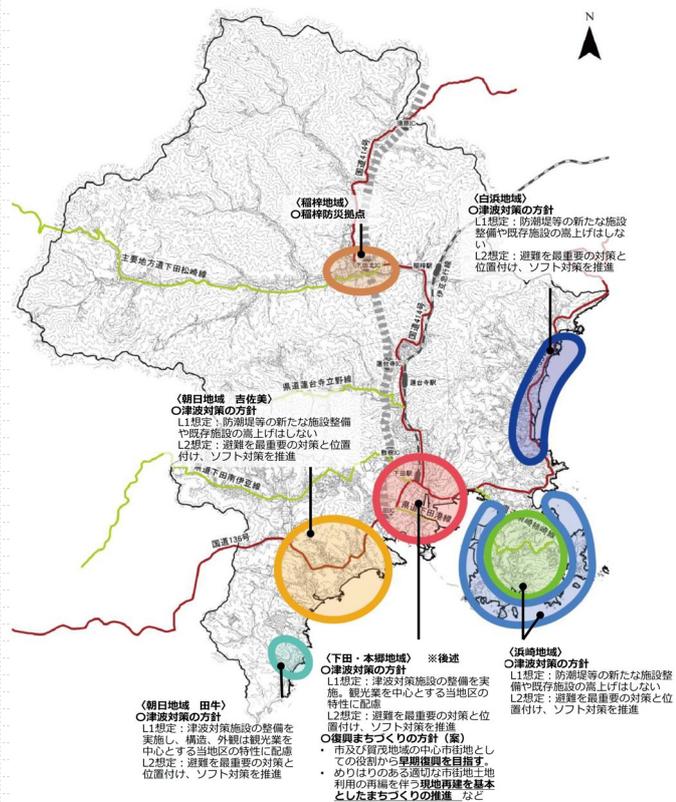


図 復興まちづくりの考え方 (参照：下田市事前復興まちづくり計画)

## i 応急期において必要となる機能の検討

応急期（発災から概ね6か月の間）において、必要となる機能としては、以下のようなことが想定される。このうち、特に、「応急仮設住宅建設用地」と「災害廃棄物仮置き場」は、長期間の土地利用が必要になることが想定され、復興まちづくりに影響のない土地の活用を想定しておくことが重要である。

また、大規模災害時における応急仮設住宅建設用地等の確保に当たっては、民有地の活用や周辺市町村との連携、県全体での協力体制の構築等を検討する。

表 応急期に必要な機能

機能	概要	屋内/屋外
① 応急救助活動機関の活動拠点	応急救助機関の活動拠点とは、緊急消防援助隊、都道府県警広域緊急援助隊、自衛隊災害派遣部隊の各応援部隊が、広域の救助・救急・消火活動を行うため、車両や資機材等を留め置くとともに、活動要員が滞在するための拠点。	屋外
② 避難所	避難所とは、被災により、自らの居住の場所を確保することが困難な住民を、一時的に滞在させるための施設。	屋内
③ 医療救護所	医療救護所とは、初期救急医療に相当する応急処置等を行う機能で、耐震性が確保されている建物（病院及び診療所を含む）や学校校舎の一部または運動場等に設置する仮設建物等に設置する。	屋内
④ 市町村物資集積所	市町村物資集積所とは、救援物資の受け入れ・配分・仕分けを行い、各避難所等に向けて発送する作業を行うための施設。	屋内
⑤ 遺体検案・安置所	遺体検案所は、警察、医師、歯科医師により検視、検案、身元確認のための試料採取を行う場所。また、遺体安置所は、検案の終了した遺体を安置する場所。	屋内
⑥ 仮埋葬地	仮埋葬地とは、衛生上、火葬体制が整うまでの間、遺体を仮に土葬する場所。	屋外
⑦ ライフライン機関のベースキャンプ及び資機材置き場	ライフライン機関のベースキャンプ及び資機材置き場とは、ライフライン復旧活動のため、各ライフライン機関の応援部隊が集合し、復旧資機材を集積しておく場所。	屋外
⑧ 応急仮設住宅建設用地	応急仮設住宅建設用地とは、応急仮設住宅を建設するための用地。	屋外
⑨ 災害廃棄物仮置き場	災害廃棄物仮置き場とは、発生したがれきや廃棄物を一時的に集積しておく場所。	屋外
⑩ 応援職員等の宿泊場所	応援職員や復旧・復興に携わる業者等の宿泊として、ホテルや旅館等が被災した際、キャンピングカーやコンテナハウス等を活用した宿泊場所として利用する場所。	屋内/屋外

参照：高知県応急期機能配置計画を参考に一部加筆

## ii 復興まちづくりの都市構造の検討手順（例）

復興まちづくりの都市構造は、現況及び将来の都市構造や津波浸水想定等を踏まえた検討を行う。また、災害の発生から応急期・復興期と時間経過に応じた変化が想定されるが、応急期の生活も一定期間の継続が想定されることから、事前の検討が重要である。なお、応急期と復興期の土地利用は、重複して利用することが困難な場合があり、調整・連携を行う。

以下に、沿岸部の津波災害による著しい被害を受けた地域の都市構造の検討手順を示すが、内陸部等においても、火災や洪水、土砂災害等による甚大な被害を受ける可能性があり、都市構造を大きく見直すことがあることを認識しておくことが必要である。

### STEP1:現況、将来の都市構造

現況にて整理した、土地利用状況や今後の土地利用方針（以下計画などを参照）を確認

- 現況の土地利用
- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画

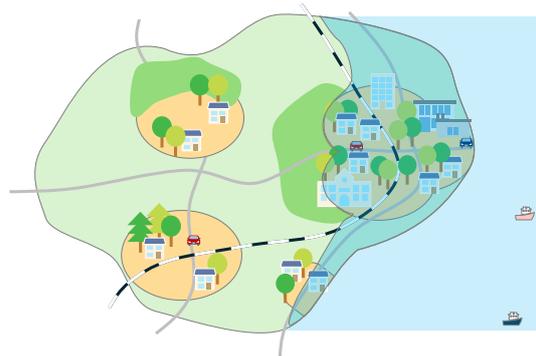


### STEP2:被災直後のまちの状況

想定される被害として、主要な公共施設や産業基盤等の被災状況を確認

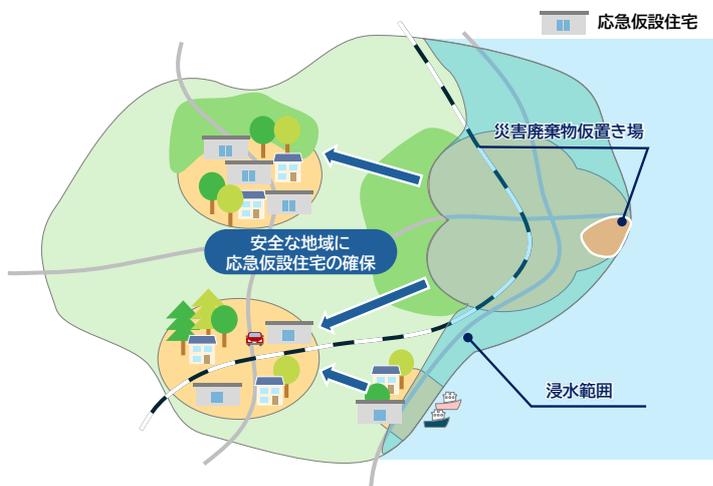
必要に応じて、課題の整理に反映

- 津波浸水想定区域と都市施設等の重ね合わせ図



### STEP3-1:応急期の都市構造

津波で甚大な被害を受けることが想定される地域では、地域内周辺の安全な場所での応急仮設住宅の確保を行うとともに、商業・業務、公共施設等の機能維持を検討



#### （主な検討の視点）

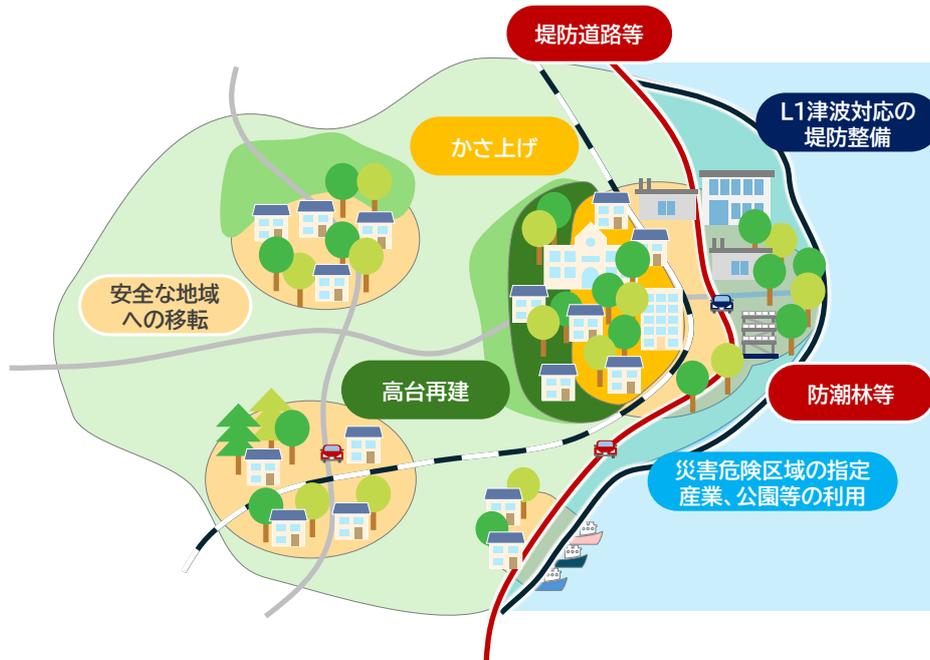
- ・安全な住民のすまい、生活に必要な機能の確保
- ・災害廃棄物仮置き場等の土地を確保
- ・公有地だけで応急仮設住宅の確保が困難な場合は、民有地の活用を検討
- ・自市町村だけで対応が困難な場合は、周辺市町村との連携等を検討
- ・道路や鉄道等の再建の在り方も含めた検討 等



応急期と復興期の整合・調整

### STEP3-2:復興期の都市構造

安全な生活の場の確保をはじめ、地域が今後も持続的に発展を図っていくことができる都市構造の検討



#### (主な検討の視点)

- ・ 堤防や堤防道路の整備、防潮林の確保等の多重防御により安全なすまいの確保を基本
- ・ 応急期に地区外・市町村外に流出したとしても、復興期に戻ってくる視点が必要
- ・ 人口減少・高齢化が進む中で、適正な復興の規模・手法、コンパクトなまちづくりを検討
- ・ 復興のすまいの場や公共施設の配置等を踏まえた道路や公共交通の再編を検討
- ・ 商業・工業、業務地等の復興の場を検討
- ・ すまいと生業が密接な漁業の復興のあり方を検討
- ・ 災害危険区域として指定した区域の活用方策の検討

等

はじめに

事前復興計画について  
第1章

想定されている災害  
第2章 徳島県で

における基本的な考え方  
第3章 事前復興計画

事前復興計画策定の進め方  
第4章 市町村における

第5章 事前復興計画の運用

参考資料

## イ) 居住エリア設定の考え方

高台への移転やかさ上げ等により、安全・安心なすまいの確保に向けた考え方を整理する。

基本的には、L1津波対応の防潮堤整備を行った上で、L2津波による津波浸水が想定される区域は、安全を確保する対策を検討する。なお、詳細な範囲の設定は、シミュレーション等を行う必要があるが、災害危険区域の指定の考え方等を整理しておく。

### ■留意事項等

地域特性や住民意向等から防潮堤整備を行わない選択も考えられるが、安全の確保が前提となる。

防災集団移転促進事業を活用する際には、移転元地を災害危険区域として指定することが必要となる。

## ⑥分野別の復興方針

分野別の復興方針として、「すまいの再建」、「暮らしの再建」、「産業・経済の復興」、「安全・安心な地域づくり」等の観点から、大規模災害が発生した状況を想定した上で、復興に向けた方針を整理する。

### ア) すまいの再建

暮らしの基盤となるすまいの早期再建に向け、緊急の住宅確保及び恒久的な住宅の確保に関する方針を整理する。

すまいの再建は、様々な災害リスクを考慮した上で、安全な場所での確保を前提とする。その際、高台移転等が候補になる際は、土砂災害や洪水等の災害リスクを踏まえて決定する。

(検討項目の一例)

- ・ 応急的な住宅の確保に向けた目標・取組
- ・ 安全の確保を前提とした恒久的な住宅再建に向けた目標・取組

### ■留意事項等

すまいの再建の場合は、応急仮設住宅の建設候補地やガレキ置き場等の土地利用と重複しないように留意する必要がある。

徳島県の特徴として、吉野川や那賀川等の洪水浸水想定が平野部の大部分に広がっている。より災害リスクの少ないエリアを抽出するため、水害リスクマップ及び多段階の浸水想定図等による確認を行う。この多段階の浸水想定図では、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深が明らかになっている。

参考URL : [https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki\\_pro/risk\\_map.html](https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/risk_map.html)

# 那賀川水系 那賀川からの氾濫を想定した水害リスクマップ

## 【現況河道】

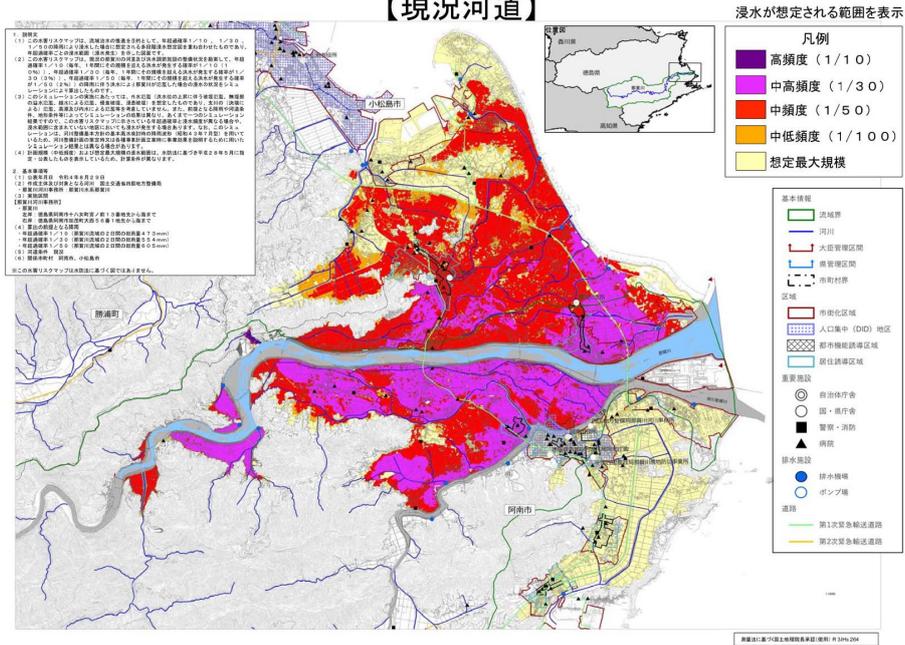


図 水害リスクマップ

### 那賀川水系 那賀川の浸水想定図(1/30規模降雨)

#### 【現況河道】

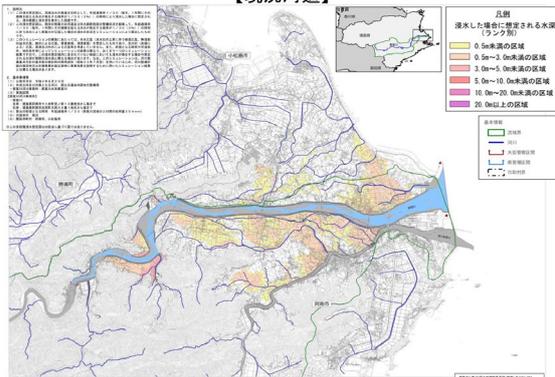


図 多段階の浸水想定図 (1/30 規模降雨)

### 那賀川水系 那賀川の浸水想定図(1/50規模降雨)

#### 【現況河道】

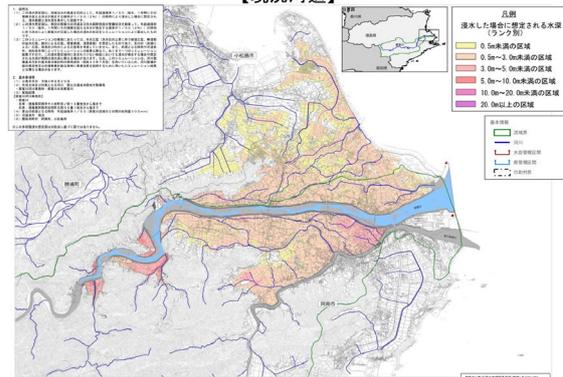


図 多段階の浸水想定図 (1/50 規模降雨)

## イ) 暮らしの再建

被災者一人ひとりの被災状況や生活などの実情に即した支援を講ずる方針を示す。  
 地域住民の日常生活を支える各種の公共施設や都市施設等の再建の方針、公的サービスの提供に関する方針を整理する。

(検討項目の一例)

- ・ 切れ目のない被災者支援に向けた目標・取組
- ・ 保健・医療・福祉サービスの維持・再建に向けた目標・取組
- ・ 子育て・教育環境の維持・再建に向けた目標・取組

はじめに

事前復興計画について

第2章 徳島県で想定されている災害

第3章 事前復興計画における基本的な考え方

第4章 市町村における事前復興計画策定の進め方

第5章 事前復興計画の運用

参考資料

## ■留意事項等

被災者の支援の方針検討に当たっては、「徳島県災害ケースマネジメント手引書」等を参考とする。また、社会福祉協議会や災害中間支援組織等との連携が重要であり、役割分担なども明確にしておく必要がある。

住民の日常生活を支える幅広い分野（保健、医療、福祉、教育等）の検討を行う必要がある。

## ウ) 産業・経済の復興

被災事業者・従事者の再建に向けて、切れ目のない支援を行うための方針を整理する。  
また、農林漁業施設等の復旧に向けた方針を整理する。

(検討項目の一例)

- ・被災事業者の適切な支援に向けた目標・取組
- ・商工業の再建に向けた目標・取組
- ・一次産業の再建に向けた目標・取組

## ■留意事項等

大規模災害発生後は、一次産業の後継者不足等の課題がより一層顕在化することから、課題解決につながる対策等を検討することが重要である。

漁業集落等では、すまいと生業が密接しており、集落の特性等に応じた検討を行う。なお、担い手不足等が進む中で、漁港施設の集約化等の視点も検討する。

商店街等の復旧は、地域活力の維持や生活の場としての魅力の維持につながることから、持続発展も見据えた方針を検討する。

津波災害のリスクを有し、災害危険区域等として指定した区域の活用に向け、新たな産業の誘致・創出等も見据えた検討を行う。

## エ) 安全・安心な地域づくり

再度被害を受けることがないまちづくりに向けた公共土木施設や社会基盤施設等の復旧・復興の方針を整理する。

(検討項目の一例)

- ・公共土木施設（道路、河川・海岸、土砂災害対策等）の早期復旧・復興に向けた目標・取組
- ・ライフラインの早期復旧・復興に向けた目標・取組
- ・各地区の復興まちづくりの推進に向けた目標・取組

■留意事項等

①津波対応の防潮堤整備とあわせて、多重防御の考え方等から安全・安心な地域づくりを検討する。

公共土木施設や社会基盤施設等の復旧・復興の検討に当たっては、国や県、ライフライン事業者等と連携・調整する機会を確保する。また、国や県、重要なライフライン事業者等については、事前復興計画の策定委員会等への参加を依頼するなどの検討を行う。

オ) その他

市町村の特性に応じた項目の復興方針を整理する。

参考：取組の体系的な整理の検討事例

能登半島地震で被害を受けた石川県能登町では、能登町復興計画を策定し、再生と創造を目指す4つの柱に「復興プロジェクトの創出」を組み込み、取組の方向性を体系的に整理している。

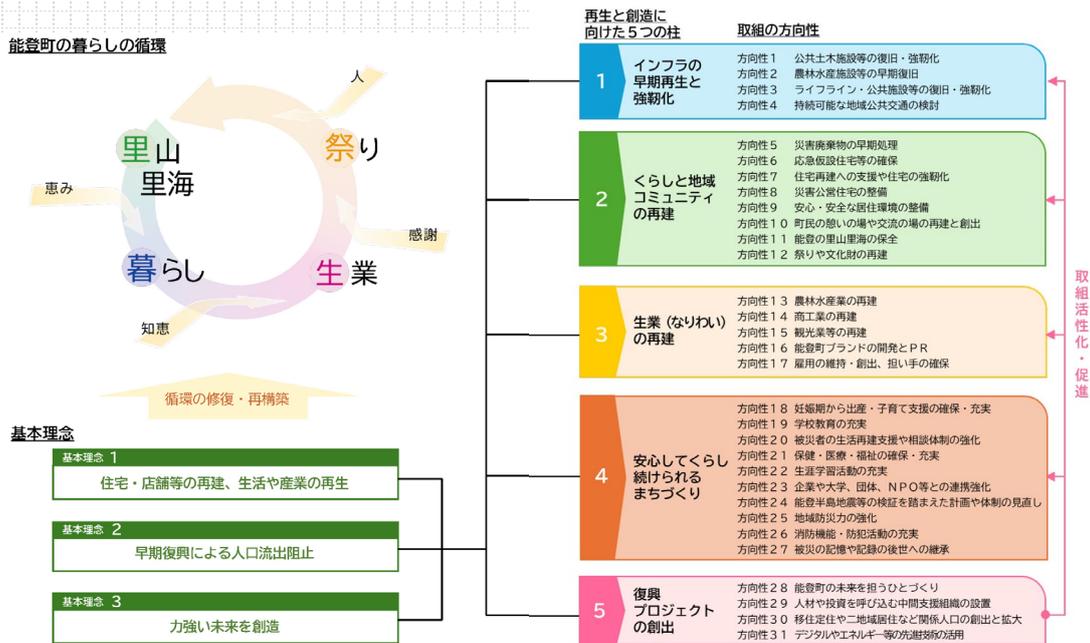


図 再生と創造に向けた5つの柱（参照：能登町復興計画（最終案）※パブリックコメント時）

## ⑦復興体制

大規模災害が発生した際の復興計画の策定等を行うための体制等について整理する。

### ■留意事項等

庁内の「復興対策本部」をはじめ、法に基づく「復興協議会」、学識者や専門家、中間支援組織との連携組織等を検討する必要がある。

復旧・復興事業の推進には、ライフライン事業者等との連携が重要であることから、検討組織への参画を依頼しておく。

### 参考：復興体制の検討事例

海陽町事前復興計画では、早期に円滑な復興を実現するために、復興に取り組む体制を事前に検討している。

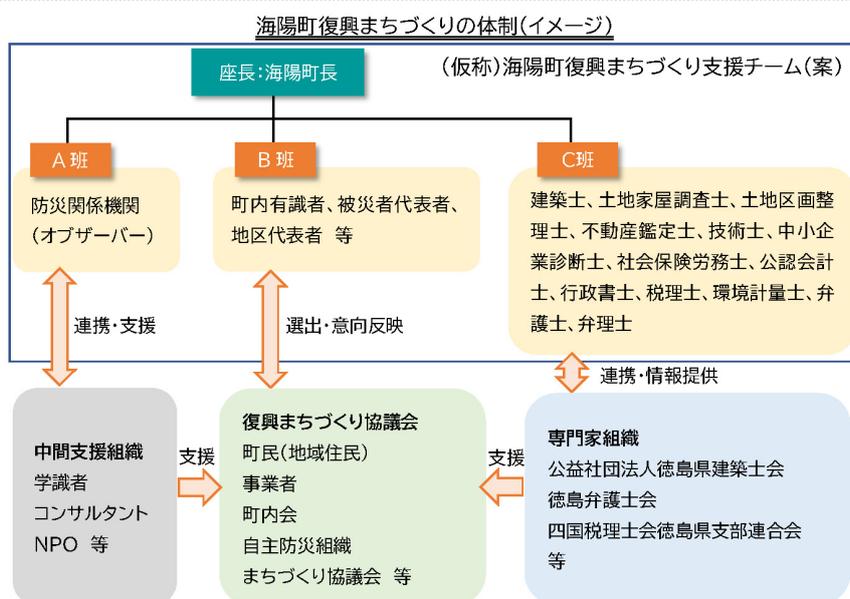


図 復興まちづくりの体制 (参照：海陽町事前復興計画)

## ⑧目標を実現するために必要な施策・事業(復興事前準備として取り組むべき施策・事業の検討)

上述までの検討を通じて、「大規模災害が発生したとしても、円滑かつ速やかな復興の実現に寄与する取組」や「現在の防災・減災対策等に寄与する取組」等、復興事前準備として取り組むべき施策・事業を整理する。

### ■留意事項等

職員及び住民への事前復興に関する情報発信や教育機会の確保、訓練の実施等を通じて、地域全体での取組につなげていくことが重要である。

## 4. 事前復興まちづくり計画の検討

### (1) 事前復興まちづくり計画の構成と概要

事前復興まちづくり計画は、大規模な被害が想定される地域や集落レベルを対象に、大規模災害発生後の復興の目標や復興イメージなどを定める計画として作成する。

構成	概要
①対象区域	・計画検討の対象区域を明確にする。大規模な被害が想定される地域や集落レベルを抽出する。
②想定する災害	・面的な復興事業等が必要となる甚大な被害が想定される災害として、南海トラフ巨大地震と中央構造線・活断層地震を想定する。
③対象区域の現状や課題	・対象区域における「人口の現状及び将来の見通し」を整理する。 ・また、「産業、土地利用等の基礎的データの整理」や「地域の特徴的な産業や資源等の整理」等を通じて、地域の現状や課題を整理する。 ・災害ハザードと各種情報（人口分布、都市施設、土地利用等）の重ね合わせ図の作成により、災害リスクを把握する。
④対象地域における復興の基本理念、目標	・復興ビジョンで定めた市町村全体等の復興の基本理念、目標を踏まえながら、対象区域の特性等に応じた復興に向けた基本理念や目標等を検討する。
⑤対象地域における復興まちづくりの方針	・対象地域の特性等に応じた分野別の復興方針として、「すまいの再建」、「暮らしの再建」、「産業・経済の復興」、「安全・安心な地域づくり」等の観点から、大規模災害が発生した状況を想定した上で、復興に向けた方針を整理する。
⑥復興イメージ	・地域住民等に対して、復興まちづくりのイメージをわかりやすく伝えるために、復興イメージを作成する。 ・復興事業において想定される活用可能な事業（防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、漁業集落環境整備事業等）の想定を行う。
⑦目標を実現するために必要な施策・事業	・上述までの検討を通じて、「大規模災害が発生したとしても、円滑かつ速やかな復興の実現に寄与する取組」や「現在の防災・減災対策等に寄与する取組」等、復興事前準備として取り組むべき施策・事業を整理する。

## (2) 構成ごとの検討方法等

以下に、市町村が作成する復興まちづくり計画について、構成ごとに検討方法や留意事項等を示す。

なお、以下に示す検討方法等に応じた「市町村事前復興計画」のひな形を作成しているので、市町村の計画策定に活用していただきたい。

### ①対象区域

計画検討の対象区域を明確にする。大規模な被害が想定される地域や集落レベルを抽出する。

#### ■留意事項等

大規模な被害が想定される地域や集落レベルの抽出に当たっては、本検討において作成した、国勢調査の小地域ごとの津波浸水想定区域に含まれる建物比率の算出結果を活用することが可能である。

多くの地域で検討が必要な場合は、一度に、全ての地域の事前復興まちづくり計画を策定するのではなく、被害の様相や地域特性等に応じてモデル的に検討を行う対象地域を選定するなどの工夫が考えられる。

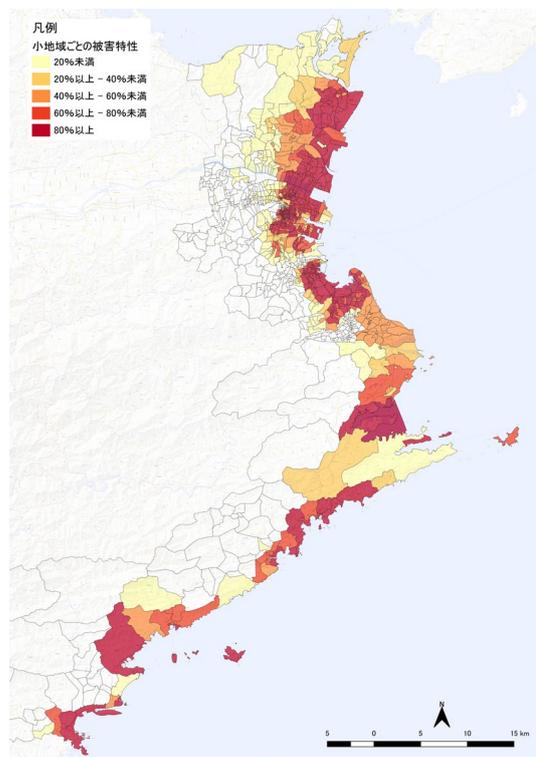


図 小地域ごとの津波浸水想定区域（2 m）に含まれる建物比率

#### 参考：年度ごとにモデル地域の事前復興まちづくり計画を作成

愛媛県宇和島市では、令和5年度と令和6年度において、市全体の事前復興計画（復興ビジョン）と復興プロセス、3つのモデル地域の事前復興まちづくり計画の策定を進めている。

事前復興まちづくり計画のモデル地域は、被害想定や地域特性、事前復興の取組状況等を踏まえた10地域を設定し、年度ごとに3～4地域の事前復興まちづくり計画を策定することとしている。

## ②想定する災害

面的な復興事業等が必要となる甚大な被害が想定される災害として、南海トラフ巨大地震と中央構造線・活断層地震を想定する。

### ■留意事項等

中山間地域等においては、中央構造線・活断層地震等による土砂災害や地震火災等による被害等を想定する。

## ③対象区域の現状や課題

対象区域における「人口の現状及び将来の見通し」を整理する。

また、「産業、土地利用等の基礎的データの整理」や「地域の特徴的な産業や資源等の整理」等を通じて、地域の現状や課題を整理する。

災害ハザードと各種情報(人口分布、都市施設、土地利用等)の重ね合わせ図の作成により、災害リスクを把握する。

### ア) 人口の現状及び将来の見通し

国勢調査や住民基本台帳、日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)等のデータを用いて、人口の推移や見通しを整理する。

対象地域の将来推計人口を算出し、地域の人口減少による、地域防災力の低下やコミュニティの維持の課題等を明確にする。

### ■留意事項等

人口減少下において、大規模災害が発生する時期によって、復興まちづくりの規模等が変わる可能性があることが明確になる。

また、復興まちづくりにおいて、市街地におけるコンパクトなまちづくりや小規模集落の集約等を検討する必要があることが明確になる。

地域によっては、大規模災害が起きなくても人口減少が進むことで、危機的な状況に陥ることがあることを踏まえた検討とする。

### イ) 「産業、土地利用等の基礎的データ」や「地域の特徴的な産業や資源」等の整理

産業、土地利用、都市基盤、地域資源等の整理を行い、市町村の特性等を整理する。

地域の特徴的な産業や地域資源等の整理を行い、地域特性や大規模災害が発生した際の被害の様相等を整理する。

### ■留意事項等

地域資源の抽出・整理は、地域ワークショップ等を通じて行うことで、大規模災害が発生した

としても守るべきもの、取り戻すべきものを確認することが可能となる。

## ウ) 災害リスクの整理と復興事業の規模の見通し

津波災害警戒区域や土砂災害等の災害ハザードと、都市施設の重ね合わせ図等を作成する。

必要に応じて、津波の浸水深2m以上に立地する世帯数の概数把握を行うなどにより、地域ごとの応急仮設住宅や再建が必要となる世帯数の算出等を行う。

### ■ 留意事項等

津波の浸水深2m以上に立地する世帯数の概数把握を行うことで、地域ごとの応急仮設住宅や再建が必要となる世帯数の想定が可能となる。これにより、対象地域における応急仮設住宅の建設候補地の確認や、復興事業における造成必要面積等を確認することが可能となる。

## エ) 復興に向けた課題の整理

上述までの整理を通して、大規模災害が発生した際のまちの復興において課題となる事項を整理する。

## ④対象地域における復興の基本理念、目標

復興ビジョンで定めた市町村全体等の復興の基本理念、目標を踏まえながら、対象区域の特性等に応じた復興に向けた基本理念や目標等を検討する。

### ■ 留意事項等

基本理念については、地域住民が誇りや愛着を感じることができるキーワード等を盛り込むように努める。

基本理念、目標等の設定に当たっては、地域ワークショップ等で議論するなど、多様な意見を踏まえて、地域特性に適した表現とすることが望まれる。

## ⑤対象地域における復興まちづくりの方針

対象地域の特性等に応じた分野別の復興方針として、「すまいの再建」、「暮らしの再建」、「産業・経済の復興」、「安全・安心な地域づくり」等の観点から、大規模災害が発生した状況を想定した上で、復興に向けた方針を整理する。

### ■ 留意事項等

基本理念、目標等の設定に当たっては、地域ワークショップ等で議論するなど、多様な意見を踏まえて、地域特性に適した表現とすることが望まれる。

## ⑥復興イメージ

地域住民等に対して、復興まちづくりのイメージをわかりやすく伝えるために、復興イメージを作成する。

また、復興事業において想定される活用可能な事業(防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、漁業集落環境整備事業等)の想定を行う。

### ア) 具体的な施設配置や居住エリア等の設定

#### ○地域の具体的な復興パターン

大規模災害からの復興イメージとして、安全・安心なすまいの場、主要公共施設の配置、商業・業務機能、道路・公共交通等の配置を示す図面等を作成する。

#### ■留意事項等

応急仮設住宅の建設候補地やガレキ置き場の用地等の応急期に活用する土地が、復興まちづくりにて活用する土地と重ならないかを確認するため、応急期に活用する土地利用等もあわせて検討することが望まれる。

同一地区で、かさ上げや高台移転、現地再建といった複数の復興の方法や、被災の規模に応じた複数パターンを検討することで、実際に大規模災害が発生した際の迅速かつ円滑な復興に寄与することが期待される。

#### 参考：復興イメージ図（地区別）の検討事例

田辺市事前復興計画では、地区別復興まちづくり計画として、3地区の復興まちづくりの方針や土地利用計画、復興まちづくりイメージ図等を作成している。

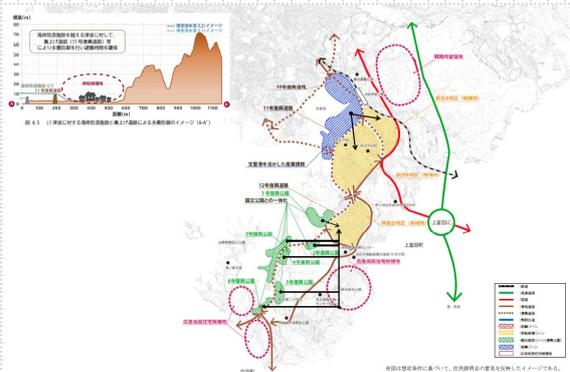
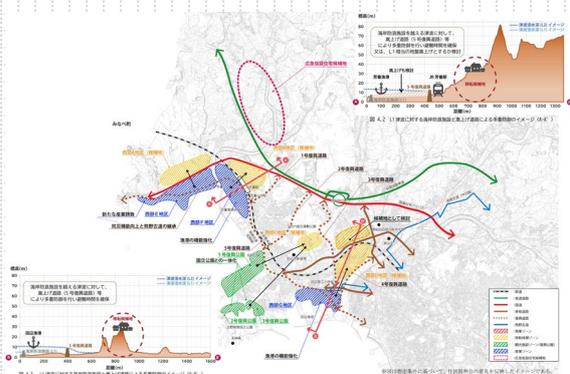
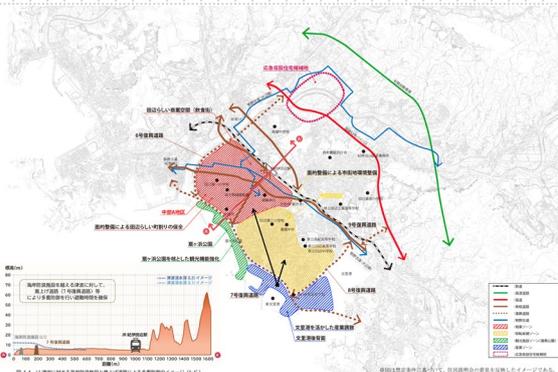
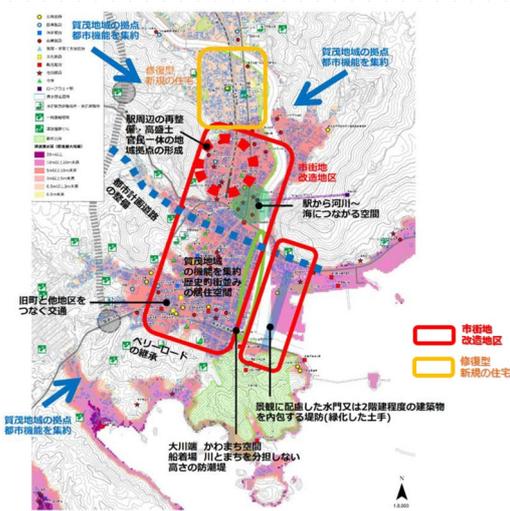


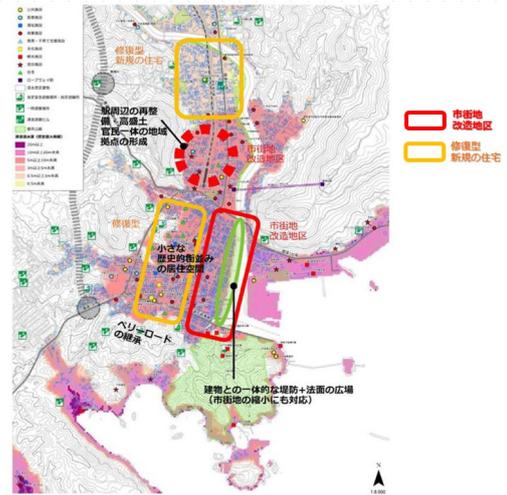
図 地域ごとの復興イメージ図（参照：田辺市事前復興計画）

参考：復興イメージ図（複数パターン）の検討事例

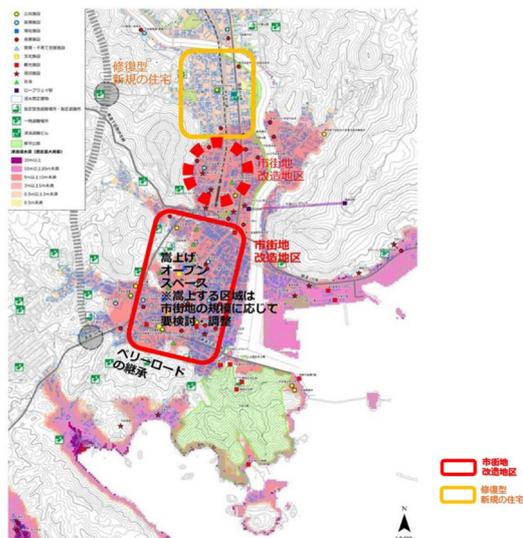
下田市事前復興計画では、中心市街地（下田港地区）の復興パターンとして、4つの復興パターンを設定し検討を行っている。



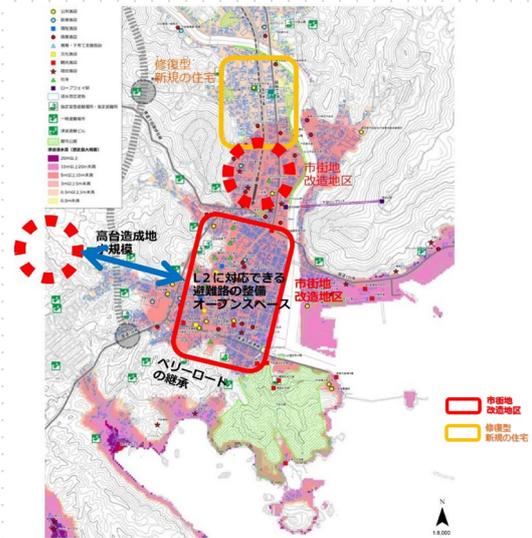
多重防御型での地区復興まちづくり案



建物一体堤防型での地区復興まちづくり案



現地かさ上げ型での地区復興まちづくり案



地区（内陸）移転型での地区復興まちづくり案

図 復興イメージ図（参照：下田市事前復興まちづくり計画）

## ○断面イメージ

防潮堤の整備や安全な高台等でのすまいの確保等の方針に基づく断面イメージ図を作成する。

作成に当たっては、「第3章 2 (3) 地形等に応じた復興パターン」を参照し、地域の状況に応じて調整等を行う。

### ■留意事項等

L1津波対応の防潮堤整備等によっても、L2津波が生じた際には危険なエリアがあることを明確にし、災害危険区域の指定等を行うことを示す。

## イ) 復興において活用する事業の想定

復興事業において想定される活用可能な事業（防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、漁業集落環境整備事業等）の想定を行う。

### ■留意事項等

復興まちづくりを進めるために活用が期待される市街地整備手法として、事前復興まちづくり計画検討のためのガイドラインにて、次頁のような整理が行われている。

なお、本ガイドラインの参考資料に、代表的な事業の整理を行っている。

表 復興パターンに対応する主な市街地整備手法

復興パターン	主な内容	活用が期待される 主な市街地整備手法	事例
市街地改造、 かさ上げ再建	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抜本的な基盤整備や土地利用再編を伴う復興</li> <li>・盛土によるかさ上げを伴う復興</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業</li> <li>・市街地再開発事業</li> <li>・一団地の復興拠点市街地形成施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災における土地区画整理事業（気仙沼市、大船渡市、女川町等）</li> <li>・東日本大震災による一団地の津波防災拠点市街地形成施設（大船渡市等）</li> <li>・関東大震災における帝都震災復興土地区画整理事業</li> <li>・阪神・淡路大震災における市街地再開発事業、土地区画整理事業等（神戸市等）</li> <li>・熊本地震における被災市街地復興土地区画整理事業（益城町）</li> </ul>
修復 (軽度な基盤 整備等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災区域内の軽度な基盤整備や土地利用再編を伴う復興</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業</li> <li>・市街地再開発事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糸魚川市駅北大火における敷地整序型土地区画整理事業（糸魚川市）</li> </ul>
修復 (共同化等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同化による街区レベルでの土地利用再編を含む個別再建を中心とした復興</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地再開発事業</li> <li>・優良建築物等整備事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災における市街地再開発事業等（石巻市）</li> <li>・阪神・淡路大震災における優良建築物等整備事業（芦屋市）</li> </ul>
移転 (新市街地整備、 高台移転)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災区域外への移転による復興</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業</li> <li>・防災集団移転促進事業</li> <li>・一団地の復興拠点市街地形成施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災における内陸、高台等への移転（東松島市、女川町等）</li> <li>・新潟県中越地震における集落移転（長岡市）</li> <li>・北海道南西沖地震における集落移転（奥尻町）</li> <li>・東日本大震災における一団地の津波防災拠点市街地形成施設による新市街地形成（山元町等）</li> </ul>

参照：事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（国土交通省）

#### ⑦目標を実現するために必要な施策・事業(復興事前準備として取り組むべき施策・事業の検討)

上述までの検討を通じて、「大規模災害が発生したとしても、円滑かつ速やかな復興の実現に寄与する取組」や「現在の防災・減災対策等に寄与する取組」等、復興事前準備として取り組むべき施策・事業を整理する。

## 5. 復興プロセスの検討

### (1) 復興プロセスの概要

復興プロセスは、主に、行政として取り組むべき手続き等を時系列に沿って明確にするものであり、それぞれの担当部署で検討することが効果的である。一部業務の外部発注を行った際には、案の作成を行った段階で、各担当部署が確認し、理解を深めることが重要である。

なお、行政として取り組むべき手続き等においても、防災関係機関等との連携・協力は不可欠であり、必要に応じて関係する機関・組織等との調整機会を設けるものとする。

#### 参考：復興プロセスの検討事例

海陽町事前復興計画では、「すまいの復興」、「暮らしの復興」、「安心・安全な地域づくり」、「産業経済の復興」、「コミュニティの復興」の5つの分野で復興のプロセスを整理している。

#### 2) すまいの復興

すまいの復興に関しては、町民の自力による復興を基本としつつ、安心・安全な地域づくりと連携しながら、次の取り組みを進めていきます。

応急期	避難所等への避難	○発災時の避難場所への誘導や、被災者の想定人数を考慮した避難所の確保など、高齢者等も迅速に避難できる準備を進める。
	被害確認	○建築士協会等と連携し、応急危険度判定などを実施することにより町内の住宅の被害状況、使用の可否を確認する。 ○被害の程度が軽く、使用可能な住宅については、応急修理や本格的な補修により継続的に使用できるよう、支援体制を構築する。
	り災証明の発行	○被害調査の結果を踏まえ、被災町民に対しり災証明を発行する。
	町民の意向把握	○仮設住宅の種類や入居条件、応急修理の申請方法等について周知を行う。 ○被災町民の再建意向を確認し、仮設住宅について種類別(建設型・借上げ型)の必要戸数を把握する。
	応急修理 (半壊以上で修理する場合)	○応急修理のための相談窓口を設置する。 ○応急修理が必要な世帯に、修理業者を派遣する。
復旧期	仮設住宅の整備・確保	○仮設住宅に関する相談窓口を設置する。 ○意向調査の結果を踏まえ、種類別(建設型及び借上げ型)の必要戸数を確保する。
	仮設住宅への入居・説明 (仮設住宅へ入居する場合)	○地域コミュニティや要配慮者等を考慮した入居方式を導入する。 ○入居者のための説明会等を開催する。 ○仮設住宅の供給が間に合わず、民間の賃貸住宅に入居した町民や町外へ避難した町民に対する支援を検討する。
	避難所の閉鎖	○仮設住宅の整備状況を考慮し、適宜避難所の集約・閉鎖を実施する。 ○避難所の閉鎖時期等について、避難所や避難者へ周知する。
	町民の意向把握	○復興公営住宅への入居や自宅の再建へ活用可能な再建支援制度等に係る説明会等を開催する。 ○恒久的な住宅整備に向けて、復興公営住宅への入居や自宅の再建支援に関する町民の意向を確認する。
復興期	復興公営住宅の整備	○意向調査の結果を踏まえ、復興公営住宅の必要戸数を算出し、必要戸数を確保する。 ○復興公営住宅に関する相談窓口を設置する。
	自宅の再建	○自力での再建に向けた情報提供や相談の体制を整備するとともに、個人による再建への支援を検討する。
	復興公営住宅への入居・説明会	○地域コミュニティや要配慮者等を考慮した入居方式を検討する。 ○入居者への説明会を開催する。
	仮設住宅の撤去	○復興公営住宅の整備状況などを踏まえ、仮設住宅を撤去する

#### 図 復興手順 すまいの復興

(参照：海陽町事前復興計画)

## 参考：復興プロセス（全体像）の検討事例

下田市事前復興計画では、復興プロセス全体の流れとして、全体像を整理している。

### 復興プロセス全体の流れ

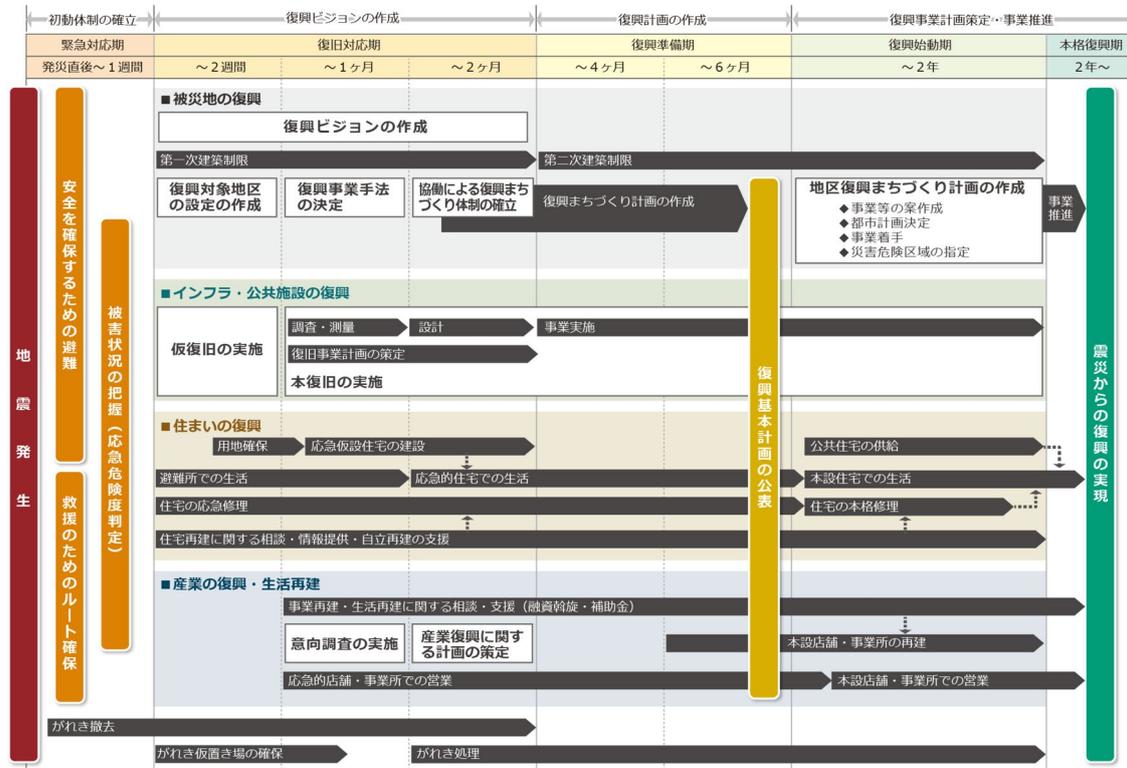


図 復興プロセス全体の流れ（参照：下田市事前復興まちづくり計画）

## (2) 復興プロセスの整理項目

復興プロセスにおける整理項目は、本ガイドラインや復旧・復興ハンドブック等を参考に、それぞれの市町村における復興推進体制等に応じて作成したり、復興ビジョンの目標との関係に配慮したりすることが考えられる。

参照URL：復旧・復興ハンドブック

<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hukkousesaku/saigaitaiou/index.html>

### (3) 復興プロセスの作成

#### ①復興プロセスの項目と概要

復興プロセスの作成に当たり、被災後に実施すべき項目と概要について、「徳島県復興手順書」を基に、下表のような整理が考えられる。

市町村等においては、実施事項の担当部署等を明確にするなど、実行性のあるものとして充実を図る。

また、復興ビジョンに位置付ける土地利用や都市構造等との整合を図り、その実現を図るために必要な取組等を検討することが重要である。

なお、項目と概要に実施時期を加えた全体像を示すことで、担当部局が実施すべき事項等が明確になる。参考として、復興プロセスの全体像の整理事例も示す。

表 復興プロセスの項目

項目	概要
<b>①復興へ向けた条件整備</b>	
ア 復興に関連する 応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>「被災状況等の把握」として、人的被害の把握、建築物被害の概要調査など「応急対応のための被害調査」や被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定など「二次的被害の拡大防止に関する調査」、また、災害救助法、被災者生活再建支援法など「法制度の適用に関する調査」や住家の被害認定調査、被災者生活実態調査など「すまいと暮らしの再建に関する調査」を行う。</li> <li>「災害廃棄物等の処理」として、被災家屋の公費解体やアスベスト対策など「被災家屋の解体・堆積物の撤去」や災害廃棄物発生量の推計や仮置場の確保など「災害廃棄物等の処理」を行う。</li> </ul>
イ 計画的復興へ向 けた条件整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興対策を計画的かつ円滑に実施していくための「復興体制の整備」や「復興計画の策定」を行う。</li> <li>復興に関する方針や施策等を分かりやすく速やかに住民等に広報するとともに、被災者からの相談にワンストップで応じるための「広報・相談対応」、また、各種融資制度の拡充・創設や予算編成などの「金融・財政面の措置」を行う。</li> </ul>
<b>②復興へ向けた分野別の対策</b>	
ア すまいの再建	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災住宅の応急修理対策、応急仮設住宅の供給計画や建設など「緊急の住宅確保」とあわせて、公営住宅の供給や再建など「恒久住宅の供給・再建」を行う。</li> </ul>
イ 暮らしの再建	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用状況の調査や被災離職者の生活・再就職支援など「雇用の維持・確保」を行う。</li> <li>災害弔慰金、災害障害見舞金、地方税の減免、義援金など「被災者への経済的支援」を行う。</li> </ul>

	項目	概要
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の復旧、医療・保健対策、学校の再開、ボランティア・NPO等多様な主体との連携など「公的サービス等の回復」を行う。</li> <li>・地域コミュニティの維持・再生・育成、地域対応力の充実・強化など「地域社会の維持・再生・育成」を行う。</li> </ul>
	ウ 産業・経済の再建	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業・経済の復興を図るため、被災事業者の再建のための資金需要の把握や各種融資制度の周知・経営相談など「情報収集・提供・相談」を行う。</li> <li>・再建資金の貸付、観光振興、農林漁業基盤の再建など「中小企業の再建」及び「農林漁業の再建」を行う。</li> </ul>
	エ 安全・安心な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧、土砂災害対策など「公共土木施設等の災害復旧」を行う。</li> <li>・都市復興基本方針の策定、災害危険区域の設定、宅地・公共施設の高台移転など「安全・安心な市街地・公共施設整備」とともに、道路・ライフライン施設の復興など「社会基盤施設の復興」を行う。</li> </ul>

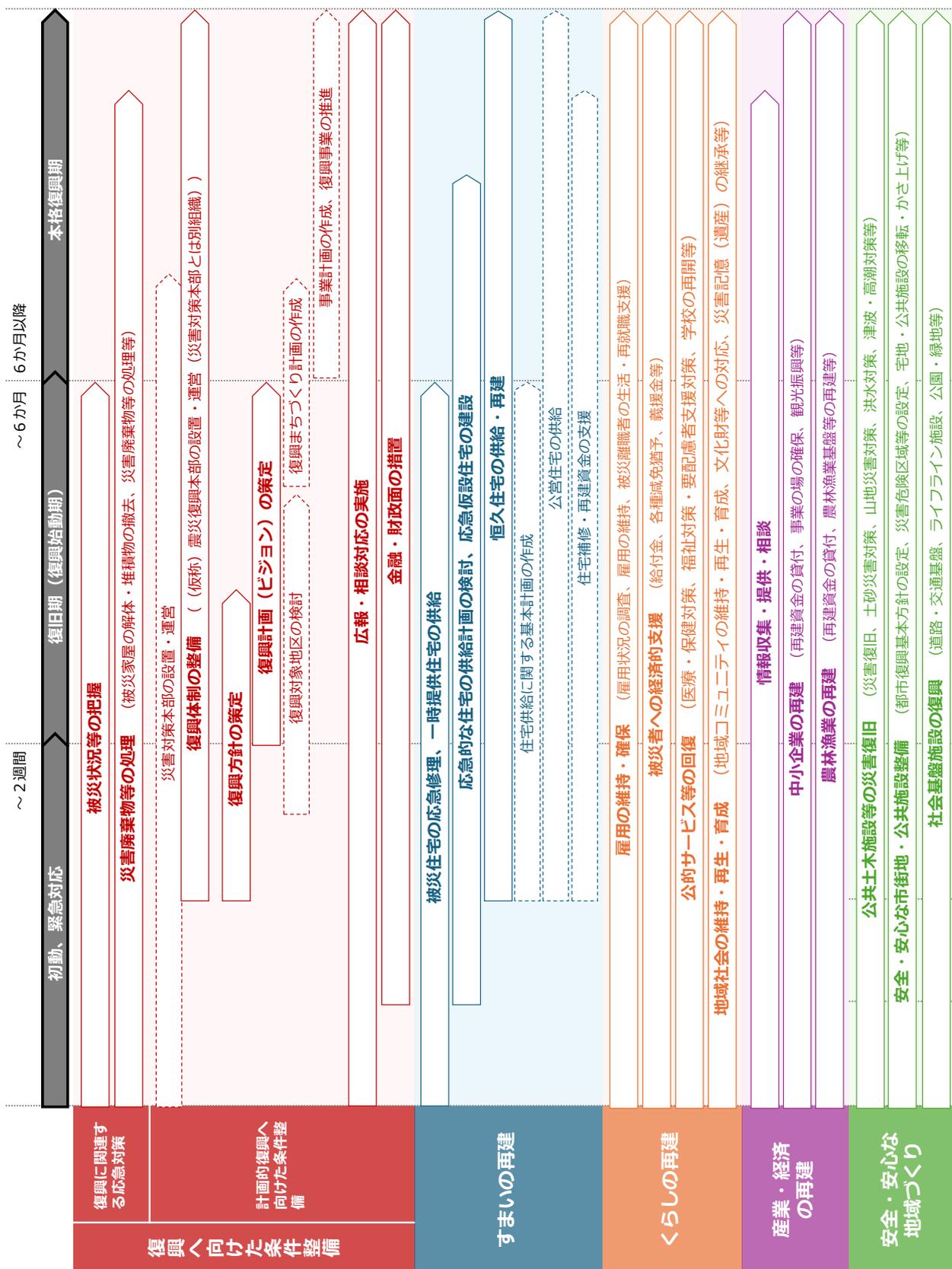


図 復興プロセスの全体像

参考資料	第5章 事前復興計画の運用	第3章 事前復興計画における基本的な考え方	第2章 徳島県で想定されている災害	第1章 事前復興計画について	はじめに
------	---------------	-----------------------	-------------------	----------------	------

## ②復興プロセスの手順と主体

前頁までに整理した復興プロセスの項目と概要及び全体像に基づき、復興プロセスの手順と担当部局、タイムラインを整理する。

なお、上記の復興プロセスの項目に応じた「市町村事前復興計画」のひな形及び復興プロセスの項目・手順一覧表（下表参照）を作成しているため、市町村の計画策定に活用していただきたい。

表 復興プロセスの項目・手順一覧表（1/2）

項目	手順	役割分担	復興タイムライン									
			～3日	～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～6か月	～1年	～2年	～3年	～概ね10年
<b>①復興へ向けた条件整備</b>												
<b>ア 復興に関連する応急対策</b>												
<b>(ア) 被災状況等の把握</b>												
a	応急対応のための被害調査	被災者、遺族の生活支援や都市基盤施設等の早期復旧や二次災害防止などに向け、被災地域の概要を把握										
b	二次的被害の拡大防止に関する調査	二次的被害の拡大を防止するため、関連調査の実施										
c	法制度の適用に関する調査	対象となる費用の申請と、各種の補助など法制度の適用について、必要な情報の記録、申請書類の作成										
d	すまいと暮らしの再建に関する調査	被災者の生活再建支援の前提となる各種の基礎調査、罹災証明の交付										
<b>(イ) 災害廃棄物等の処理</b>												
a	被災家屋の解体・堆積物の撤去	公費による損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）										
b	災害廃棄物等の処理	災害廃棄物等の処理体制の構築を行い、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理を実施するため仮置場や処理施設等を確保										
<b>イ 計画的復興へ向けた条件整備</b>												
<b>(ア) 復興体制の整備</b>												
a	震災復興本部等の設置・運営	震災復興本部を設置（災害対策本部とは別組織）										
<b>(イ) 復興計画の策定</b>												
a	復興方針の策定	国が定める復興基本方針に即して、当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針を定める										
b	復興計画の策定及び進行管理	復興対策を迅速かつ効果的に実施していくため、県及び市町村はその基本となる復興計画を速やかに策定、進行管理										
<b>(ウ) 広報・相談対応の実施</b>												
a	広報	復興に関する行政の方針や具体の施策等を住民に広報										
b	相談・各種申請の受付	行政が相談窓口を設け、被災者からの相談に応じる										
<b>(エ) 金融・財政面の措置</b>												
a	金融・財政面の緊急措置	既存金融制度による融資、既存制度の拡充と特別融資制度の創設を検討、各金融機関に対する円滑な融資及び既貸付金の条件緩和などを要請 等										
b	復興財源の確保	復旧・復興事業にかかる財政援助措置、既存の国の補助事業・特例等を有効に活用										
<b>②復興へ向けた分野別の対策</b>												
<b>ア すまいの再建</b>												
<b>(ア) 緊急の住宅確保</b>												
a	被災住宅の応急修理対策	被害を受けた住宅の応急修理										
b	一時提供住宅の供給	公営住宅等を災害時の一時使用住宅として提供										
c	応急的な住宅の供給計画の検討	災害発生直後において住宅被害戸数を把握し、避難所等での実態調査を勘案しながら応急的な住宅（一時提供住宅、応急仮設住宅）の必要戸数（概算）を算出										
d	応急仮設住宅の建設	応急的な供給計画に基づき応急仮設住宅を建設										
e	入居者の募集・選定と入居後のサポート	応急的な住宅の入居者の募集・選定を行い、避難者や暫定的な疎開者の入居を促進										
f	利用の長期化・解消への措置	応急的な住宅の利用が長期化するような場合に必要措置を実施										
<b>(イ) 恒久住宅の供給・再建</b>												
a	住宅供給に関する基本計画の作成	適切かつ計画的な住宅供給を行うために、住宅供給に関する基本計画を作成										
b	公営住宅の供給	自力で住宅を確保できない世帯に対しては、公営住宅の供給により住宅確保を支援										
c	住宅補修・再建資金の支援	被災者生活再建支援金の支給、住宅を再建するために必要な資金を貸し付けることによる住宅再建支援等										
d	既存不適格建築物対策	良好な住環境の形成と住宅再建のバランスを助産しながら措置										
e	被災マンションの再建支援	被災したマンション等の再建に向けた支援										
f	その他各種対策	被災者の住宅確保を支援するために必要な各種措置										
<b>イ 暮らしの再建</b>												
<b>(ア) 雇用の維持・確保</b>												
a	雇用状況の調査	被災後に迅速に雇用状況調査を行うとともに、その後も定期的に雇用状況を把握										
b	雇用の維持	雇用調整助成金の活用等により被災事業所等の雇用の維持										
c	被災離職者の生活・再就職支援	生活の安定化をもたらすための経済的支援の実施の検討、再就職あっせんなどの支援										

表 復興プロセスの項目・手順一覧表 (2/2)

項目	手順	役割分担	復興タイムライン									
			～3日	～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～6か月	～1年	～2年	～3年	～概ね10年
<b>(イ) 被災者への経済的支援</b>												
a	給付金等	災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付等										
b	各種減免猶予等	地方税の減免、徴収猶予・期限の延長や、公共料金の減免措置などの検討										
c	義援金	義援金の公平かつ公正な方法で、適切な時期に配分										
<b>(ウ) 公的サービス等の回復</b>												
a	公共施設の復旧	各種証明の発行などの事務、医療・保健、教育等の公的サービスに関して、関連公共施設の早期復旧やその機能維持										
b	医療・保健対策	医療・保健対策の維持										
c	福祉対策・要配慮者支援対策	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等の要配慮者に配慮した災害応急対策										
d	メンタルヘルスケアの充実	被災者の健康回復・精神的な安定を図るために、健康管理や精神的ケア										
e	学校の再開	被災した児童・生徒への教育の確保、教育の場の確保、授業料の減免や教科書等の供与等の支援策を検討										
f	ボランティア・NPO等多様な主体との連携	被災者の各種ニーズに対応できる柔軟な体制作り										
<b>(エ) 地域社会の維持・再生・育成</b>												
a	地域コミュニティの維持・再生・育成	地域コミュニティをはじめとする人とのつながりを維持、再生										
b	地域対応力の充実・強化	地域防災力の中核を担う消防団と自主防災組織の充実と強化										
c	文化財等への対応	文化・社会教育施設、文化財の早期復旧										
d	地域の郷土文化の継承	地域の誇り及び象徴となる郷土文化の保存、継承、活性化										
e	災害記憶（遺産）の継承	災害記憶（遺産）として、災害からの教訓を未来に残す										
<b>ウ 産業・経済の再建</b>												
<b>(ア) 情報収集・提供・相談</b>												
a	資金需要の把握	直接被害又は間接被害を受けている被災事業者及び被災額に関する調査、再建のための資金需要等を把握										
b	各種融資制度の周知・経営相談	国、県、各種金融機関等の行う融資制度についての情報を事業者や各種団体に周知、活用促進										
c	物流の安定・取引等のあつ旋等	利用可能な物流ルートに関する情報を提供し、販売・流通経路の回復										
<b>(イ) 中小企業の再建</b>												
a	再建資金の貸付等	現行制度資金の円滑な活用、緊急資金制度の創設などにより自力再開・再建を支援										
b	事業の場の確保	事業の場の確保を支援										
c	観光振興	各種観光施設の早期再建、新たな観光資源の開発や観光誘致										
<b>(ウ) 農林漁業の再建</b>												
a	再建資金の貸付等	農地等の再建や生産力の回復、経営の安定を図るため、低利の資金を融通										
b	農林漁業基盤等の再建	災害復旧事業等により、被災した農林水産業施設の復旧・再建施策										
<b>エ 安全・安心な地域づくり</b>												
<b>(ア) 公共土木施設等の災害復旧</b>												
a	災害復旧	被害状況の調査、激甚災害指定の検討、災害査定等、災害復旧										
b	土砂災害対策	砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備										
c	山地災害対策	被災箇所等の早期復旧と、再度災害の発生を防止するための治山施設の整備										
d	洪水対策	河川管理施設の災害復旧や再度災害防止、ハード・ソフト一体となった対策										
e	津波・高潮対策	海岸や河川における高潮対策施設の整備										
f	防災活動体制の強化	被害を軽減するため、施設管理、観測、避難等のソフト面の対策										
<b>(イ) 安全・安心な市街地・公共施設整備</b>												
a	都市復興基本方針の策定等	都市計画区域において、市街地の面的整備、道路等基盤整備により災害に強い市街地の形成										
b	災害危険区域等の設定	災害危険区域等の設定による建物の建築制限や構造上の規制										
c	宅地・公共施設の移転・嵩上げ	防災集団移転促進事業やがけ地近接等危険住宅移転事業等による安全な地域への移転										
<b>(ウ) 社会基盤施設の復興</b>												
a	道路・交通基盤の復興	道路及び交通基盤の復旧、耐震性の強化										
b	ライフライン施設の復興	ライフライン施設の機能回復、復旧・復興事業										
c	物流基地・港湾、空港の復興	港湾や空港、その他流通施設の復旧・復興事業										
d	公園・緑地等の復興	公園・緑地の復旧事業、公園・緑地のネットワーク化による市街地の防災性の向上										

はじめに

事前復興計画について

第1章

想定されている災害

第2章 徳島県で

における基本的な考え

第3章 事前復興計画

事前復興計画策定の進め方

第4章 市町村における

事前復興計画の運用

第5章

参考資料



	も、遅滞なく実施する。
①住家の被害認定調査	②罹災証明書及び被災者台帳
③被災者生活実態調査	④住宅再建意向調査
⑤離職者・雇用動向調査	⑥産業被害と再建意向調査
⑦文化財・歴史的建造物等の被害調査	⑧復興状況把握のための調査

(イ) 災害廃棄物等の処理									
<b>a</b>	<b>被災家屋の解体・堆積物の撤去</b> <span style="float: right;">被災直後～被災後2年以内</span>								
	<p>○損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は原則として所有者が実施する。</p> <p>○あらかじめ検討した基準に照らし、公費による損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）の可否を判断し、実施する場合は関係部署と連携し作業を行う。</p> <p>○解体・撤去の実施に当たっては、効率性、環境対策・安全対策等について、事業者への指導が重要となることから、次の項目を実施する。</p> <p>①解体撤去の受付（公費解体を実施する場合）</p> <p>②搬入券の発行（公費解体実施如何にかかわらず）</p> <p>③破損家屋、堆積物等の撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積土砂排除事業</li> <li>・都市災害復旧事業</li> <li>・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業</li> </ul> <p>④アスベスト対策</p>								
<b>b</b>	<b>災害廃棄物等の処理</b> <span style="float: right;">被災直後～被災後3年以内</span>								
	<p>○災害発生後には、通常大量の災害廃棄物が発生する。迅速な復旧を実現するため、災害廃棄物の処理が遅延しないよう、実行性の高い備えを行うとともに、発災後には適正処理・再資源化及び減容化の徹底を旨としつつ、早期に災害廃棄物等の処理体制の構築を行い、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理を実施するため仮置場や処理施設等を確保する。</p> <p>○土砂災害、津波、高潮あるいは風水害では、大量の土砂等が混ざった災害廃棄物や堆積物が発生するため、その撤去や収集・運搬は応急活動及び二次災害の防止に不可欠である。</p> <p>○膨大な量となる災害廃棄物、堆積物等の処理を計画的に進めるため、災害廃棄物処理計画に基づき、平時から廃棄物の収集・運搬体制の検討や仮置場の確保等を進める。さらに、災害発生時には、処理施設を速やかに復旧させ、処理体制の構築を行う。</p> <p>○大量の廃棄物が発生することが想定される場合の基本的な対応事項は次のとおりである。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>①災害廃棄物発生量の推計</td> <td>②仮置場の確保・運営</td> </tr> <tr> <td>③処理体制の構築（広域処理を含む）</td> <td>④廃棄物処理施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>⑤災害廃棄物処理の基本方針・実行計画の作成</td> <td>⑥災害廃棄物処理の実施</td> </tr> <tr> <td>⑦環境対策の徹底</td> <td></td> </tr> </table>	①災害廃棄物発生量の推計	②仮置場の確保・運営	③処理体制の構築（広域処理を含む）	④廃棄物処理施設の復旧	⑤災害廃棄物処理の基本方針・実行計画の作成	⑥災害廃棄物処理の実施	⑦環境対策の徹底	
①災害廃棄物発生量の推計	②仮置場の確保・運営								
③処理体制の構築（広域処理を含む）	④廃棄物処理施設の復旧								
⑤災害廃棄物処理の基本方針・実行計画の作成	⑥災害廃棄物処理の実施								
⑦環境対策の徹底									

イ 計画的復興へ向けた条件整備		
(ア) 復興体制の整備		
a	震災復興本部等の設置・運営	被災後1週間～被災後10年
	<p>○復興対策を計画的かつ円滑、迅速に実施するためには、全庁的な体制を敷くとともに、それを統括、調整するための組織として「震災復興本部」の設置・運営が必要である。</p> <p>○復興に向けた取組を長期的視点に立ち計画的かつ迅速に実施するため、震災復興本部を設置する（災害対策本部とは別組織）。</p> <p>○復興方針・復興計画等を諮問するため、復興関連分野の専門家で構成される震災復興会議（仮称）を設置する。</p> <p>○復興施策においては、市町村、県、国等との連携による対応や複数の自治体による広域的な対応が求められる分野があることから、それぞれの役割分担を踏まえ、各機関が連携・調整を図りつつ推進する。</p> <p>○災害後、一定の期間は、災害対策本部との2本部体制とする。</p>	

(イ) 復興計画の策定		
a	復興方針の策定	被災後1週間～被災後1か月 (国の基本方針策定後、速やかに)
	<p>○復興法において、特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、国が定める復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針を定めることができる」と規定されている。</p> <p>○県の復興方針に即して市町村の復興計画が策定されるため、復興方針を速やかに公表する必要がある。</p> <p>(復興方針の内容：復興法第9条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項</li> <li>二 特定大規模災害からの復興のために当該都道府県が実施すべき施策に関する方針</li> <li>三 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項</li> <li>四 前三号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関し必要な事項</li> </ul>	
b	復興計画の策定及び進行管理	被災後2週間～被災後10年
	<p>○復興法において、特定被災市町村は、復興基本方針及び復興方針に即して、復興計画を策定できる旨が規定されている。</p> <p>(復興計画の内容：復興法第10条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）</li> <li>二 復興計画の目標</li> <li>三 当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項</li> <li>四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 市街地開発事業</li> <li>ロ 土地改良事業</li> <li>ハ 復興一体事業</li> <li>ニ 集団移転促進事業</li> <li>ホ 住宅地区改良事業</li> <li>ヘ 都市計画法第十一条第一項各号に掲げる施設の整備に関する事業</li> </ul> </li> </ul>	



(I) 金融・財政面の措置		
<b>a</b>	<b>金融・財政面の緊急措置</b>	被災後3日～被災後10年
	<p>○関係団体と連携し、既存金融制度による融資、既存制度の拡充と特別融資制度の創設を検討するとともに、各金融機関に対する円滑な融資及び既貸付金の条件緩和などを要請する。</p> <p>○関係団体と連携し、被害状況の把握を通じ、早期に被害額を推計する。被害額を参考に緊急融資等の需要を踏まえ、それを賄うために必要な金融面の措置を検討する。</p> <p>○地域の応急復旧や生活再建支援など早急に行うべき事業の予算化を図る。その後の通常予算においても、適切に対応していく。</p> <p>○あらかじめ、関係団体及び金融機関並びに財務・会計関連システム運営事業者と連携を図り、災害時の緊急処置に対応できる体制を構築する。</p> <p>①緊急の金融措置（既存制度の拡充と特別融資制度の創設、各金融機関に対する円滑な融資の要請、既貸付金の条件緩和）</p> <p>②財政需要見込額の算定</p> <p>③行財政計画の検討</p> <p>④予算編成</p>	
<b>b</b>	<b>復興財源の確保</b>	被災後3日～被災後10年
	<p>○大規模な災害が発生した場合には、公共施設の被害情報を激甚法に定める事項にしたがって迅速に調査して国に報告し、激甚災害の指定が受けられるように努め、復旧・復興事業にかかる財政援助措置が受けられるようにする。</p> <p>○復興事業を推進するために、既存の国の補助事業・特例等を有効に活用していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業、特例等の有効活用</li> <li>・起債（災害対策債、歳入欠かん債等）</li> <li>・特別交付税</li> <li>・その他の財源確保（（財）全国市町村振興協会の低金利融資、宝くじ・公営競技による財源の確保）</li> </ul>	





(イ) 恒久住宅の供給・再建	
<b>a</b>	<b>住宅供給に関する基本計画の作成</b> <span style="float: right;">被災後1週間～被災後6か月</span>
	<p>○応急仮設住宅の早期解消及び生活の再建を図るためには、恒久的な住宅を早期に供給することと、そのためのプログラムを被災者に提示することが必要である。</p> <p>○適切かつ計画的な住宅供給を行うために、住宅供給の基本計画を作成する。</p> <p>①恒久的な住宅の必要戸数の算出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅被害戸数の状況把握・報告</li> <li>・被災者等の再建意向の把握</li> <li>・恒久的な住宅の必要戸数（概算）の想定</li> </ul> <p>②恒久的な住宅の供給可能戸数の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅の供給による供給可能戸数の把握</li> <li>・公社・公団住宅の新規建設・建替えによる供給可能戸数の算出</li> <li>・民間住宅の供給可能戸数の算出</li> <li>・供給可能戸数の算出</li> </ul> <p>③恒久的な住宅の供給計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・恒久的な住宅の供給戸数の決定</li> <li>・公的住宅の供給方針の策定</li> <li>・民間住宅（補修・再建、分譲、賃貸）への対応方針の策定</li> <li>・恒久的な住宅の供給計画（住宅の緊急整備計画）の策定</li> <li>・住宅の緊急整備計画の見直し</li> </ul>
<b>b</b>	<b>公営住宅の供給</b> <span style="float: right;">被災後1週間～被災後10年</span>
	<p>○応急仮設住宅を解消する段階においても自力で住宅を確保できない世帯に対しては、公営住宅の供給により住宅確保を支援する。なお、この際には、既存の公営住宅を十分活用しながら、必要に応じて建替・補修、整備、入居者資格の緩和とともに、家賃の減免、家賃補助等の検討を行う。</p> <p>①公営住宅の建替・補修</p> <p>②公営住宅の新規整備</p> <p>③家賃低廉化対策</p> <p>④入居者の募集・選定</p>
<b>c</b>	<b>住宅補修・再建資金の支援</b> <span style="float: right;">被災後1週間～被災後3年</span>
	<p>○生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金の支給による、生活の再建支援を検討する。</p> <p>○被災者が住宅を再建するために必要な資金を貸し付けることによる住宅再建支援を検討する。併せて、住宅金融支援機構等との連携により、被災者に対して円滑に再建資金の供給や生活福祉資金等の貸付を主体的に行うことも検討する。</p> <p>○また、災害により宅地が被災した者に対して、被災状況に応じて宅地の買い取り、防災工事融資の実施の検討、宅地移転先のあっ旋等を実施する。</p> <p>○それら災害復興住宅再建等の貸付に係る広報を行うとともに、住宅金融支援機構との協力の下、相談所を設置し、貸付制度の業務が的確かつ円滑に行われるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談所の開設</li> <li>・融資制度等の創設</li> <li>・がけ・擁壁、私道復旧への措置</li> <li>・生活福祉資金（福祉費における住宅補修費・災害援護費）の貸付</li> </ul>

はじめに

事前復興計画について 第1章

想定されている災害 第2章 徳島県で

第3章 事前復興計画における基本的な考え方

第4章 市町村における事前復興計画策定の進め方

第5章 事前復興計画の運用

参考資料

<b>d</b>	<b>既存不適格建築物対策</b>	被災後1か月～被災後6か月
	<p>○既存不適格建築物については、従前居住者の意向を踏まえつつ、良好な住環境の形成と住宅再建のバランスを勘案しながら措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法の法的範囲の中での弾力的な運用</li> <li>・共同化・協調化支援</li> </ul>	
<b>e</b>	<b>被災マンションの再建支援</b>	被災後1か月～被災後6か月
	<p>○被災したマンション等の再建は、建設資金の確保、既存不適格建築物、住人の合意形成などで様々な問題点を抱えているため、県及び市町村は、その問題解決を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利者の合意形成支援</li> <li>・既存不適格建築物の再建支援の検討</li> <li>・建替支援制度の創設の検討</li> </ul>	
<b>f</b>	<b>その他各種対策</b>	被災後1週間～被災後6か月
	<p>○前項目までに示した以外に、被災者の住宅確保を支援するために必要な各種措置として、次のような事項があげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅復興に関する情報提供・人的支援</li> <li>・建築確認・監視体制の整備</li> </ul>	

イ 暮らしの再建		
(ア) 雇用の維持・確保		
a	雇用状況の調査	被災直後～被災後6か月
	<p>○混乱した被災後において、迅速かつ的確な雇用対策を展開するためには、正確な雇用状況の把握が必要である。このため、被災後に迅速に雇用状況調査を行うとともに、その後も定期的に雇用状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況調査</li> <li>定期的雇用状況調査</li> <li>雇用状況調査</li> <li>雇用状況の整理・分析</li> </ul>	
b	雇用の維持	被災後1週間～被災後10年
	<p>○事業所等の被災や災害の影響による経営状況の悪化は、従業員の解雇等につながる場合がある。このため、雇用調整助成金の活用等により被災事業所等の雇用の維持を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者等への雇用維持の要請</li> <li>各種事業制度の周知及び活用促進</li> <li>公的機関での雇用維持の要請</li> </ul>	
c	被災離職者の生活・再就職支援	被災後1週間～被災後10年
	<p>○災害により就労の場を失い、生活に必要な資金に困窮している被災者に対して、生活の安定化をもたらすための経済的支援の実施を検討するとともに、再就職あっ旋などの支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険制度の活用促進と周知</li> <li>求職動向の把握</li> <li>職業のあっ旋</li> <li>求人動向の把握</li> <li>求人拡大</li> </ul>	

(イ) 被災者への経済的支援		
a	給付金等	被災後1週間～被災後3年
	<p>○災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金、災害により著しい障がいを受けた者に対する災害障害見舞金が支給されるほか、被災者の生活再建に資する支援策として被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付等がある。</p>	
b	各種減免猶予等	被災後1週間～被災後3年
	<p>○経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対しては、地方税の減免、徴収猶予・期限の延長や、公共料金の減免措置などの検討を行う。</p> <p>○「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害に指定された場合には、各種免許証の有効期限の延長等をはじめとする措置が講じられる。</p>	
c	義援金	被災直後～被災後10年
	<p>○大規模な災害が発生すると、全国から被災者を支援するために被災した県、市町村等に義援金が寄せられる。このため、県及び市町村は、これらを被災者に対して公平かつ公正な方法で、適切な時期に配分することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①義援金の受付</li> <li>③義援金の配分・交付</li> <li>⑤配分計画及び配分項目の再検討</li> <li>②義援金配分委員会の設置</li> <li>④義援金の交付申請</li> <li>⑥義援金処理に係る監査及び支給状況の公表</li> </ul>	



	<p>⑤要保護児童の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災児童に係る情報の収集</li> <li>・被災児童等の保護</li> </ul> <p>⑥保育支援サービス等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保育児童数に係る情報の収集</li> <li>・円滑な職員配置等</li> </ul> <p>⑦外国人等に対する対策</p> <p>⑧災害時（介護福祉）コーディネーターによる調整</p>	
<b>d</b>	<b>メンタルヘルスケアの充実</b>	被災直後～被災後10年
	<p>○災害により健康障がいが発生する場合や被災による精神的なダメージ（PTSD：心的外傷後ストレス障害）が原因となって身体機能が低下する等の影響を受ける被災者が発生する可能性がある。</p> <p>○このような被災者の健康回復・精神的な安定を図るために、健康管理や精神的ケアを行う。</p> <p>①こころのケアに関する相談窓口の設置      ②児童生徒に対するこころのケア事業の実施</p> <p>③専門的人材の育成・確保                      ④こころの健康支援活動</p>	
<b>e</b>	<b>学校の再開</b>	被災直後～被災後1年
	<p>○幼・小・中・高・特別支援学校は、災害の発生による学校施設の被災や避難所としての利用により、長期間通常の利用ができなくなることが予想される。このような事態に対して被災した児童・生徒への教育の確保を図るために、教育施設の早期検討による教育の場の確保が課題となる。また、被災した児童・生徒に対し、授業料の減免や教科書等の供与等の支援策を検討する。</p> <p>①教育施設の復旧                                      ②教室の確保</p> <p>③被災児童・生徒への支援                        ④入学者選抜への対応</p> <p>⑤円滑な卒業への対応</p>	
<b>f</b>	<b>ボランティア・NPO等多様な主体との連携</b>	被災直後～被災後10年
	<p>○ボランティア元年と呼ばれた阪神・淡路大震災以降、東日本大震災や全国各地で災害が頻発しており、被災地域・被災者の生活支援に当たる災害ボランティアは普遍的なものとなってきている。</p> <p>○近年では、個人ボランティアのみならず、NPO/NGO、企業等、多様な主体による活動が増加している。</p> <p>○災害によって生じた様々な地域生活課題を解決するためには、迅速にこれらの支援の量と質を集中させる必要があるため、被災者の各種ニーズに対応できる柔軟な体制作りが必要となる。そのため、平時から、住民相互、関係者間の連携体制の確立を図ることで、誰もが安心して住み慣れた地域で過ごすことのできる、災害時にも強いまちづくりを推進する。</p> <p>①災害ボランティアセンターの設置・運営</p> <p>②情報共有会議等の設置</p> <p>③災害ケースマネジメントによる支援</p> <p>④地域支え合いセンターによる相談支援</p>	

はじめに

事前復興計画について 第1章

想定されている災害 第2章 徳島県で

における基本的な考え方 第3章 事前復興計画

事前復興計画策定の進め方 第4章 市町村における

第5章 事前復興計画の運用

参考資料





(ウ) 農林漁業の再建		
a	再建資金の貸付等	被災後1週間～被災後1年
	<p>○農林漁業者が災害の発生による被害を受け、経済的な打撃を受けた場合、農地等の再建や生産力の回復、経営の安定を図るために、低利の資金を融通することにより、経営者に対して救済措置を実施する。</p> <p>○被災した農林漁業者に対して、経営を再開するために必要な資金の融資や利子補給等を行い、被災経営者の早期経営再建を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金需要の把握と関係金融機関への要請</li> <li>・既往及び新規融資制度の活用促進</li> <li>・相談・営農指導等の実施</li> </ul>	
b	農林漁業基盤等の再建	被災後1週間～被災後10年
	<p>○農林水産業施設の被害は、農林漁業者の経済的安定に影響を与えると同時に、地域社会への経済的影響も多い。これらの復旧・再建には多額の費用を要することから、農林漁業者への経済的負担は大きなものとなる。このため、県等が主体となり、災害復旧事業等により、被災した農林水産業施設の復旧・再建施策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業版BCP・漁業版BCP</li> <li>・災害関連事業</li> <li>・代替生産施設の提供</li> <li>・復興を通じた農林水産業の活性化</li> <li>・災害復旧事業</li> <li>・公共土木施設災害復旧事業</li> <li>・農林水産業の活性化</li> </ul>	



<b>f</b>	<b>防災活動体制の強化</b>	被災直後～被災後10年
	<p>○各種防災施設の整備が重要であるが、発生する災害は想定規模を超えることもあり得るため、対策の全てをハード系施設整備のみに頼ることは危険であり、また、コスト面から現実的に難しい場合もある。被害を軽減するためには施設管理、観測、避難等のソフト面の対策についても、防災まちづくり計画の一環として計画する。</p>	

<b>(イ) 安全・安心な市街地・公共施設整備</b>		
<b>a</b>	<b>都市復興基本方針の策定等</b>	被災直後～被災後10年
	<p>○都市計画区域において被災地の街区等の基盤が未整備な場合、市街地の面的整備、道路等基盤整備により災害に強い市街地の形成を図り、併せて、良好な住環境の整備を図る。特に次のような場合は、基盤未整備区域等の市街地整備を行うことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災施設等の設置等を行う場合で、かつ周辺部の街区を一体で整備する場合</li> <li>・宅地の移転・整備を行う必要がある場合</li> <li>・土地区画整理事業・市街地再開発事業の整備計画等がある場合</li> <li>・災害に強いまちづくりを進めるために避難地（公園）、避難道路等の整備を行う必要がある場合</li> </ul> <p>○一般に住宅密集地域は、市街地火災の危険性も高いため、延焼防止対策を併せて推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①建築制限の実施（初期の建築制限（第一次建築制限：建築基準法第84条）、長期的建築制限（第二次建築制限：被災市街地復興推進地域の都市計画決定））</li> <li>②都市復興基本方針の策定【被災後1ヵ月以内】（都市復興の理念や目標、都市復興の方針（都市復興の取組））</li> <li>③都市復興基本計画の策定【被災後6ヵ月以内】（都市復興の理念や目標、土地利用の方針、都市基盤の整備方針、被災市街地の整備方針、整備（都市計画決定等）の具体スケジュール他）</li> <li>④復興都市計画事業等の都市計画決定</li> <li>⑤農業・漁業集落の基盤整備</li> <li>⑥延焼防止対策</li> <li>⑦避難施設・防災拠点等の整備</li> </ol>	
<b>b</b>	<b>災害危険区域等の設定</b>	被災後1週間～被災後1年
	<p>○将来的にも被災危険の高い地域等においては、復興対策の一つとして災害危険区域等の設定による建物の建築制限や構造上の規制により、被害の軽減を図る。</p> <p>○併せて、水害対応や耐震・防火建築を推進するための諸制度の活用を図りながら、危険区域等に現存する建築物に対する耐震性強化を図る。</p> <p>（災害危険区域の指定：建築基準法第39条）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①被災範囲及び被災状況の把握</li> <li>②災害危険区域の指定エリアの検討・学識者等による安全性の調査、居住者の移転意向の把握等の実施</li> <li>③被災者の移転、再建に関する意向の把握</li> <li>④災害危険区域条例の作成</li> <li>⑤条例による災害危険区域の指定</li> </ol>	

<b>c</b>	<b>宅地・公共施設の移転・かさ上げ</b>	被災後6か月～被災後10年
	<p>○被害を受けた集落・市街地等を、高台や内陸部など安全な地域に移転する場合には、集団で住宅団地等に移転する防災集団移転促進事業、単独で移転するがけ地近接等危険住宅移転事業がある。</p> <p>○洪水や津波・高潮災害の被災地で、原形復旧では再度被災する可能性が高い場合、地盤のかさ上げを行って集落・市街地を再建することにより、安全性の高い集落・市街地を形成する。</p> <p>○宅地への対策と併せて、被災公共施設等の移転・かさ上げを検討する。</p> <p>①移転事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災集団移転促進事業</li> <li>・土地区画整理事業</li> <li>・コンパクトシティ形成支援事業（居住機能の移転促進に向けた調査）</li> <li>・漁業集落環境整備事業による土地利用高度化再編整備</li> <li>・低地対策河川事業</li> <li>・過疎地域集落再編整備事業</li> </ul> <p>②かさ上げ事業</p> <p>③被災公共施設等の移転・かさ上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がけ地近接等危険住宅移転事業による移転</li> <li>・一団地の復興拠点市街地形成施設事業</li> <li>・水防災対策特定河川事業</li> </ul>	

<b>(ウ) 社会基盤施設の復興</b>		
<b>a</b>	<b>道路・交通基盤の復興</b>	被災直後～被災後10年
	<p>○道路及び交通基盤は、住民の生活と地域の産業経済を支えており、交通機能が長期にわたって停止すると被災者の生活再建・事業再建に大きな影響を与える。したがって、迅速な復旧を図るとともに、被害による防災上の課題が明らかになった場合には、原形復旧のみならず耐震性の強化をはじめ必要な復興事業を行う。</p> <p>○道路・交通基盤の復興事業の推進に当たっての検討項目は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速に被害状況の把握と復旧・復興方針を策定</li> <li>・迅速かつ円滑な復旧事業の実施</li> <li>・災害に強い交通ネットワークの構築</li> <li>・より快適な道路空間の整備</li> </ul>	
<b>b</b>	<b>ライフライン施設の復興</b>	被災直後～被災後10年
	<p>○ライフラインは、住民の日常生活や都市活動に不可欠である。これらが停止すると、各種の応急活動に支障が生じ、住民の生命も危険にさらされる。また、停止などの影響の長期化は、住民の生活復興や産業復興にも大きな支障を与えることになる。</p> <p>○迅速な機能回復を行い、あわせて防災性の向上を図ることが必要となる。</p> <p>①復旧・復興方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害調査</li> <li>・ライフラインに関する方針策定</li> </ul> <p>②災害に強いライフライン施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同溝の整備</li> <li>・送電線・電話線の地中化</li> <li>・水道等の拡充整備</li> <li>・下水道の整備推進</li> </ul>	

はじめに

第1章 事前復興計画について

第2章 徳島県で想定されている災害

第3章 事前復興計画における基本的な考え方

第4章 市町村における事前復興計画策定の進め方

第5章 事前復興計画の運用

参考資料



## 6. 復興事前準備の推進

### (1) 復興事前準備の検討

事前復興計画の検討を通じて、今、できることを検討し、実践する事前復興へ展開することが重要である。

復興事前準備の取組としては、以下のようなことが考えられる。

なお、これらの復興事前準備の取組の推進に当たっては、デジタル技術等を活用するなど、新たな視点で検討することが重要である。

#### ①事前の体制づくり

- ・庁内体制
- ・受援体制
- ・大学等との連携
- ・住民（広域避難者等を含む）のすまいや生活再建等に関する意向把握方法

#### ②すまいの再建

- ・廃棄物仮置場等の事前検討
- ・応急仮設住宅の建設候補地の確保
- ・応急住宅として活用可能な公営住宅の空家状況等の把握

#### ③暮らしの再建

- ・迅速な罹災証明の発行等に向けた訓練
- ・医療・保健、福祉、子育て・教育施設等の被災リスクの整理と代替機能の確保に向けた事前検討

#### ④産業・経済の復興

- ・仮設工場用地などとして活用可能な土地の確認
- ・グループ補助金等の被災者支援策の事前の確認

#### ⑤安心・安全な地域づくり

- ・被害軽減対策の推進
- ・地籍調査の推進
- ・災害リスクの少ない地域で活用可能な空家・空地等の確認
- ・津波被害のおそれのない安全な土地の積極的な活用

復興事前準備で取り組むべき施策・事業は、分野別（例えば、すまい、暮らし、安全・安心な地域、産業等）や、災害発生後の時間経過（例えば、避難期・避難生活期、応急期、復旧期、復興期等）に応じた整理等、わかりやすくとりまとめる。

また、役割分担や実施時期を明確にしたロードマップを作成することで、計画的な事業の推進を図ることにつながる。

**参考：事前準備事項・ロードマップの検討事例**

海陽町事前復興計画では、分野別の復興手順に沿って、各種項目の実施時期を整理するとともに、発災前に事前準備すべき事項をロードマップとして整理している。

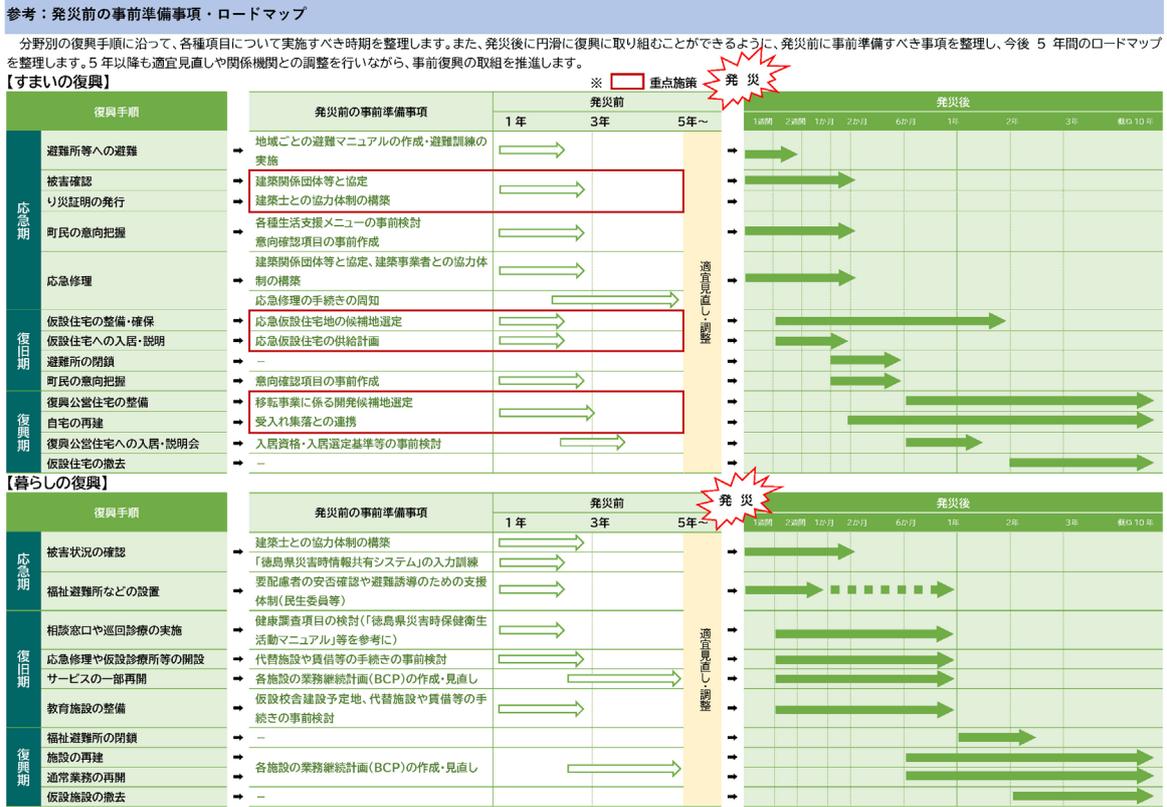


図 発災前の事前準備事項・ロードマップ（参照：海陽町事前復興計画）

**(2) 復興事前準備の推進**

住民の命を守り、被害の軽減につながる、また、円滑かつ速やかな復興につながる効果的な取組については、積極的に推進を図るものとする。

特に、災害リスクを抱えた地域から、より安全なエリアへ住居や施設を移転するという「防災移転」は、災害発生前にも実施することが重要であり、地域住民の意向等も踏まえながら、実現に向けた検討を行うことが必要である。

また、復興事前準備の取組を進める中で、自市町村では解決できない課題等が顕在化した場合は、県や周辺市町村との連携・協力体制の構築等を検討する。

以下に、復興事前準備の取組の一例を示す。

## ■地籍調査の推進

東日本大震災からの復興まちづくりの課題・教訓では、地籍調査の未実施による権利調査が遅れ、復興計画や事業に大幅な支障が生じたと言われている。

被害が想定される地区の官民境界等を明確にしておくことで、復旧・復興事業が円滑に進むことが期待される。

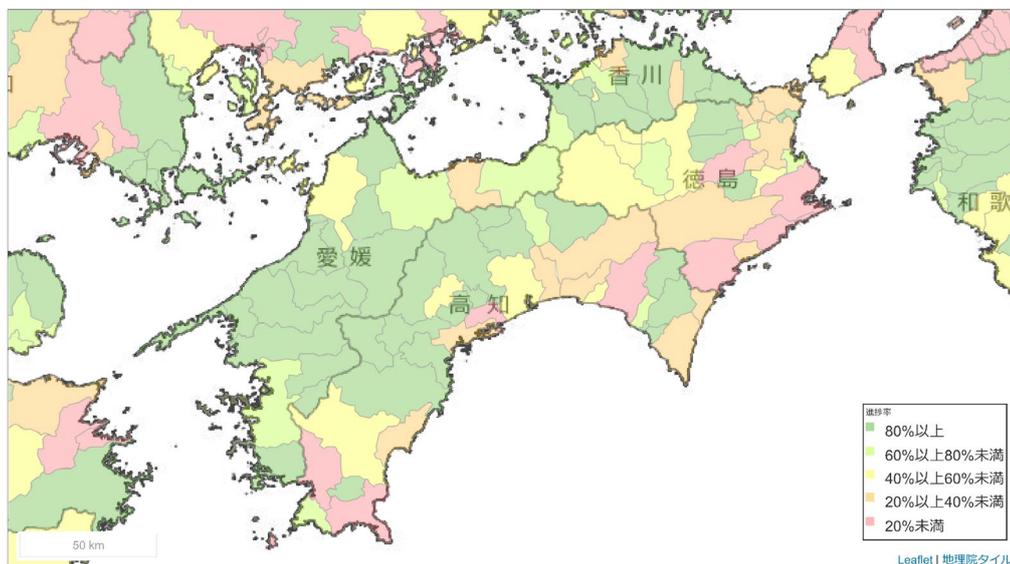


図 地籍調査の進捗率（参照：国土交通省 地籍調査Webサイト）

## ■応急仮設住宅の建設候補地の事前検討

応急仮設住宅の建設候補地として、活用可能な土地の抽出・整理を行う。

大規模な被害が想定されている市町村においては、公有地での建設候補地の確保は困難と想定され、借上げが可能な企業等の民有地の活用や周辺市町村との連携等に向けた事前の検討を行う。

### 参考：応急仮設住宅の建設候補地となる防災公園の整備

徳島県美波町では、市街地の大部分が津波浸水想定区域となっている日和佐市街地において、応急仮設住宅の建設候補地となる防災公園の整備と日和佐こども園の高台への移転を行う高台整備事業を進めている。



図 美波町における防災公園の整備とこども園の高台移転（参照：美波町提供資料）

## 参考：「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」(被災借地借家法)

被災借地借家法は、大規模な災害により借地上の建物が滅失した場合における借地人の保護等を図るため、平成25年6月26日に公布され、同年9月25日に施行された。

被災借地借家法では、仮設住宅や仮設店舗の用地に使用する場合など、被災地における暫定的な土地利用の需要に応えるため、短期の借地権の設定を可能にする制度を設けている。

**大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(被災借地借家法)の概要**

○「震災都市借地借家臨時処理法」(震災都市法)：被災した借地人・借家人保護のための措置を定めた法律  
 ○第二次世界大戦後の応急的、限定的な立法であり、昭和21年に制定(その後、政令で定める大規模な災害にも適用可能)  
 阪神・淡路大震災 ○震災都市法を適用一かえって復興を阻害したという指摘がされた → H24.9に法制審に諮問され、東日本大震災 ○関係市町村は適用を求めず一震災都市法の適用は見送り → H25.2に要綱が法務大臣に答申される

震災都市法の主な規律	被災借地借家法の主な内容
<p><b>①優先借地権制度</b> 政令で定める災害により借家が滅失した場合、借家人は申出により優先して借地権を取得する → 借地権が相当な価値を持つ現代に合わない</p> <p><b>②優先借家権制度</b> 政令で定める災害により借家が滅失した場合、借家がなかった場所に建物が再築されるときは、借家人は申出により優先して借家権を取得する → 賃貸人に過重な義務を負わせ、かえって建物が再築されないおそれがある → 現代においては被災者の居住等に対する公的支援が充実しつつある</p> <p><b>③借地権の対抗力の特例</b> 借地上の建物が滅失し、何ら公示がなくとも、なお借地権の対抗力が生期間維持される → 何ら公示なく長期間において対抗力の特例を認めると、取引の安全を害するおそれがある</p>	<p><b>被災借地借家法の主な内容</b></p> <p>&lt;前提&gt; 災害の発生 → 特定大規模災害として政令で指定(2条) → 政令で指定した地区に被災借地借家法が適用される</p> <p><b>①優先借地権制度を廃止</b> (附則2条により震災都市法を廃止)</p> <p><b>②優先借家権制度を廃止し、従前の賃貸人による通知制度を新設(8条)</b> ○従前の賃貸人が、建物を再築し、賃貸しようとするときは、その旨を従前の借家人に通知する → 従前の借家人に元の居住していた場所に戻る機会を付与</p> <p><b>③借地人の保護のための規律を改正・新設</b> ○何ら公示なく借地権を対抗することができる期間を6か月間とし、政令施行の日から3年間は公示による対抗力を認める(4条) → 「地震売買」を防止しつつ、取引の安全にも配慮した内容に ○借地上の建物が滅失した場合、借地人による借地契約の解約(3条)や、賃貸人が借地権の譲渡を承諾しない場合について、裁判所の許可を求める申立て(5条)を認める → 借地権者を地代等の負担から早期に解放し、再築能力のある者に建物を再築させて早期の復興につなげる</p> <p><b>④被災地短期借地権の新設(7条)</b> ○被災地において、存続期間を5年以下とし、かつ、更新がない借地権の設定を認める → 被災地における暫定的な土地利用のニーズに応える</p>

<参考：審議経過>  
 ・H25.4.9 第183回国会(常会)に被災借地借家法案を提出  
 ・H25.5.23 衆議院本会議で全会一致で原案どおり可決  
 ・H25.5.23 参議院本会議で全会一致で原案どおり可決・成立  
 ・H25.6.26 公布(平成25年法律第61号)

図 被災借地借家法の概要 (参照：総務省 HP)

## ■公共施設及び住宅等の高台移転の検討

大規模な災害によって甚大な被害が想定される中で、次代を担う子どもたちや避難行動要支援者等が活用する施設、復旧・復興等における活動拠点となる施設については、事前の高台移転を検討する。

また、長期的な視点のもと、災害リスクの低い高台等での公営住宅の建替や住宅団地の整備等を検討する。

## 参考：公共施設等の高台移転

高知県黒潮町では、南海トラフの巨大地震及び巨大地震に伴う津波等の災害に対する防災対策・復旧復興拠点となる庁舎について、平成30年1月に高台への移転を行った。

一団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画決定を行い、町営住宅と駐在所の整備等を行っている。



図 庁舎等の高台移転

(参照：第6次 黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方)

### 参考：公共施設等の高台移転

高知県中土佐町では、南海トラフ巨大地震で想定される津波浸水被害の後、速やかな復旧・復興に取り組むため、役場庁舎を高台エリアへの移転を行っている。

保育所と消防署も併せた移転を行っており、非常用電源設備や消防署と共有する自家給油所など、非常時だけでなく日常の利便性も高める防災設備の整備を行っている。

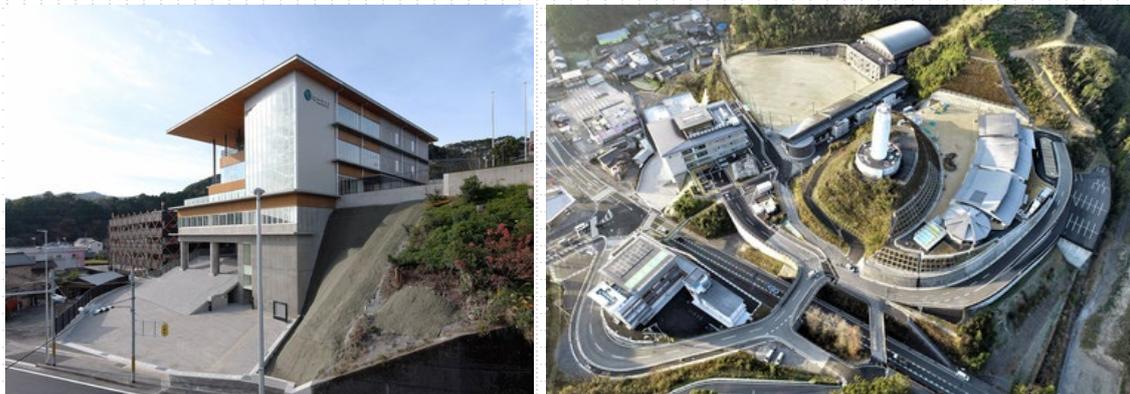


図 庁舎等の高台移転（参照：中土佐町HP）

### 参考：町営住宅及び分譲宅地の整備

高知県中土佐町では、町営住宅及び分譲宅地として、日ノ川団地の整備を行っている。

日ノ川団地は、高知県が公表している南海トラフ地震の最大クラスの地震による津波浸水想定では、浸水深 1.0m以下のエリアに立地しているが、宅地造成に際し、浸水を回避できるような地盤高のかさ上げを行っている。



図 日野川団地の位置図、全景  
(参照：中土佐町提供資料)

### 参考：長期的に安全な市街地の形成

和歌山県串本町では、長期的に安全な市街地形成を目指して、段階的に公共施設を高台移転し、自然誘導的に災害リスクが比較的低いエリアでの居住を選択できる環境づくりを進めている。

海拔約50mの高台（通称：サンゴ台）に宅地造成を行い、平成6年より分譲を開始している。令和3年7月には、町役場を高台に移転している。



図 サンゴ台の宅地造成

## ■住宅の高台移転等の検討

防災集団移転促進事業は、市町村等（以下、「施行者」という。）が、災害の危険性から居住に  
適当でない地域の住居を集団的に移転する際に、施行者が行う移転元地の買取や、移転先の住宅  
団地の整備等に要する費用について、国が補助する制度である。

国では、「防災移転まちづくりガイダンス ～防災集団移転促進事業及び防災移転支援事業（居  
住誘導区域等権利設定等促進事業）について～」（令和6年4月 国土交通省 都市局 都市安全  
課）を公表し、「平時における、発災前に行う「防災移転」の促進」や「人口動態や土地利用等を  
踏まえた、「まちづくり」の一環としての移転の促進」という軸足に立った「防災移転まちづくり」  
を進めることを促している。

防災集団移転促進事業など、国の支援制度を把握した上で、必要な事業費の試算や、住民への  
情報提供を行いながら、話し合いの機会を設けるなど、高台移転について、検討を進めていくこ  
とが重要である。

### 参考：復興まちづくりにおける防災集団移転 促進事業の事例

宮城県石巻市では、東日本大震災に  
より甚大な被害を受けた地域のうち、  
住民の居住に適当でないと認められる  
区域内にある住居の集団移転を実施  
し、都市基盤の復旧・復興と早期の住  
宅再建を図った。

宅地の供給状況（令和3年3月31日  
時点）は、47地区、1,427戸（うち防  
災集団移転促進事業は1,314戸）とな  
っている。

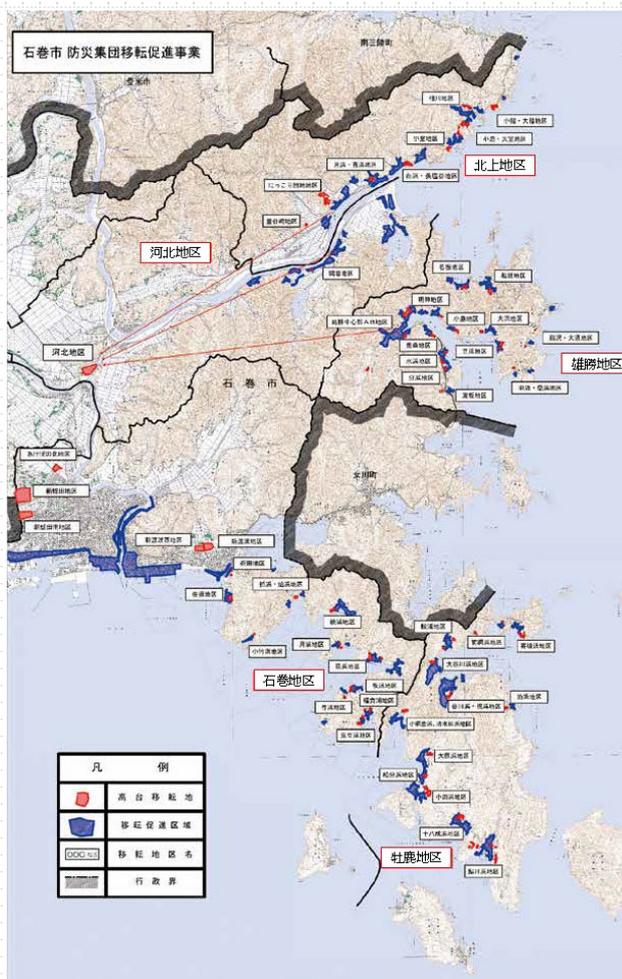


図 防災集団移転促進事業実施位置図

（参照：石巻市東日本大震災復興記録誌（令和6年3月）（石巻市））

### 参考：内陸移転による復興まちづくりの事例

宮城県岩沼市玉浦西地区の復興まちづくりでは、全壊した6集落465戸を1地区の内陸部に集約移転し、コンパクトなまちを形成した。

6集落の代表者等で構成されるまちづくり検討委員会を設立し、まちづくりの方針や画地割等を議論して計画に反映した。6集落毎にまとまったゾーニングとして、従来のコミュニティを維持する工夫などが行われている。

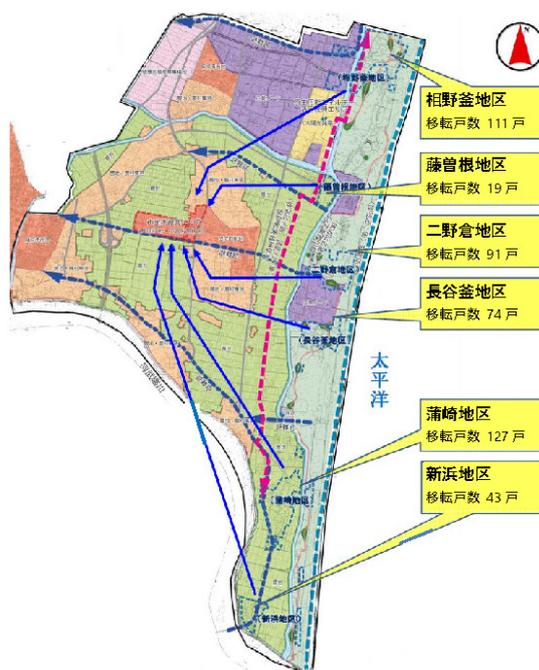


図 沿岸の6つの集落が内陸の一地区に移転

(参照：岩沼市防災集団移転促進事業 玉浦西地区のまちづくり（岩沼市）、復興まちづくりの検証（宮城県））

## 第5章 事前復興計画の運用

### 1. 定期的な見直し

事前復興計画は、大規模災害が発生するその時まで、随時、見直しをしていく必要がある。明日、被災したら、どのような復興まちづくりを考えるのかということを繰り返すことが重要である。

そのため、事前復興計画に基づく復興訓練や復興研修等を実施し、計画の妥当性等を随時、確認し、必要な見直しを行うこととする。これらの取組は、職員の事前復興に関する理解を深めることにつながり、その結果として、適切かつ迅速な復興につながる礎となる。

また、国や県から、新たな被害想定や復興まちづくりに関する知見等が公表された際には、その観点を踏まえたチェックを行い、必要に応じた見直しを行う。

事前復興計画の見直しを行った際には、地域防災計画や国土強靱化地域計画、都市計画マスタープラン等の関連計画へ反映していく。

なお、復興事前準備に位置付けた施策・事業については、その実現に向けて積極的な推進を図るとともに、随時、その進捗状況を確認していくことが重要である。



図 事前復興計画の推進イメージ

## 2. 大規模災害発生後の運用

大規模災害が発生し、法に基づく復興計画の策定を行う際には、事前復興計画の策定時の体制を基本に、復興計画の策定体制を構築する。

また、被害の状況等を確認した上で、「復興ビジョン」と「事前復興まちづくり計画」を活用し、早期の復興計画の策定を行う。

## 参考資料

市町村における事前復興計画策定の後押しを行うため、以下の資料を別途の参考資料としてとりまとめる。

- 各種の支援事業
- 市町村の事前復興計画のひな形

はじめに

第1章  
事前復興計画について

第2章  
徳島県で  
想定されている災害

第3章  
事前復興計画  
における基本的な考え方

第4章  
市町村における  
事前復興計画策定の進め方

第5章  
事前復興計画の運用

参考資料

## 徳島県事前復興計画策定ガイドライン検討会

本ガイドラインの策定に当たり、有識者や関係市町等で構成する「徳島県事前復興計画策定ガイドライン検討会」を開催し、市町村の「事前復興計画」策定を後押しするため、専門的かつ実務的な観点から様々な御意見をいただいた。

### 【検討会の開催経緯】

第1回検討会	令和6年 8月 2日 (火)
第2回検討会	令和6年11月19日 (火)
第3回検討会	令和7年 2月12日 (水)

### 【検討会委員】

区 分	氏名・団体名	所属・職名
委員長	中野 晋	徳島大学 環境防災研究センター 名誉教授・特命教授
委 員	中林 一樹	東京都立大学 復興・危機管理研究所 名誉教授
	奥嶋 政嗣	徳島大学 大学院 社会産業理工学研究部 教授
	多田 豊	阿南工業高等専門学校 創造技術工学科 准教授
	徳島市	危機管理課長
	鳴門市	危機管理局 参事官
	小松島市	危機管理政策課長
	阿南市	危機管理課長
	牟岐町	危機管理監
	美波町	消防防災課長
	海陽町	建設防災課長
	松茂町	危機管理課長
	北島町	危機情報管理課長
	藍住町	総務企画課長
オブザーバー	国土交通省 四国地方整備局	建政部 都市・住宅整備課長
	独立行政法人 都市再生機構	西日本支社 都市再生業務部 まちづくり支援室長

※他、県内各市町村の担当者が出席

---

# 徳島県事前復興計画策定ガイドライン

令和7年3月

徳島県 危機管理部 防災対策推進課 事前復興室

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

TEL : 088-621-2107 FAX : 088-621-2987